

司法省刑事局長河津祐之君 校訂
大坂控訴院判事龜山貞義君
司法省刑事局員金子源治纂著

疑義說明

通例參照

刑事訴訟法釋

卷 下

東京 博文館藏版

凡例

- 一 刑事訴訟法ハ發布後、日尙水淺キ爲メ其精神ヲ究ムルニ至便ナル著書未タ嘗テアヲサルナリ本書ハ各條ノ下ニ疑義説明等ノ目ヲ設ケ其目ニ本法發布後、今日ニ至ルマテ其精神及ヒ舊治罪法トノ關係ニ付キ實際ニ生出セシ難疑問難疑件ヲ記示シ之ニ實際大家ノ論說及ヒ教示ノ正確ナルモノヲ掲ケ以テ其精神ト關係トヲ明晰ナラシメタルモノナリ
- 一 適例ハ舊治罪法ニ付キ大審院ノ判決例中本法ト抵觸セサルモノニシテ本法ノ精神ヲ窺ヒ知ルニ足ルモノヲ撰拔掲載シタルナリ
- 一 參照ハ本法ノ運用上知ラサルヘカヲサルノ布告布達及ヒ勅令訓令等ノ類ヲ掲載シタルモノナリ而シテ此部ニ舊治罪法ヲ記載シタルモノハ本法ハ舊治罪法ノ變更シタルモノナルヲ以テ其由來ヲ知ルニハ自然舊治罪法ノ規定ヲ知ラサルヘカヲサルニ因ルヲ以テナリ

其各條ニ關係セスシテ其全体ニ關スル參照ハ本法第八編ノ末ニ記載セリ

一 注意ニハ舊治罪法ヲ變更シタル著シキ點及ヒ本法ノ運用上其附隨トシテ爲サザルヘカラサルノ手續ヲ掲ケタリ而シテ是亦各條ニ關シテノ注意ニ屬セサルモノハ第八編ノ末參照ノ次ギニ記載セリ
一 各條ノ下ニ掲記セシ疑義中或ハ彼是二三ケ條ニ關連交渉セルモノアリ從テ甲條ニ關スル疑義ト雖モ關係上乙條ノ下ニ記載シアルコトアリ是レ畢竟疑問ヲ二重ニ記載スルノ煩ヲ避ケンカ爲メニ出タルモノナレハ疑題搜索ノ際ハ勉メテ其關係ノ條文ニ就テ所思ノ疑問ヲ探究セラレタシ

明治廿四年三月

著者誌

疑義說明 刑事訴訟法註釋下卷目錄

第八節 現行犯ノ豫審	一
第九節 保釋	三五
第十節 豫審終結	五四
第四編 公判	一一三
第一章 通則	一一三
第二章 區裁判所公判	一二七
第三章 地方裁判所公判	二七一
第五編 上訴	二七九
第一章 通則	二七九
第二章 控訴	二八七
第三章 上告	三〇七

第四章 抗告

三六四

第六編 再審

三七一

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

三九三

第八編 裁判執行復權及ビ特赦

三九七

第一章 裁判執行

三九七

第二章 復權

四一一

第三章 特赦

四二一

附則

四二四

附錄 關係要則

四二七

重罪扣訴豫納金規則

四二七

輕罪ニ係ル扣訴豫納金規則

四二九

罰金及ビ追徴ニ係ル豫納金ノ件

四三〇

司法省刑第五百四十五號訓令

四三〇

大政官達第八十六號

四三〇

明治十四年第八十二號官省院使廳府縣へ達

四三一

司法省明治十五年丙第十一號

四三二

違警罪即決例

四三三

司法警察訓則

四三六

司法警察規則附錄

五三五

其他布達數項

五三九

特16
222



疑義說明
適例參照
刑事訴訟法註釋下卷

司法省刑事局長 河津 祐之 校閱
大坂控訴院部長 龜山 貞義
司法省刑事局員 金子 源治 著

第八節 現行犯ノ豫審

第四百二十二條 豫審判事ハ檢事ヨリ先ニ重罪又ハ地方
裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リ
タル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ檢事ノ請
求ヲ待タス直チニ其旨ヲ通知シ豫審ニ取掛ルコトヲ
得

豫審判事ハ犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ其他此章ノ規定

豫審

目錄

四

疑義說明
適例參照
刑事訴訟法下卷目錄終

判事が訴訟者
ナキモ自ラ事
件ノ取調ヲ爲
シ得ル場合及
理由如何

ニ從ヒ豫審ノ處分ヲ爲スコトヲ得

(疑義) 刑事ハ民事ト異ニシテ其訴訟者ナキモ裁判官自ラ其事
件ノ取調ヲ爲シ得ル場合及ヒ其理由如何

(説明) 夫レ民事ハ其訴訟者ナケレハ則チ民事ノ裁判ナク刑事
ハ檢事ノ公訴ナケレハ又茲ニ刑事ノ裁判ナキ者ナリ然レモ民
事ハ各人民ノ私益ノ爲メニスルカ故ニ又聊カ此二者ニ付キ相
違スル所ナキ能ハス故ニ刑事上ニ就テハ法律上或ル場合ニ限
リ裁判官ヲシテ檢事ノ公訴ヲ俟タス直ニ公訴ニ關涉スルコト
得セシムル場合アリコレ社會公益ヲ保全センカ爲メ最モ必要
ナルト又之ヲ許シテ事ノ最モ至當ナルトノ場合ニ於テ之レカ
例外ヲ設ケタルモノナリ即チ本法第五十六條第五十七條(現行
犯罪准現行犯罪)又ハ裁判所構成法第九九條ノ場合ノ如キ是レ
ナリ

〔參照〕 舊治罪法

第八節 現行犯ノ豫審

第二百一條 豫審判事ハ檢事ヨリ先ニ現行ノ重罪輕罪アル

コトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スル時ハ檢事ノ
請求ヲ待タス直チニ其旨ヲ通知シ豫審ニ取掛ルコトヲ得

豫審判事ハ犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ其他此章ニ定メタル
規則ニ從ヒ豫審ノ處分ヲ爲スコトヲ得

(注意) 現行犯ノ豫審ニ付キ舊治罪法ハ其第二百一條以下ニ於
テ現行ノ重罪輕罪ト規定シタルモ本法ニ於テハ此規定ヲ改メ
本條以下ニ於テ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現
行犯ト爲シタルヲ以テ地方裁判所ノ管轄ニ屬セサル輕罪ナル
トキハ本節ノ處分ヲ爲スコトヲ得サルナリ但シ區裁判所ノ檢
事其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯ヲ認メタルトキ其事

第四百十三條

件急速ヲ要スルトキハ此限ニアラス

第四百十三條 前條ノ場合ニ於テハ檢事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトス其調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルコトヲ記載ス可シ

豫審判事ハ速ニ書類ヲ檢事ニ送致ス可シ但檢事ヨリ其豫審手續ヲ繼續ス可キモノニ非サルノ意見アリト雖モ通常ノ規定ニ從ヒ之ヲ終結ス可シ

本條第一項ハ現行犯ノ場合ニ於テ豫審判事カ檢証ヲ爲シタル効力ヲ規定シタルモノニシテ第二項ハ豫審判事ハ獨立ナルヲ以テ檢事ノ意見ニ拘束セラル、コトナキコトヲ規定シタルモノナリ

〔參照〕舊治罪法

第四百十四條

第二百二條 前條ノ場合ニ於テハ檢事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタル者トス其調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルヲ記載ス可シ豫審判事ハ速ニ書類ヲ檢事ニ送致ス可シ但檢事ヨリ其豫審手續ヲ繼續ス可キ者ニ非サルノ意見アリト雖モ適當ノ規則ニ從ヒ之ヲ終結ス可シ

第四百十四條 地方裁判所檢事及ヒ區裁判所檢事ハ豫審判事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ豫審判事ヲ待ツコトナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

豫審判事ニ屬スル處分トハ如何

證人及ヒ鑑定人ノ供述ハ宣誓ヲ用ユルコトナク之ヲ聽ク可シ

(疑義) 本條豫審判事ニ屬スル處分トハ如何ナルモノナリヤ
(説明) 本條ノ豫審判事ニ屬スル處分トハ即チ被告人又ハ證人訊問鑑定家宅搜索物件差押令狀發付等凡ソ犯罪ノ性質方法日時場所及ヒ被告人ノ人違ナキコト又ハ犯罪ノ模様ヲ知ルニ付テ教示ヲ與フ可キ證據及ヒ徵憑ヲ蒐集スルノ處分ヲ謂フモノナリ

現行犯ノ場合ニ豫審判事ニ屬スル處分トハ如何

(疑義) 現行犯ノ場合ニ於テハ何故ニ檢事ニ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得セシメタル乎
(説明) 現行犯ノ場合ニ於テ檢事ニ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得セシメタルモノハ事實發見上頗ル利益アレハナリ例ヘハ其現ニ犯所ニ在リタルモノ、如キハ成ル可ク速カニ訊

豫審處分ヲ爲ス檢事ハ如何ニ罰金及費用賠償ノ言渡ヲ爲シ得ザルカ

問セサルヘカラス即チ即時ニ訊問スルトキハ其當時ニ於ケル見聞ヲ變更セシムルノ隙間ナキカ故ニ確實ナル證言ヲ得ルノ實益アルノミナラス豫審判事カ他日此等ノモノヲ召喚シテ訊問セントスルモ或ハ事業ノ時間ヲ奪ハル、カ爲メ或ハ證人タルコトヲ嫌疑スルカ爲メ犯罪ノ現場ニ在ラザリシトカ又ハ犯所ニ在リタルモ其實況ヲ確知セストカ成ル可ク證人ノ地位ヲ避去セントスルハ實際ノ經驗ニ照シテ殆ント然ラサルハ莫シ此弊害ヲ豫防スルハ實ニ本項ノ處分ノ如キハ必要ナルモノナルヲ以テナリ
(疑義) 檢事ハ如何ナル理由ニ因リ罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得サル乎
(説明) 檢事ハ自ラ其罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スコト能ハサルモノハ抑々罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ハ裁判ヲ以テ之ヲ言

本條第二項ニ
証人及鑑定人
ノ供述ヲ宣誓
ナシニ問クハ
キコト爲セザ
ルハ何ノ故ゾ

檢事ト豫審判
事ト期セズシ
テ臨檢シタル
ルハ豫審判
事ノ來ルルル
ハ檢事ニ於テ
既ニ着手シタ
ル手續ヲ止メ

渡サ、ルヘカラス然ルニ檢事ニ於テハ刑罰ノ言渡又ハ其他ノ
言渡即チ裁判ヲ爲スコト能ハサルハ固ヨリ明瞭ナレハナリ之
レ此制限アル所以ナリ

(疑義) 本條第二項証人及ヒ鑑定人ノ供述ハ宣誓ヲ用ユルコト
ナク之ヲ聽ク可シト規定シタルハ如何ナル理由アルニ因ル乎

(説明) 檢事カ証人及ヒ鑑定人ヲ訊問スルニ別ニ宣誓セシメサ
ルモノハ其供述ハ之ヲ事實參考ト爲スニ過キサレハナリ換言
スレハ証人及ヒ鑑定人ヲ訊問スルコトハ素ト豫審判事本然ノ
職務ニシテ檢事カ之ヲ訊問スルハ要スルニ例外ノ規則タルヲ
以テナリ

(疑義) 若シ檢事豫審判事ト期セスシテ犯所ニ臨檢シタル場合
ニ於テ檢事既ニ豫審處分ニ着手シタルモ豫審判事ノ到着スレ
ハ直ニ其處分ヲ讓リ又ハ其着手シタル手續ヲ終リタル上ニテ

又ハ之ヲ選ケ
タル者ニテ豫
審判事ニ波ス
等ハ檢事ノ見
込ニ任スベキ
カ

檢事試補ハ本
條及第百四十
六條等ニ於テ
檢事ニ許サレ
タル職務ヲ代
理セシメ得ル
カ

之レヲ讓ル等總テ檢事ノ見込ニ任スヘキヤ

(説明) 凡ソ豫審ハ豫審判事之ヲ行フヲ以テ正當トス故ニ本疑
義ノ如キハ正當ノ手續ニ復セシムルカ爲メ檢事ハ速ニ豫審判
事ニ讓ルヘキモノトス然レモ檢事ノ着手シタル手續ヲ終ヘシ
ムルノ便利ナル場合ニハ豫審判事ヨリ檢事ヲシテ之ヲ終ヘシ
ムルハ格別ナレモ速ニ該判事ニ讓ルト否トテ檢事ノ見込ニ任
セシムルハ正當ニ非サルナリ

(疑義) 檢事試補ヲ置カレタルトキハ檢事試補ニ本條及第百四
十六條ニ於テ檢事ニ許サレタル職務ヲ代理セシムルヲ得ヘキ
ヤ

(説明) 汎ク檢事ト稱スルトキハ檢事總長以下檢事試補及ヒ特
ニ法律ニ定メタル官吏ヲ總稱スルモノニ付キ檢事試補ハ檢事
ニ許シタル職務ニ付キ其代理ヲ爲シ得ルハ論ヲ俟タサルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二百三條 檢事ハ豫審判事ヨリ先ニ現行ノ重罪輕罪アル
ヲ知リタル時ハ豫審判事ヲ待ツコトナク其旨ヲ通知シテ
犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但罰金
ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス
證人及ヒ鑑定人ノ陳述ハ宣誓ヲ用フルコトナク之ヲ聽ク可
シ

第四百四十五條

第四百四十五條 前條ノ場合ニ於テ地方裁判所檢事ハ證
憑書類ニ意見書ヲ添へ速ニ之ヲ豫審判事ニ送致シ區
裁判所檢事ハ之ヲ地方裁判所檢事ニ送致ス可シ

〔參照〕 舊治罪法

第二百四條 前條ノ場合ニ於テ檢事ハ證憑書類ニ意見書ヲ
添へ速ニ之ヲ豫審判事ニ送致ス可シ

〔注意〕 舊治罪法ニ於テハ現行犯ノ豫審ヲ爲シタル檢事ハ證憑
書類ヲ豫審判事ニ送致セシモ本法ニ於テハ此場合ニ區別ヲ立
テ區裁判所檢事該處分ヲ爲シタルトキハ地方裁判所檢事ニ其
證憑書類ヲ送致スヘキモノトセリ

第四百四十六條

第四百四十六條 區裁判所檢事其裁判所ノ管轄ニ屬スル
輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件
急速ヲ要スルトキハ第四百四十四條ニ規定シタル處分
ヲ爲スコトヲ得

若シ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發シタルトキハ三日内ニ
起訴ノ手續ヲ爲ス可シ

〔疑義〕 區裁判所檢事カ其管轄ニ屬スル輕罪現行犯ヲ知得シタ
ル場合ニ於テ豫審判事ヲ待タス其處分ヲ爲スコトヲモ林務官
ニ於テ爲シ得ヘキヤ否ヤ

林務官ハ區裁
判所檢事ニ其
管轄内ニ在ル
現行犯ノ輕罪
ヲ知リタル時
ニ於テ豫審判
事ヲ待テ得ル
事ニ得ル

(説明) 本條ニヨリ司法警察官ハ檢事ニ許シタル職務ヲ行フヲ得ルモノナレモ右ハ只第四百十四條ニ掲ケタル者ヲ司法警察官ニ於テ假ニ行フヲ得ルモノナレハ變死人解剖ノ如キハ假ニ行フヘキ處分ニアラサルカ故ニ檢事ニアラサル限リハ之レニ着手スルヲ得サルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二百五條 第二百三條ニ於テ檢事ニ許シタル職務ハ司法警察官モ亦假ニ之ヲ行フコトヲ得但令狀ヲ發スルヲ得ス

司法警察官ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ被告人ト共ニ速ニ之ヲ檢事ニ送致ス可シ

第四百十八條 地方裁判所檢事ハ區裁判所檢事又ハ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタルトキハ一切ノ書

第四百十八條

檢事職務繁忙
其他正當ノ事
故アリ且四時
間内ニ訊問シ
得ザルハ之ヲ
被告ノ人ハ之ヲ
如何ニスベキ
カ

類ニ請求書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致ス可シ
若シ同時ニ被告人ヲ受取タルトキハ二十四時内ニ之ヲ訊問シ勾留狀ヲ發シ又ハ發セスシテ前項ノ手續ヲ爲ス可シ

(疑義) 本條ニ依レハ檢事現行犯ノ被告人ヲ受取リタル時ハ必スヤ二十四時内ニ訊問ヲ爲サ、ル可カラス又本條及ヒ第七十五條ニ依レハ訊問シタル後チニ非サレハ拘留狀ヲ發スルヲ得ス然ルニ檢事ニ於テ公務多忙ナルカ又ハ不在等ノ爲メ即時又ハ其日ニ訊問スルヲ得サル事アリ此場合ニ當リ如何ナル處ニ被告人ヲ留置スルヲ以テ至當ノ處分トナスカ爰ニ於テ甲乙二說アリ

甲者曰ク本法第八十二條、二項及監獄則第六條ヲ見ルニ新タニ入監スル者アレハ典獄先ツ令狀ヲ査閲シ之レヲ領シ云々

トアルヲ以テ令狀ナキ被告人ハ監獄署ニ留置スルヲ得ス故
ニ巡查ヲシテ看守セシム可シ監獄則第一條第五號ニ留置場
トアリテ刑事被告人ヲ一時留置スル處云々トアルモ右ハ拘
引狀ヲ以テ引致シタル者及傳遞護送途中ノ者ヲ一時留置ス
ル處ニシテ檢事ノ受取リタル現行犯ハ令狀ヲ發スルニ非サ
レハ少時間ト雖モ監獄署ニ留置スルヲ得スト
乙者曰ク甲者ハ監獄則ノ解釋ヲ誤リタル者ニテ抑モ同則第
一條第五號ニ留置場トアルハ監獄署ニアル者ノミナラス警
察署ニアル者モ亦包含セリ此事タル同號ノ但書ニ依リテ明
カニ知り得可シ而シテ警察署ノ留置場ハ常ニ無令狀ナル現
行犯ヲ留置スル處トス然ラハ此レト同一ナル監獄署ノ留置
場ニシテ無令狀ノ現行犯ヲ留置スル能ハサルノ理ナシ故ニ
現行犯人ヲ受取リタル場合ニ於テ司法警察官ハ之ヲ其警察

署ニ留置シ檢事ハ命令シテ之ヲ所屬ノ監獄署ニ留置セシム
ルヲ以テ當然ナリトス且至當ノ解釋ニシテ本法及監獄則ノ
精神モ亦此レニ外ナラサル可シ若シ然ラストセハ常ニ現行
犯人ヲ看守スル爲メ數名ノ巡查ヲ要シ且裁判所ヨリ食料ヲ
給セサル可ラス又何レノ場所ニ於テ看守セシムルヤ其場所
ナキノミナラス實際上決メ爲シ得可カラス此場合ニ於テ或
ル場ニ入レ可シト云フ者アラシク然レトモ一旦檢事ノ受取リタ
ル現行犯ヲ監獄署ニ留置場ノアルニモ拘ハラヌ警察署ヘ移
付スルノ理ナク且警察署ノ留置場ハ甚ダ又甲者ハ本法及監
獄則ニ於テ令狀ヲ閱シ云々トアルヲ以テ無令狀ノ被告人ハ
監獄ニ入ル、能ハスト云フモ右ハ拘留狀アル者ヲ入監セシ
ムル場合ヲ云フ者ニシテ逮捕シタル現行犯ヲ一時留置スル
カ如キ場合ヲ規定シタルモノニアラス故ニ監獄則第一條ニ
其區別ヲ爲シ第四號ニハ刑事被告人ヲ拘禁ス云々トアリテ

拘留状アル者ヲ入ル、處トシ第五號ニハ同被告人チ一時留置スル云々トアリテ即チ拘留状ナキ現行犯ノ如キ者ヲ入ル、處トセリ若シ拘留状ナキ時ハ如何ナル場合アルモ監獄署ニ留置スル能ハストセハ右二個ノ區別ハ何ノ必要アルカ甲者ハ拘引状ヲ以テ引致シタル者及傳遞護送ノ者ヲ入ル、ノ必要アリト云フモ拘引状ヲ以テ引致シタル時ト現行犯ヲ逮捕シタル場合ト其間如何ナル差異アルカ只現行非現行ノ區別アルノミ何レモ訊問シタル上ニ非サレハ勾留状ヲ發スルヲ得サル者ナリ被告人逃亡ノ場合ニ豫審判勾引状ニテ引致セラレタル者ニシテ監獄署ニ留置スルヲ得レハ檢事ノ受取リタル現行犯モ亦留置スルヲ得キハ理ノ最モ見易キ者ナリ甲者ハ傳遞護送ノ途中云々ト云フモ右ハ勾留状又ハ逮捕状若シハ勾引状ヲ以テ護送セラル、者ナル可シ勾留状逮捕状

アル場合ハ法律ニ明文アルヲ以テ拘置監ニ入ル、ハ論ヲ俟タス勾留状ノ場合ニ別ニ規定ナキモ甲者ノ云フカ如ク留置場ニ入ル、ヲ得可シ然ラハ甲者カ留置場ノ必要ヲ説クハ只勾引状ノ場合ノミナル可シ勾引状ニ付テハ前既ニ述ルカ如シ故ニ規則中明カニ其文字ナキモ道理上監獄則第一條第五號ノ留置場ハ勾引状アル者ハ四十八時間檢事ノ受取リタル現行犯ハ二十四時内勾留状ヲ發セスシテ留置スルヲ得ルハ勿論ノ事ナリト

右二説何レカ至當ナリヤ

(説明) 本疑義ノ要旨ハ檢事現行犯ノ被告人ヲ受取リタル片ハ二十四時間内ニ訊問シタル後ニアラサレハ勾留状ヲ發スルヲ得ス然ルニ檢事公務多忙其他ノ事故ニ依リ即日訊問スルヲ得サル場合ニ於テ一時被告人ヲ留置スル片ハ如何措置ス可キ

區裁判所檢察官ヨリ被告人ヲ受取リタルハ
勾留狀ヲ發ス

ヤト云フニ在リ監獄則第六條ノ明文ニ依レハ典獄先ツ令狀又ハ宣告書ヲ査閲シ云々トアルヲ以テ令狀ナキノ被告人ハ監獄署ニ留置スルコトヲ得サルモノ、如シト雖モ彼ノ勾引狀ヲ以テ引致シ來リタル被告人ハ檢事未タ其訊問ヲナサス即チ勾留狀ヲ發セサル以前直チニ之ヲ留置スルコトヲ得セシメタリ果シテ然ルトキハ現行犯ヲ逮捕シ警察官等一時其取調ヲナシ該書類ヲ添付シ之ヲ引致シ來リ檢事受取リタル以上ハ恰モ勾引狀ヲ以テ引致シタルモノト同一ノ性質ヲ有スルモノニシテ假令ヒ拘留狀未發前タリトモ均シク之ヲ留置シ得ルトハ實際上至當ノ解釋ニシテ本法及ヒ監獄則ノ精神モ亦必ス此旨趣ニ外ナラサルナリ因テ乙說ヲ適當トス

疑義 區裁判所ヲ事司法警察官ヨリ被告人ヲ受取リタルトキ拘留狀ヲ發スルヲ得ルヤ否ヤノ件ニ付キ左ノ兩說アリ何レヲ

ルヲ得ルヤ
否

可トスヘキ乎

甲說 本法現行犯ノ豫審ノ節ニ地方裁判所檢察事被告人ヲ受取リタルトキ拘留狀ヲ發シ得ヘキコトハ載セテ本條ニ在リテ區裁判所檢察事被告人ヲ受取リタルトキノ手續ハ更ニ其規定ナシ唯第四百十七條ニ於テ區裁判所檢察事自カラ臨檢シタル場合ニ拘留狀ヲ發スルヲ得セシムルモ之ヲ制限シテ三日内ニ起訴スヘキヲ規定セシハ蓋シ其處分ノ敏速ヲ要シ已ニ豫審處分ヲ爲シタル場合ノ特例タルニ過キサルヘシ案スルニ輕罪ニシテ區裁判所當然ノ裁判權アルモノハ最モ微罪ニシテ其程度違警罪ト格別徑庭ナキ程ノモノナレハ法律ハ裁判前拘留スルヲ望マズ又其必要ナキモノト認メタルモノナリトス故ニ被告人ヲ受取リタル場合ニハ拘留狀ヲ發スルヲ得サルナリト

乙說 本法第四百十七條ニ於テハ區裁判所檢察事臨檢シタル場

合ニ拘留状ヲ發スルコトヲ許セリ區裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ハ微罪ナルニモ拘ハラス臨檢シタル場合ニ拘留状ヲ發スルヲ許シタルヲ觀レハ法律ハ微罪ト雖凡之ヲ發スルノ必要アルヲ認メタルコト明カニシテ又區裁判所檢事ニ之ヲ發スルノ職權ヲ與ヘタルコトモ明カナリトス已ニ職權アリ又必要アレハ假令臨檢シタル場合ニアラスシテ被告人ヲ受取リタル時ト雖凡拘留状ヲ發スルヲ得ヘシ若シ然ラストセシカ彼レニ許シテ之ニ許サ、ルノ理由アラサルナリ訴訟法ニ於テ明文ノ明示セサル地ハ彼是比附參照シテ其精神ノ在ル所ヲ求メ其宜キニ從ヒ處分セサルヘカラサルモノトス故ニ被告人ヲ受取リタルトキト雖凡拘留状ヲ發スルヲ得ヘシト

(說明) 區裁判所ニ於テ管轄スル刑事事件ニ付テハ總テ豫審ヲ求ムルコトヲ得サルモノニ付キ該檢事カ被告人ヲ受取リタル

現行犯ノ被告
人ヲ訊問セザ
ルニカラサル
時間ニ就テノ
疑問

片ハ直チニ之ヲ公判ニ付スル迄ノ手續ヲナスモノニシテ無論拘留状ヲ發スルコトヲ得ヌ即チ甲說ヲ以テ相當トス

(疑義) 現行犯ノ被告人訊問ノ時間ニ關シ左ノ疑義アリ

- 第一 刑事訴訟法第四百十八條ニ依リ地方裁判所檢事被告人ヲ請取リタル片訊問ノ期間即チ二十四時内ハ拘留状ヲ發セス監倉ニ留置シ得ヘキハ勿論タルヘシ而シテ其期間最終ノ日休暇ニ當ル片ハ同法第十五條ニ照シ期間ニ算入セス法律上當然二十四時内ト爲シ拘留状ヲ發セス其儘留置シ苦シカラサルヤ
 - 第二 區裁判所檢事カ司法警察官ヨリ現行犯ノ被告人ヲ受取リタル片訊問着手ノ時間本法ニ規定ナシト雖モ又必スシモ即時ヨリ始ムヘシトノ明文モナカリキ左スレハ區裁判所檢事ノ訊問期間モ地方裁判所檢事同様二十四時内トスヘキヤ
- (說明) 第一ハ休暇日ト雖モ二十四時間内ニ處分ス可シ

司法警察官必
要ト認ムル
檢事ハ豫審
ノ手續ヲ
爲スル
更ニ其處分
ヲ得ル
トス

第二八元ト地方裁判所檢事ニ訊問期間ヲ與ヘラレタルノ要旨
ハ所謂假豫審ニ屬スル手續ヲ爲サシムルカ爲メ其期間ヲ與ヘ
ラレタルモノナリ然ルニ區裁判所ニ於テ管轄スル刑事々件ニ
付テハ總テ豫審ヲ求ムルコトヲ得サルモノナレハ該檢事カ司
法警察官ヨリ被告人ヲ受取リタルトニ於テモ亦(被告人ノ承諾
ヲ得テハ)假豫審ノ手續ヲナスコトヲ得サルモノナリ必竟スルニ
本法ニ於テ區裁判所檢事カ訊問着手ノ時間ヲ規定セサルモノ
ハ前述ノ訊問ヲナサシメサル旨趣ニ外ナラサルモノトス故ニ
第二ノ場合ニ於テハ其訊問ヲ爲サスシテ直チニ公判ニ付スヘ
キモノトス

(疑義) 檢事司法警察官ヨリ現行犯ノ送致ヲ受ケタル時ハ本條
ノ規定ニ從ヒ豫審判事へ送付スヘキハ勿論ナリト雖モ司法警
察官ニ於テ若シ其必要ト認ル臨檢ヲ爲サ、ル乎又ハ其處分ア
リタルモ事充分ナラス更ニ檢證ヲ要スル場合ハ豫審判事其處
分ヲ爲スヲ得可キ乎

(説明) 本疑義ノ場合ニ於テ其司法警察官ノ取調充分ナラサル
トアレハ豫審判事ハ更ニ其取調ヲ爲シ得ヘキコト勿論ナリト
ス

(參照) 舊治罪法

第二百六條 檢事被告人ヲ受取リタル時ハ二十四時内ニ之
ヲ訊問シ調書ヲ作り拘留狀ヲ發スルト否トヲ問ハス一切
ノ書類ニ請求書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致ス可シ
若シ起訴ヲ爲ス可カラサル者ト認メタル時ハ直チニ被告
人ヲ放免ス可シ

第二百七條 豫審判事ハ二十四時内ニ被告人ヲ訊問ス可シ
此場合ニ於テハ檢事ノ發シタル拘留狀ヲ解キ又ハ之ヲ存

スルヲ得

本法ニ於テ該第二百七條ヲ削除シタルハ豫審判事カ被告
人訊問ニ期限ヲ設クルカ如キハ實際ニ不便ナルヲ以テナ
リ

第二百八條

豫審判事ハ檢事又ハ司法警察官ノ爲シタル手
續ニ付キ更ニ其取調ヲ爲スコトヲ得但檢事又ハ司法警察官
ノ作リタル調書ハ之ヲ訴訟書類ニ添置ク可シ

本法ニ於テ該第二百八條ヲ削除シタルハ豫審判事ハ檢事
等ノ爲シタル手續ニ付キ更ニ取調ヲ爲スコトヲ得ルハ明
言スルニ及ハサルカ故ナリ

(疑義) 本條ニ地方裁判所檢事ハ何レノ場合ニ於テモ輕罪ノ現
行犯ニ豫審ヲ求ムルニ及ハスト思料シタルトキハ拘留狀ヲ發
シタルト否トニ拘ハラス直チニ其裁判所ニ訴ヲ爲スコトヲ得

本條ノ所謂ル
何レノ場合
ニ於テモ
之ヲ有スル
ハ如何ナル
カ

被告事件罪トナラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シ
タルトキハ起訴ノ手續ヲ爲ス可カラストアル玆ニ所謂何レノ
場合ニ於テモトアルハ如何ナル場合ヲ指スカニ付キ以下ノ兩
說ヲ生セリ其第一說ニヨレハ同法第四百四條以下ヲ包含シ
タル者ト云フニ在リ其理由ハ本條ヲシテ若シ第四百四十八條ノ
ミニ限り之ヲ指シタル者トスレハ地方裁判所檢事自ラ現行犯
ニ着手シタル片ハ其事件ハ罪トナラサルヲ又ハ公訴受理ス可
カラサルヲ明白ナルニモ拘ハラス一々豫審判事ニ送付シテ普
通ノ終結處分ヲ爲サ、ルヲ得ス如此ノハ徒ラニ時間ト手數ト
ヲ費シ其極被告人ニ對スルモ官廳ニ對スルモ曾テ益スル所ナ
シ事件輕易ニシテ直チニ公判ニ付スルニ足ル場合モ同一ノ結
果ニ歸ス可レ之ニ反シテ何レノ場合ニ於テモト云フ文字ヲ第
百四十四條以下ヲ包含スルモノト解釋スレハ地方裁判所檢事

ハ自ラ現行犯ノ取調ニ着手レタルモ區裁判所檢事又ハ司法警察官ヨリ現行犯ノ事件ノ交付ヲ受ケタル中モ等シク同一ノ處分ニ出テ罪トナラス若クハ公訴受理ス可カラスト認ムルモハ直ニ不起訴トナシ又ハ取調十分ニシテ直チニ公判ヲ求ムルニ足ルト認ムルモ之ヲ公判ニ付シ事件重大ニシテ取調モ亦タ十分セスト認ムル時ニ至リ始メテ豫審判事ニ送付スル事トスレハ時間ヲ省キ手數ヲ簡ニシ且ツ効益モ少小ナラサル可シ且夫レ區裁判所檢事若クハ司法警察官ノ取調ヘタル事件ハ直チニ公判ヲ求ムルニ足ルモ地方裁判所檢事カ取調ヘタル事件ハ却テ豫審ヲ經サレハ公判ヲ求ムルコトヲ得サルモノトスレハ權衡上ニ付テモ穩當ナラサルカ如シ加之法文ニ何レノ場合モトアル上ハ其文中ニハ二個以上ノ場合ヲ含ムコトハ疑ヒヲ容レス而シテ第四百十四條以下ヲ包含スルモノトスレハ地方裁

判所檢事若クハ司法警察官カ取調ヲ爲シタル場合トノ二個アルヲ以テ何レノ場合モト云文字ハ實ニ穩當ナルモ之ニ反シテ單ニ第四百十八條ニ限り指稱シタル者トスレハ之レヲ何レノ場合モトスルヨリモ寧ロ前條ノ場合ニ於テハト改ムル方簡且ツ明ナルカ如シ故ニ本條ハ當然第四百十四條以下ヲ包含セシモノナラント云フニ在リ之レニ反シテ第二說ニ依レハ本條ハ只前條即第四百十八條ヲ指シタルモノナラント云フニ在リ其理由ハ本法第四百十九條ノ所謂何レノ場合トハ同法第四百十四條以下總テノ場合即チ第一地方裁判所檢事自ラ豫審處分ヲ爲シタル時第二區裁判所檢事ヨリ送致ヲ受ケタル時第三司法警察官ヨリ送致ヲ受ケタル時ノ三場合ヲ指シタルモノナルヤ又ハ第二以下即チ區裁判所檢事ト司法警察官トヨリ送致ヲ受ケタル二場合ヲ指シタルモノナルヤノ解釋ニ付テハ先ツ第一

ノ場合即チ同第四百四十四條地方裁判所檢事自ラ豫審ヲ爲シタル時ハ公訴ノ提起アリシモノト見做ス可キヤ否ヤヲ定メサル可ラス同第四百四十五條ニ前條ノ場合ニ於テ地方裁判所檢事ハ証憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速カニ之レヲ豫審判事ニ送致シ云々トアリテ豫審請求ヲ爲ス可キノ意見ナク之レニ反シ同第四百四十八條ニ於テハ地方裁判所檢事ハ區裁判所檢事又ハ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタルトキハ一切ノ書類ニ請求書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致ス可シトアリテ始メテ爰ニ豫審請求ヲ爲ス可キヲ規定セラレシヲ見レハ同第四百四十四條ノ所謂地方裁判所檢事ノ豫審處分ハ公訴ノ提起アリシモノト看做ス可キトハ明確疑ヒヲ容ルヘキナシ且ツ此ノ公訴ノ提起アリタリト看做ス可キトハ同第四百四十三條ニ於テ檢事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢証證書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトストノ

規定ト相對シ現行犯ヲ處分スルノ特別便法ナリ加之舊治罪法ノ精神ト同一ニシテ本法ニ於テ之ヲ變改シタル痕跡ナキノミナラス舊治罪法第二百六條二項ト同第二百九條トヲ合セテ本法第四百四十九條ト爲シタルニ過キス上ノ如ク地方裁判所檢事ノ豫審處分ハ公訴ノ提起アリシモノトスレハ其事件假令罪トナラス又ハ公訴受理ス可カラス又ハ直チニ公判ヲ求ムヘキモノト雖モ普通ノ規則ニ從ヒ豫審終結ヲ爲サ、ル可カラス已ニ如此トスレハ第四百四十九條ノ何レノ場合トハ第一地方裁判所檢事ノ豫審處分ヲ爲シタル時ヲ包含セシモノニアラスシテ第二第三ノ檢事ト司法警察官ヨリ送致ヲ受ケタルニツノ場合ヲ指シタルモノナルトハ自ラ明カナリト云フニ在リ右ハ解釋ノ致方ニヨリ豫審判事ト地方裁判所檢事トノ間ニ權限ノ消長少カラストスルヲ以テ以上二說中孰レノ說ヲ以テ正解トスル乎

(説明) 右ハ本條ニ地方裁判所檢察ハ何レノ場合ニ於テモ輕罪ノ現行犯ニ係リ豫審ヲ求ムルニ及ハスト思料シタルモ云々トアル何レノ場合トハ同法第一百四條以下ノ場合ヲ包含スルヤ將タ同法第四百八條ノミヲ指スヤト云フニ在リ去レハ本條ニ於テ豫審ヲ求メ直チニ裁判所ニ訴テ爲スコトヲ得ト規定シタルハ其ノ犯罪輕易ニシテ豫審ヲ求ムルニ及ハスト思料シタル場合ニ限リ直チニ裁判所ニ訴テ爲スコトヲ得ルモノトシ現行犯ノ輕罪ニ限リテ一ノ特別ヲ設ケタルモノナルカ故ニ地方裁判所檢察カ自ラ現行犯ニ着手シタル場合モ區裁判所檢察又ハ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタル場合モ其間ニ區別ナシ苟クモ其事件輕易ニシテ豫審ヲ求ムルニ及ハスト思料シタルモハ直ニ訴テ爲スコトヲ得ルモノトス因テ本段ノ二說中第一說ヲ以テ正解ナリトス

第四百十九條

第四百十九條 地方裁判所檢察ハ何レノ場合ニ於テモ輕罪ノ現行犯ニ係リ豫審ヲ求ムルニ及ハスト思料シタルトキハ拘留狀ヲ發シタルト否トニ拘ハラヌ直チニ其裁判所ニ訴テ爲スコトヲ得
被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シタルトキハ起訴ノ手續ヲ爲スコカラス

[參照] 舊治罪法

第二百九條 檢察ハ輕罪ノ現行犯ニ係ル場合ニ於テ拘留狀ヲ發シタルト否トニ拘ハラヌ被告人ヲ訊問シタル後豫審ヲ求ムルニ及ハスト思料シタル時ハ直チニ輕罪裁判所ニ呼出スコトヲ得

第九節 保釋

第五百十條 豫審判事ハ豫審中拘留狀ヲ受ケタル被告

第五百十條

保釋ノ因テ起
レル所以如何

人ノ請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ呼出ニ
應シ出廷ス可キ證書ヲ差出シ且保證ヲ立テシメ保釋
ヲ許スコトヲ得
被告人無能力ナルトキハ法律上代理人ヨリ保釋ヲ求
ムルコトヲ得

(疑義) 保釋ノ因テ起リタル所以如何

(説明) 夫レ未タ犯人タルノ確證アラズ所謂犯罪ノ嫌疑アル者
ヲ捕ヘテ數旬若クハ數月間之レヲ未決監ニ拘禁スルカ如キハ
公ケノ秩序ヲ維持センカ爲メ實ニ己ムコトヲ得サル處分ナル
カ故ニ其處分ハ亦敢テ不正ニアラス不當ニアラストスルモ既
ニ事已ムコトヲ得サルニ出タル者ナルトキハ亦勉メテ其時間
ヲ減縮セサル可カラヌ去レハ法律ハ之レヲ務メテ唯及ハサテ
ソコトヲ悞ル舊治罪法第二百十二條第二項ニ於テ裁判所長ハ

未決拘留ノ日數ヲ減縮スル爲メ職權ヲ以テ其順序ヲ變更スル
コトヲ得ルノ規則アルヲ視テモ亦以テ微旨ノ存スル所ヲ徵ス
ルニ足ル但本法ハ此規定ヲ削除セシト雖モ此事タル必ス他ニ
特別法ノ設ケアルベシト信ス然リ而シテ法律ハ其唯ニ審理終
局ヲ迅速ニシ拘留ノ日子ヲ減縮スルノ方法ノミヲ以テ足レリ
トセス事ニ害ナキ場合ニ於テハ即チ未決拘留ノ被告人ヲ假釋
スルノ法規ヲ擇メリ抑々未決拘留ハ犯人逃亡罪證湮滅ノ恐ア
ルカ爲メ及ヒ其他ノ理由ニ因ル者ナリトセハ今實際ニ其恐ト
其理由ト無キ場合タルニ拘ハラヌ仍ホ之ヲ拘禁スルカ如キハ
蓋シ社會カ必要ナル限涯ヲ除テ人ノ身体ノ自由ヲ減殺スル者
ナリト謂ハサルヲ得サルニ至ラン苟クモ必要以外ニ跳出シテ
人ノ自由ヲ減殺スルノ法律ハ又恐ラクハ識者ノ非難ヲ免レサ
ラン否ナ之ヲ正鵠ヲ得タルノ法律ト謂フ能ハサルナラン之レ

保釋ノ性質ハ如何ナルカ

保釋ノ規定ノ因テ起リタル所以ナリ

(疑義) 保釋ハ如何ナル性質ヲ有スル處分ナリヤ

(説明) 保釋ハ假定裁判ノ性質ヲ有ス即チ假定裁判トハ審査中訴訟人ノ便益ノ爲メ假リニ或ル處分ヲ命スル裁判ナリ故ニ被告人ノ請求ニ因リ保釋ヲ許シ又ハ被告人ヲ責付スルノ言渡ノ如キ總テ之ヲ假定裁判ト謂フナリ

(疑義) 保釋ノ請求ハ豫審中ノ被告人ニアラサレハ爲シ得ザル乎

(説明) 凡ソ保釋ノ請求ハ豫審中ノ被告人之ヲ爲ステ通常トスルト雖モ而カモ豫審中ニ限ルニアラス事ニ害ナキ限リハ現ニ其公判ノ審理中タリ又ハ上訴中タルヲ問ハス之ヲ請求スルコトヲ得ヘキモノトス

(疑義) 保釋又ハ責付ヲ許スノ權アルモノハ豫審判事ニ限ル乎

保釋ノ請求ハ豫審中ノ被告ニアラサレハ爲ステ能ハザルカ

保釋又ハ責付ヲ許スノ權アル

ルモノハ豫審判事ニ限ルカ

被告人無能力ナルハ法律上代理人ヨリ保釋ヲ求ムルコトヲ得ベキト

(説明) 保釋ハ單ニ豫審ニ於テ爲スヘキ處分ナルノミナラス豫審終結處分ニ對スル抗告ノ判決ト共ニ之ヲ許スコトアリ又上訴中保釋ノ請求ヲ許スコトアリ而シテ之レカ許否ヲ與フルノ權アルハ即チ其事件ヲ受理シ裁判ヲ爲ス可キ裁判所ナリトス故ニ豫審ノ抗告ニ係ルトキハ保釋請求ノ許否ヲ與フルハ抗告裁判所ナリ又タ公判ノ上訴タル控訴ニ係ルトキハ保釋ノ請求ヲ許否スルハ控訴裁判所ナリ然レモ其事件上告ニ係ルトキハ其保釋ノ請求ヲ許否スルハ大審院ニアラスシテ原裁判所即チ其上告ニ係ル事件ノ裁判ヲ爲シタル裁判所ナリ之レ上告ノ裁判ヲ爲スハ大審院ナリト雖モ大審院ハ素ト其事件ヲ裁判セスシテ上告ニ係ル裁判言渡ノ當否ヲ裁判スル所ナルヲ以テナリ(疑義) 被告人無能力ナルトキハ法律上代理人ヨリ保釋ヲ求ムルコトヲ得ヘキモノトシタルハ何ソヤ

爲セル所以ハ如何

(説明) 保釋ハ元來本人ヨリ請求スルヲ通常トスルト雖モ本人若シ無能力ナルトキハ法律上代理人ヨリ之ヲ請求スルコトヲ得ヘキモノトシタルハ蓋シ無能力者即チ幼者有夫ノ婦等ハ自ラ財産ヲ處置スルコトヲ得サルカ故ニ隨テ相當ノ保證ヲ立ツルコト能ハサルヲ以テ法律ハ此ニ注意スル所アリテ本條第二項ノ規定ヲ設ケタルモノナリ

保釋ヲ許スニ何時ニテモ出頭セシムルベキハ何レノ保證ヲ要スルハ何レ

(疑義) 本條ニ於テ保釋ヲ許スニ付キ何時ニテモ呼出ニ應シ出頭ス可キノ證書ヲ差出サシメ且保證ヲ立テシムルハ何等ノ要アル乎

(説明) 保證ヲ立テシメタル上尙ホ何時ニテモ呼出ニ應シ出廷スヘキノ證書ヲ差出サシムルノ事タル要スルニ被告人ヲシテ呼出ノ時日ニ出廷スルコトノ確實ナラシメンカ爲メタルニ外ナラサルナリ

保釋ノ請求ハ保證ヲ爲セルモノヨリ請求シ得ルカ

(疑義) 本條保釋ノ請求ハ其保證金又ハ預リ證書等ヲ差出シタル者ヨリ請求スルヲ得可キヤ否
(説明) 保證金又ハ預リ證書ハ第五百五十二條ノ規定ニ據リ他人ヨリ之レヲ差出スヲ得ヘシト雖モ其保釋ハ之レヲ請求スルノ權ナキモノナリ

[參照] 舊治罪法

第九節 保釋

第二百十條 豫審判事ハ豫審中拘留狀又ハ收監狀ヲ受ケタル被告人ノ請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ呼出ニ應シ出廷ス可キノ證書ヲ差出サシメ保釋ヲ許スヲ得
被告人無能力ナル時ハ親屬又ハ代人ヨリ保釋ヲ求ムルヲ得

百五十一條 保證ノ金額ハ豫審判事之ヲ定メ保釋ヲ許

第百五十一條

保釋ノ保証金額ハ一定シアルカ

ス言渡書ニ記載ス可シ

〔疑義〕 保釋ヲ請求スルニ要スル所ノ保証金額ハ常ニ一定セルモノナリヤ

〔説明〕 本條保証ノ金額ハ豫審判事之ヲ定ムト記シタル點ヨリ推考スルニ其金額常ニ一定セルモノニアラサルナラン則チ被告事件ノ大小輕重ニ從テ必ス差等アル可ク又被告人ノ身分地位貧富ノ如何ニ依テ之レカ相當ノ員額ノ出額ヲ定メラルヘキモノナル可シ

〔參照〕 舊治罪法

第二百十二條 保釋ヲ許スニハ金圓ヲ以テ被告人ノ出廷ヲ保證セシム可シ但シ豫審判事其金額ヲ定メ保釋ヲ許スノ言渡書ニ記載ス可シ

〔該條ニ規定シタル事項ハ本法ニ於テハ本條及ヒ前條ニ分

割シテ規定セリ〕

第二百五十二條

第二百五十二條 保證ヲ爲スニハ被告人又ハ法律上代理人ヨリ金錢若クハ有價證券ヲ差出ス可シ

又裁判所ノ管轄地内ニ住シ且十分ナル資力アル者ヨリ金額ニ充ツ可キ保證書ヲ差出スコトヲ得

保証ヲ爲スニ金額若クハ有價證券ヲ出サシムルハ何ゾ

〔疑義〕 保證ヲ爲スニ金額若クハ有價證券ヲ差出サシムルハ何ゾ爲メナルヤ

〔説明〕 保證ヲ爲スニ其金額證書ヲ差出サシムルモノハ畢竟保釋ヲ許シタル後被告人ノ呼出ニ應セサル等ノ場合ニ於テ言渡書所ノ罰金ノ豫納タルニ外ナラサルモノトス

〔參照〕 舊治罪法

第二百十三條 保證ヲ爲スニハ被告人又ハ其他ノ者ヨリ保證金若クハ貯金預所又ハ銀行ノ預證書ヲ書記局ニ差出ス

可シ

又裁判所ノ管轄地内ニ住シ且充分ナル資力アル者ヨリ金額ニ充ツ可キ保證書ヲ差出ストテ得

第五百五十三條

第五百五十三條 保釋中被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ

二十四時前ニ其報告ヲ爲ス可シ

保釋ノ被告人ハ何時ニテモ出頭スヘキノ證書ヲ提出セルモ些少ノ猶豫ナキトキハ實際差支ノ少ナカラサルモノナルヲ以テ本條ハ是ニ考フル所アリ二十四時ノ猶豫ヲ與ヘタルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二百一十一條 前條ノ證書ハ書記局ニ差出ス可シ

保釋中被告人ヲ呼出ス時ハ出廷ヨリ二十四時前ニ其報知ヲ爲ス可シ

第五百五十四條

第五百五十四條 保釋中被告人呼出ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ保證金ノ全部又ハ一分ヲ沒收ス可シ

保釋願ニ付キ保證金ヲ納ムルモノハ出頭セサルトキノ罰金ノ豫納ナレハ出頭セサルトキニ於テ其全部又ハ一分ヲ沒收セラルハ當然ノコトナリトス是本條アル所以ナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二百一十四條 保釋中被告人呼出ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出廷セサル時ハ保證金ノ全部又ハ幾分ヲ沒入ス可シ

第五百五十五條

第五百五十五條 保證金ヲ沒收スルニハ檢事ノ意見ヲ聽キ豫審判事其言渡ヲ爲ス可シ

〔參照〕 舊治罪法

第二百一十五條 保證金ヲ沒入スルニハ檢事ノ意見ヲ聽キ豫

審判事其言渡ヲ爲ス可シ
若シ他人ノ保證ニ係ル時ハ民事ノ規則ニ從ヒ之ヲ徵收ス
可シ

(注意) 本法ニ於テ舊治罪法第二百十五條ノ第二項ヲ削除シタルハ是レ素ヨリ當然ノコトニシテ敢テ明文ヲ要セサルコトナレハナリ

第五百十六條

第五百十六條 豫審判事保證金ヲ沒收シタルトキハ保釋ノ言渡ヲ取消ス可シ

又豫審中保釋ノ言渡ヲ取消スコトヲ必要ナリトスルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其言渡ヲ取消ス可シ

保釋ヲ受ケタル者何時ニテモ其呼出ニ應スヘキ旨ノ證書ヲ提出シナカラ其呼出ノ時日ニ出頭セズシテ其保證金ヲ沒入セラル、カ如キニ於テハ保釋言渡ヲ取消サル、モ固

ヨリ當然ノコトナリトス又保釋ヲ許シタル者ト雖モ逃亡又ハ罪証湮滅等ノ恐レアルトキハ何時ニテモ其言渡ヲ取消シ得ヘキハ是亦當然ノコトナリトス

(參照) 舊治罪法

第二百十六條 豫審判事保證金ヲ沒入シタル時ハ保釋ノ言渡ヲ取消ス可シ

又豫審中保釋ノ言渡ヲ取消スコトヲ必要ナリトスル時ハ檢事ノ意見ヲ聽キ其言渡ヲ取消ス可シ

第五百十七條

第五百十七條 豫審判事保證金ヲ沒收シタル後免訴ノ言渡違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ前ニ沒收シタル金額ヲ還付ス可シ

(疑義) 本條免訴ノ言渡違警罪又 罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ

免訴ノ言渡違警罪又ハ

罰金ニ該ルベキ輕罪ニ付キ公判ニ爲シタル言渡ヲ先キ没收セル保証金ヲ返還スベキモノト爲セキ理由ハ如何

公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキ先キ没收シタル保證金ヲ還付スヘキモノトシタルハ何ソヤ

(説明) 其レ此等ノ場合ニ於テ前ニ没入シタル金額ヲ還付スル所以ノモノハ他ナシ抑々無罪及ヒ免訴ノ場合ハ更ニ言ヲ竣タス罰金以下ノ刑ニ該ル可キ被告人ハ元來身体ヲ拘束サル可キ者ニ非ス隨テ保證ヲ立テ、身軀ノ自由ヲ得ベキモノニ非ス去レハ其前ニ呼出ニ應セザリシトテ保證金ヲ没入セラル可キ道理ナキヤ晰ナルニ由ル

(參照) 舊治罪法

第二百十七條 豫審判事保證金ヲ没入シタル後免訴ノ言渡違警罪裁判所ニ移スノ言渡又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ輕罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲シタル時ハ檢事ノ意見ヲ聽キ前ニ没入シタル金額ヲ還付ス可シ

公判ニ無罪免訴ノ言渡ヲ受ケタル被告人ハ豫審中ニ保釋ノ保證金ヲ没收セラレタルハ之ヲ還スベキ

第五百五十八條 豫審判事免訴ノ言渡、違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シ若クハ保釋ノ言渡ヲ取消シタルトキハ保證金ヲ還付ス可シ
(疑義) 公判ニ於テ無罪免訴ノ言渡ヲ受ケタル被告人若シ豫審中保釋ノ言渡ヲ取消シ保證金ヲ没入セラレタル者ニ係ル時ハ其保證金ヲ還付ス可キヤ或ハ還付スルヲ要セサルヤ
(説明) 被告人保證金ヲ出スハ出廷ヲ保證スル爲ナリト雖モ若シ出廷セサルコトアリシニヨリ一旦保證金ヲ没入シタルコトアルモ他日免訴ノ言渡ヲ爲シタル時ハ其没入シタル罰金ハ之ヲ還付スヘキ者ト去レハ本段疑義豫審中没入シタル者公判ニヨリ無罪免訴ノ言渡ヲ受ケタル時ハ之ヲ還付スル明文ナシト雖モ結局被告人無罪トナル時ハ豫審公判ヲ區別セス等シク之ヲ還付スルヲ當然トス

〔參照〕舊治罪法

第二百十八條 豫審判事免訴ノ言渡違警罪裁判所ニ移スノ言渡又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ輕罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲シ若クハ保釋ノ言渡ヲ取消シタル時ハ保證金ヲ還付ス可シ

第五百五十九條

豫審判事ハ保釋ノ請求アルト否トヲ問ハス檢事ノ意見ヲ聽キ被告人ヲ其親屬又ハ故舊ニ責付スルコトヲ得

責付ヲ爲スニハ親屬又ハ故舊ヨリ何時ニテモ呼出ニ應シ被告人ヲ出頭セシム可キ證書ヲ差出サシム可シ

責付トハ如何ナル處分ナルカ

〔疑義〕 責付トハ如何ナル處分ナリヤ

〔說明〕 責付トハ即チ拘禁中ノ被告人ヲ假釋シテ之ヲ其親屬又ハ故舊ニ保管セシムルノ處分ナリ

責付ハ如何ナル場合ニ爲スベキ事トナルカ

〔疑義〕 責付ハ如何ナル場合ニ於テスヘキヤ

〔說明〕 責付ヲ爲スヘキ場合ハ罪質ノ輕微ナルカ若クハ其犯罪取テ破廉耻ニ出ツルニ非ス又其位地一家ノ關係若クハ素行ニ因リ逃亡又ハ罪證湮滅等ノ嫌疑ナキ者ニシテ裁判官ニ於テ之ヲ假釋スルモ敢テ事ニ容ナシト思惟シタルモノニ限り此恩惠ノ處分ヲ爲スナリ

〔疑義〕 責付ニ保證ヲ立ツルノ義務ナキ理由如何

責付ニ保證ヲ立テサルハ何

〔說明〕 責付ヲ得ルモノヲシテ保證ノ義務ヲ免カレシムルモノハ他ナシ責付ハ逃亡等ノ嫌疑ナキモノニ限り之ヲ許スモノナルカ故ニ若シ逃亡其他卑劣ナル手段ヲ用ヒテ苟クモ法律ノ制裁ヲ免カレントスルカ如キハ却テ一身ノ名譽一家ノ榮譽ヲ汚瀆スルモノニシテ其之ヲ畏ル、ノ思想ハ自カラ無形ノ保證ヲ爲ス可シトスルニ在ルナリ

上告ノ末ニ原
裁判ノ破毀セ
ラレテ他ニ移
サレタルハ
責付ヲ爲サレ
タル者ニ被
人ト共ニ其
行カサルカ
ラサルカヘ

(疑義) 責付ヲ受ケタル者上告ノ末原裁判破毀セラレ他ノ裁判所ニ移サレタル時原裁判所管轄地内ニ在リシ親族故舊ハ被告人ニ附添ヒ其移サレタル裁判所ニ到ラサルヘカラサル乎

(説明) 責付ハ全ク人ニ責付スルモノナルヲ以テ財産ニ係ル責任ト同視ス可カラス故ニ責付ノ任ヲ受ケタル者ハ原裁判所ノ管轄地内ニ在ルカ如キハ實際責付ノ任ヲ完フスル能ハサルヲ以テ此任ヲ負フ者自ラ被告人ニ附添ヒ其移サレタル裁判所々在地ニ到ラント請フルハ其責付ハ取消スニ及ハスト雖モ其請求ヲ爲ササル時ハ其責付スヘキ親族故舊ナキ場合ト同一ナルヲ以テ責付ヲ取消ササルヲ得ザルベシ

(參照) 舊治罪法

第二百十九條 豫審判事ハ保釋ノ請求アルト否トヲ問ハス檢事ノ意見ヲ聽キ被告人ヲ其親屬又ハ故舊ニ責付スルヲ

ヲ得

(注意) 本條第二項ハ舊治罪法ノ規定セサル所ナリ故ニ本法ノ下ニ在テ責付ヲ爲サントスルニハ必ス其親屬又ハ故舊ヨリ何時ニテモ呼出ニ應シ出頭セシムヘキノ保證證書ヲ差出サ、ルヘカラサルナリ

第六十條

第六十條 責付中被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十四時前ニ其報知ヲ爲ス可シ

被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢事ノ

意見ヲ聽キ責付ノ言渡ヲ取消ス可シ

保釋ト責付トノ間ニハ如何ナル差異アリヤナル差異アリ

(疑義) 保釋ト責付トノ間ニハ如何ナル差異アリヤ
(説明) 第一 保釋ハ金額證券ヲ以テ保證ヲ立ツルコトヲ要スルモ責付ニハ此條件ナシ但親屬又ハ故舊ヨリ何時ニテモ呼出ニ應シ出廷セシム可キノ證書ヲ差出サシムルコトニ付テハ二

者ノ間ニ差異ナキモノトス

第二 保釋ハ被告本人又ハ本人無能力者ナル片ハ法律上代理人ヨリ請求アルヲ要スト雖片責付ハ是等ノ者ノ求ニ因テ與フルモノニアラサルヲ以テ從テ其請求アルコトヲ要セサルナリ
〔注意〕 本條ハ舊治罪法ノ規定セサル所ナリ故ニ責付中ノ被告人ヲ呼出シ又ハ其責付ヲ取消サントスルニハ必ス本條ノ規定ヲ守ラサルヘカテサルナリ

第十節 豫審終結

豫審終結トハ如何ナル處分ナルカ

〔疑義〕 豫審終結トハ如何ナル處分ナリヤ
〔説明〕 豫審判事カ諸多ノ處分ニテ蒐集シ得タル證據ニ依リ其被告事件ノ已レノ管轄ニ屬スルヤ否ヤ公判ニ移スヘキモノナリヤ否ヤノ處分ヲ爲スチ即チ豫審終結ノ決定ト謂フ

第百六十一條

第百六十一條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非ストシ

又ハ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ豫審終結ノ處分ニ付キ檢事ノ意見ヲ求ムル爲メ訴訟記録ヲ送付ス可シ

檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ三日内ニ之ヲ還付ス可シ

豫審終結ノ處分ニ必ラス檢事ノ意見ヲ問フカサルベカラサルハ如何カ

〔疑義〕 本條豫審終結ノ處分ニ付キ必ス檢事ノ意見ヲ求メサルヘカラサルモノハ如何ナル理由ニ因ル乎

〔説明〕 豫審判事カ證據ノ取調ヲ終リ豫審處分ヲ終結セントスルニ當リ必ス檢事ノ意見ヲ求メサル可カラサルモノハ是レ檢事ハ元來豫審判事ニ對シ或ル處分ヲ請求スルノ職權ヲ有スル者ナレハ或ハ其豫審ヲ以テ未タ必要ナル取調ノ充分ナラサルモノト思料シ更ニ取調ノ處分ヲ請求スルヤモ知ル可カラス加之ナラス其公訴ニ付テハ即チ原告人ナルカ故ニ亦其終結ノ摸

請求ト意見トノ區別如何

キハ其條件ニ付キ更ニ取調ヲ請求スルコトヲ得若シ豫審判事其請求ヲ肯セサルトキハ檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ

(疑義) 本條ニ豫審判事其請求ヲ肯セスト謂ヒ又檢事訴訟記録ニ意見ヲ付ント謂フ其意見ト請求トノ別如何

(説明) 本條ニ謂フ請求トハ其文詞ノ指示スルカ如ク自ラ起テ或ル手續ヲ請ヒ求ムルヲ云ヒ意見トハ即チ別ニ請ヒ求ムルコトナク只俗ニ所謂見込ト同意味ヲ有スルモノニシテ二者固ヨリ同視スルコトヲ得サルモノナリ

豫審判事檢事ノ請求ヲ肯セザルヲ得ル故ハ如何

(疑義) 豫審判事檢事ノ請求ヲ肯セサルヲ得ルハ如何ナル理由アルニ因ル乎

(説明) 豫審判事ハ檢事ノ意見ヲ聽キタル上ニテ豫審ノ終結ヲ爲ス可キモノナリト雖モ而カモ檢事ノ意見ニ拘束セラル可キ

モノニ非サルヲ以テ設令ヒ檢事ノ意見ハ證憑十分ナラスト云フモ自ラ證憑十分ナリト思料スルトキハ檢事ノ請求ヲ肯セス其事件ヲ公判ニ付スルノ言渡ヲ爲スコトヲ得可ク之レ全ク豫審判事ハ檢事ノ意見ニ拘束セラレサルノ致ス所ナリ

(參照) 舊治罪法

第二百一十一條 檢事ハ豫審充分ナラスト思料シタル時ハ其條件ニ付キ更ニ取調ヲ請求スルヲ得若シ豫審判事其請求ヲ肯セサル時ハ檢事訴訟書類ニ意見ヲ付シ二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ

第六十三條 豫審判事ハ檢事ノ意見如何ナルヲ問ハス後ニ記載シタル決定ヲ以テ豫審ヲ終結ス可シ

(疑義) 豫審終結ノ決定ハ公判ノ裁判ニ如何ナル効力ヲ及ボスヘキ乎

豫審終結ノ決定ハ公判ノ裁判ニ如何ナル効力ヲ及ボス

第六十三條

豫審終結ノ決
定ハ私訴ノ上
ニ如何ナル効
チ及ボスカ

(説明) 豫審ノ言渡ハ公判ノ裁判ニ毫モ勢力ヲ及ボサ、ルモノ
トス之レ素ト豫審ト公判トハ被告人保護ノ點ニ付テ差別有ル
ヲ以テナリ蓋シ豫審ニ於テハ書類審査及ヒ秘密ノ審査ヲ用フ
ルノミナラス對審ナキノ審査辯護人ナキノ審査ヲ用ヒ證據若
クハ推測ニ因テ言渡ヲ爲ス者ナリ然ルニ公判ニ於テハ口頭ノ
辯論ヲ以テスルノミナラス又辯護人ヲ付シ公衆ノ傍聽ヲ許ス
等被告人ヲ保護シ苟モ枉屈ノ弊ナカラシムルノ手續至ラサル
ハ莫シ然ルニ若シ此等ノ手續ヲ履行セサル豫審ノ言渡ニシテ
其勢力ヲ公判ノ裁判ニ及スモノトセハ此等手續ヲ鄭重ナラシ
メタルノ目的ハ蓋シ徒空ニ歸スヘキヲ以テナリ

(疑義) 豫審終結ノ決定ハ私訴ノ上ニ如何ナル影響ヲ及スヘキ
ヤ
(説明) 判決ノ勢力ヲ私訴ニ及ボスヘキハ公判ノ裁判言渡ノミ

豫審ノ終結ヲ
爲スニ言渡ヲ
以テセズ決定
ヲ以テスルハ
何ゾ

ニシテ豫審ノ決定ハ決シテ然ラス蓋シ豫審ニ於テハ審査ノ性
質タル公判ノ審査トハ全ク其趣ヲ異ニシテ十分ニ被告人ヲ保
護スルノ方法ヲ與ヘス其言渡ト雖モ新證據ノ現出スルマテ假
リニ効力ヲ有スルニ過キス故ニ豫審ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲シ
タル後私訴ノ民事裁判所ニ起リタル時ハ民事裁判所ハ豫審ノ
言渡ニ反對セル判決ヲ爲スヲ得可シ何トナレハ民事裁判所ハ
刑事公判ノ審査ト同ク對質辯論等共ニ公然タル方法ニ依リ精
密ニ事件ヲ審査シタル後裁判ヲ下ス者ナレハナリ

(疑義) 豫審ノ終結ヲ告クルニ判決ヲ以テセス決定ヲ以テスル
モノハ如何ナル理由ニ因ル乎
(説明) 豫審判事カ豫審ノ終結ヲ告クルニ決定ヲ以テシ判決ヲ

以テセサルモノハ是レ犯罪ノ有無ヲ裁定スルニ非スシテ此裁
定ヲ爲ス可キ裁判所ニ被告事件ヲ移シ或ハ其管轄ニ非サル事

若クハ訴訟手續ヲ繼續ス可カラサル事ヲ告クルノ決定タルニ過キサルニ由ルヲ以テナリ

豫審ノ取調ニ着手シタル後事故アリテ其終結ヲ爲スニ至ラスシテ他ノ豫審判事其事件ノ引繼ヲ受タル場合ニ於テ他ニ取調ヲ要セスト思惟スルハ單ニ前豫審判事ノ取調ノミヲ以テ直ニ之カ終結ヲ爲スヲ得ルカ將タ一應被告人證人等ノ訊問ヲ遂ケ取調ノ處分ヲ爲サ、ルヲ得サル者ナル歟甲論者云裁判官ノ職務タル各自特立ノ性質ヲ有スル者ナレハ事件ノ結了ヲ爲スニ方テハ他裁判官ノ取調ノミヲ以テ直ニ處分ヲ爲スカ如キハ是其職務ノ處分ハ違フ者ナレハ之レヲ越權ナリト云フモ不可ナカルヘシト乙論者云前豫審判事ノ處分タル法律ニ依リ相當ニ之カ取調ヲ爲シ且ツ審理上毫モ遺漏ノ點ナキニ於テハ其取調ノミヲ以テ直ニ終結ノ處分ヲ爲ス

ニ法律上原ト復妨ナカルヘシ更ニ取調ノ處分ヲ爲スハ重複ノ煩タルニ過キスト夫レ前豫審判事ノ處分アルニ拘ハラズ必スシモ悉ク取調ヲ要スヘシトセハ徒ニ手數重複ニ涉ルノミナラス前豫審判事ノ處分ハ殆ント無効ニ屬スルノ嫌ヒアリト雖モ若シ其審理ヲ爲サズ只タ其結果ニ因リ事件ノ結了ヲ爲ス者トスルハ頗ル穩當ナラサルカ如シ去レハ右甲乙二論中何レニ決ス可キ乎

(説明) 豫審ハ公判ト異ニシテ被告人證人等ノ供述シタル事件ハ總テ調書ヲ作り相違ナキヤ否ヤヲ知ラシムル爲メ之ヲ讀聞カシ署名捺印セシムル者ナレハ他ノ判事ニ於テ最早取調ヲ要セスト思料スル場合ニ於テハ直ニ終結ノ決定ヲ爲スモ妨ケナカル可シ殊ニ實際ニ於テモ大ニ手數ヲ省キ官民共便益尠ナカラサレハナリ

六三

〔參照〕 舊治罪法

第二百二十二條 豫審判事ハ檢事ノ意見如何ナルヲ問ハス
後ニ記載シタル言渡ヲ以テ豫審ヲ終結ス可シ

第六十四條

豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非サルコ

トヲ認メタルトキハ其旨ヲ言渡ス可シ若シ勾留ヲ要
スルモノト認メタルトキハ前ニ發シタル令狀ヲ存シ
又ハ新ニ令狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

〔疑義〕 本條ノ管轄違トハ土地ニ關スル管轄違犯罪ノ性質ニ關
スル管轄違及ヒ被告人ノ身分ニ關スル管轄違等ヲ謂フモノニ
シテ犯罪ノ種類ニ關スル管轄違ノ場合ヲ包含セサル理由如何
〔説明〕 本條ノ管轄違ノ言渡ニハ犯罪ノ種類ニ關スル管轄違ノ
場合ヲ包含セサルモノハ夫レ重罪ハ必ス豫審ヲ要スルモノナ
レハ更ニ論ナク又輕罪ハ其輕重難易ニ因リ或ハ豫審ヲ求メ或

此ニ所謂ル管
轄違ノ種類ニ
犯罪ノ種類ニ
關スル管轄違
ヲ包含セサル故
ハ如何

ハ豫審ヲ求メサル者ナリト雖モ其所謂輕重難易ハ元來劃然タ
ル區別アルニアラス其之ヲ重難トシ將タ輕易トスルハ一々豫
審ヲ請求スルモノ即チ檢事其人ノ思定如何ニ在テ存スルカ故
ニ設ヒ豫審判事ニ於テ事輕易ナリト信スルモ法律上管轄ニ非
サルノ言渡ヲ爲スコトヲ許サス又事件違警罪ナリトセンカ違
警罪ニ付テハ元來豫審ノ請求ヲ爲ス可キモノニ非ス故ニ語ヲ
換テ言ヘハ豫審判事ノ管轄ニ非サルコト明瞭ナリト雖モ而カ
モ其最初ヨリ違警罪ナルコトノ明白ナルモノニ付テハ檢事ハ
其豫審ヲ請求セサル可キコト言テ竣タサレハ多クハ豫審中又
ハ豫審ノ上始メテ其違警罪事件ナルコトヲ發見スル場合ナル
可シ而シテ此場合ニ於テハ豫審判事ハ管轄違ノ言渡ヲ爲サス
シテ違警罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲ス可キヲ規定シテ第百
六十六條ニ在ルカ故ニ豫審ノ種類ニ關スル管轄違ノ言渡ヲ爲

管轄違ノ豫審
判事ニ勾留狀
ヲ發スルコトヲ
許セルハ何ゾ

ス可キ場合ハ到底遭遇スルコトナカル可キヲ以テナリ
〔疑義〕 本條ニ於テ管轄違ノ豫審判事ニ拘留狀ヲ發スルコトヲ
許シタルハ如何ナル理由ニ因ル乎

〔説明〕 管轄違ノ豫審判事ニ拘留狀ヲ發スルコトヲ許シタルモ
ノハ是レ法律ニ於テ被告人逃亡若クハ證據湮滅ノ恐レアルモ
ノト思料シタル場合ニ於テ公益ノ爲メ特ニ管轄ニ非サル豫審
判事ニ付與シタル職權ナリ然レモ此前ニ發シタル令狀ヲ存シ
又ハ新ニ令狀ヲ發スルコトヲ得可キハ少ナクモ管轄ニ非サル
ノ言渡ヲ爲スト同時ナラサル可カラズ何トナレハ豫審判事ハ
豫審終結ノ決定ト同時ニ全ク被告事件ヨリ脱離スルモノニシ
テ其以後ニ在テハ固ヨリ何等ノ權ヲモ有ス可カラサルヲ以テ
ナリ

被告人ノ交付
ヲ受ケタル檢

〔疑義〕 本條ニ拘留ヲ要スル者ト記シタルモハ前ニ發シタル令

事ハ其被告所
ニ送ラント欲
スル件ニハ出
監ヲ許ス豫審
判事ノ言渡ヲ
キモ被告人ヲ
出監セシメ得
ルカ

狀ヲ存シ又ハ新ニ令狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付スヘント之
レアルニ就テハ其交付ヲ受ケタル檢事ニ於テ被告人ヲ相當
轄裁判所ノ豫審ニ送致セント欲スルモハ別段豫審判事ヨリ其
被告人ニ付シ出監セシムルトノ言渡ナクモ司獄官吏ハ檢事ノ
求メニ從ヒ之ヲ出監セシメテ檢事ニ交付スルヲ得ヘキ義ナル
ヤ或ハ又豫テ豫審判事ヨリ被告人ニ對シ檢事ノ指揮ニ從フヘ
キ旨ヲ言渡シ置ク義ナルヤ

〔説明〕 本條ノ場合ニ於テ豫審判事其管轄ニ非サル旨ヲ言渡シ
タルモハ其管轄ヲ脱シタルモノナレハ被告人ヲ管轄裁判所ニ
送致スル等總テ檢事ノ處分ニ歸スヘキモノトス但豫メ豫審判
事ヨリ被告人ニ對シ檢事ノ指揮ニ從フヘキノ言渡ヲ爲シ置ク
モ亦妨ナシ

〔參照〕 舊治罪法

第二百二十三條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非サルコトヲ認メタル時ハ其旨ヲ言渡ス可シ若シ拘留ヲ要スル者ト認メタル時ハ前ニ發シタル令狀ヲ存シ又ハ新ニ令狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第六十五條

第六十五條 豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

- 第一 犯罪ノ證據十分ナラサルトキ
- 第二 被告事件罪ト爲ラサルトキ
- 第三 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ
- 第四 確定判決ヲ經タルトキ
- 第五 大赦アリタルトキ
- 第六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ

告訴ノ時ニ於テ被告事件ニ付キ告訴ナクシテ公訴ヲ受理シ又ハ告訴ヲ爲シタル後チ被害者カ其事件ヲ拋棄シタルトキ又犯罪後頒布シタル法律ニ因リ其刑ヲ廢止シタルトキハ豫審判事ハ如何スヘキヤ

本條第一第二ノ場合ニ於テ無罪ノ言渡ヲ爲スニモ係ハラス本條ニ於テハ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シト規定シタルハ如何ナル理由ニ因ル乎

(疑義) 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付キ告訴ナクシテ公訴ヲ受理シ又ハ告訴ヲ爲シタル後チ被害者カ其事件ヲ拋棄シタルトキ又犯罪後頒布シタル法律ニ因リ其刑ヲ廢止シタルトキハ豫審判事ハ如何スヘキヤ

(說明) 是等ノ場合ニ於テハ法ニ明文ナキモ元來起ス可カラサル公訴ヲ起シ若クハ中公訴消滅ノ原由ヲ生シタルモノナルヲ以テ豫審判事ハ被告人ヲシテ其訴訟ヨリ免脱セシムルノ言渡即チ免訴ノ言渡ヲ爲ス可キモノトス

(疑義) 公判ニ於テ本條第一第二ノ場合ニ於テ無罪ノ言渡ヲ爲スニモ係ハラス本條ニ於テハ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シト規定シタルハ如何ナル理由ニ因ル乎

(說明) 公判ノ場合ニ於テハ本條第一即チ犯罪ノ證據十分ナラサルトキ第二被告事件罪ト爲ラサルトキ無罪ノ言渡ヲ爲スヘ

キモノナルニモ係ハラス豫審ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲ス所以ノ
モノハ豫審ニ於テハ彼レ公判ニ於ケルカ如ク犯罪ノ有無ヲ判
定スルモノニ非サルヲ以テナリ

被告人ノ死セ
ルハ免訴ノ
言渡ヲ爲スベ
キカ

(疑義) 被告人ノ死去シタルトキハ免訴ノ言渡ヲ爲ス可キ乎

(説明) 被告人死去ノ場合ニ於テハ其死去シタルヲ知ラシテ
公訴ヲ起シタルト將タ起訴ノ後死去シタルトヲ論セス別ニ免
訴ノ言渡ヲ爲スニ及ハサルヘシ何者被告人ヲシテ其訴訟ヨリ

免脱セシムルノ言渡ニ爲スマテモナク事實上其公訴ハ終結ニ
至リタルモノト云フ可ク到底對手人ナクシテ訴訟ヲ爲シ得可
カラサルコト勿論ナルヲ以テナリ

(疑義) 被告人ノ人違ヒナルトキ即チ本犯ニ非サルトキハ如何
スヘキヤ

被告人ノ本犯
ニアラサルハ
ニハ如何スベ
キカ

(説明) 此場合ニ於テハ第一犯罪ノ證據十分ナラサルトキト謂

ヘル原由ニ因リテ免訴ヲ言渡ス可キモノトス蓋シ犯罪ノ證據
充分ナラサルトキトハ即チ犯罪ノ成立ヲ證明スル證據ノ十分
ナラサルトキト犯罪ハ成立シタルモ本犯ノ誰タルコトヲ證明
スル證據ノ十分ナラサル時トノ二者ヲ包含シタルモノナレハ
ナリ例ヘハ變死人アル場合ニ於テ其犯罪ニ原因スルモノナリ
ヤ否ヤ明瞭ナラサルトキハ之ヲ前者ノ場合ト爲シ其犯罪ニ原
因スルコトハ明瞭ナルモ果シテ何人ノ兇行ニ係ルモノナルコ
トノ明瞭ナラサルトキハ之ヲ後者ノ的例ト爲ス可キナリ而シ
テ其孰レノ場合ニ於テモ法律ハ之ヲ犯罪ノ證據十分ナラサル
モノト謂ヘルヲ以テナリ

(疑義) 豫審判事免訴ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テ誤テ被告人ノ拘
留ヲ解カサルトキハ被告人ハ如何スヘキヤ

(説明) 此場合ニ於テハ被告人ハ言渡ノ執行ヲ司ルモノ即チ檢

豫審判事免訴
ノ言渡ヲ爲ス
場合ニ誤テ被
告人ノ拘留ヲ
解カザリシハ
ハ被告人ハ如
何スベキカ

豫審免訴ノ旨
渡アリタル
ニハ民事原告
人ハ其私訴ヲ
如何スベキカ

事ニ對シ放免セラレノコトヲ求ムルヲ得檢事モ亦直チニ放免ノ指揮ヲ爲スコトヲ得何者訴訟ヨリ免脱セラレタルモノ即チ拘留ノ原由消滅シタルニ拘ハラス特リ拘留ヲ存シ置ク可キノ謂レナキコト固ヨリ言テ埃タサレハナリ但シ若シ被告人他ノ被告事件ニ付キ拘留ヲ受ケタル時ハ此限ニアラサルナリ

〔疑義〕 豫審免訴ノ言渡アリタル場合ニ於テハ民事原告人ハ其附帶ノ私訴ニ付キ如何スヘキヤ

〔説明〕 豫審判事ハ免訴ノ言渡ヲ爲スト同時ニ被告事件ヨリ脱離スルモノナレハ其附帶シテ生シタル私訴ノミニ付キ公判ヲ移スノ言渡ヲ爲スコカラサルヤ論テ埃タス又自ラ私訴ノ裁判ヲ爲スコトヲ得サルヤ勿論ナレハ此場合ニ於テハ民事原告人ハ民事裁判所ニ非サレハ到底要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得サルナリ然レモ若シ新ナル證據出テ、公訴ノ更ニ起リタルトキハ復

豫審判事ガ免
訴ノ旨渡ヲ爲
シ其言渡書中
ニ記シ置カサ
ルハ押收セラ
レタル物品等
ヲ返ストテ得
ルカ

タ附帶シテ刑事裁判所ニ要償ノ訴ヲ起シ得可キモ然ラサルトキハ一先ツ刑事裁判所ノ關係ヲ脱離セサル可カラサルナリ

〔疑義〕 豫審判事被告事件免訴ノ言渡ヲ爲シタル場合ニ於テ證據トシテ押收シタル金銀物品ヲ終結書ニハ何等ノ記載ヲ爲サザル場合ニ於テモ檢事ハ其證據物ヲ夫レ々々還付ノ手續ヲ爲スヘキヤ又其終結言渡書ニ還給處分ノ附記ナキ以上ハ檢事ニ於テ還給處分ヲ爲スヘカラサル乎

〔説明〕 豫審被告事件免訴ノ場合ニ於テ證據トシテ押收シタル物件ハ公判ノ場合ト均シク豫審終結言渡書ニ其還給處分ヲ附記スルモ別ニ不都合アルヲ見ス當ニ不都合アルヲ見サルノミナラス之ヲ記載スルヲ允當ナル可シ但其言渡書ニ之カ記載ヲ欠ク片ト雖モ檢事ニ於テ強ヒテ其處分ノ執行ヲ拒ムヲ能ハサル而已ナラス職務上當然其處分ヲ爲スヘキモノトス

免訴ノ言渡アリタルモ檢事ガ之ヲ執行セサルハ獄司ハ被告ヲ得ルカ放スルヲ得ル

(疑義) 豫審判事拘留シタル被告人ニ對シ免訴放免ノ言渡ヲ爲タル片ハ檢事ヨリ其言渡ノ執行ヲ指揮スルハ勿論ニ付司獄官更ハ其指揮ヲ待テ執行スヘキモノナラン然ルニ檢事ハ其手續ヲ爲サザリキ右ノ場合ニ於テハ直チニ放監シ得ヘキヤ
(説明) 豫審終結ノ言渡ハ檢事ノ指揮ヲ待テ執行スヘシ若シ檢事ニ於テ其指揮ヲ怠タル片ハ獄司ヨリ其旨ヲ檢事ニ照會スルモ妨ナキモノトス

適例

明治十九年十二月十七日判決 秋田縣平民 佐藤倉吉
(摘要) 豫審中被告人ノ人違ナルヲ發見シタルヲ以テ豫審判事ハ該被告人ヲ免訴シ豫審ヲ終結シタルハ相當ナリ
原檢察官ニ於テ豫審判事カ佐藤倉吉ノ起訴ヲ受ケタルニ依リ全人ヲ審理シ其人違ヒナルヲ發見セハ直ニ當時佐藤倉吉ト

詐稱シ堀内佐吉ヲ捕ヘ然シテ相當ノ判決ヲ爲スヘキニ單ニ倉吉ヲ放免セシニ止マリシハ越權ナリト云フモ堀内佐吉ニ對シテハ公訴未タ起ラサルモノナレハ只ニ起訴ヲ受ケタル佐藤倉吉ヲ人違ナリトシ放免シ佐吉ヲ捕ヘステ終結セシハ失當ト云フ可カラス又原檢察官ハ法律ニ依リ言渡ノ理由ヲ示サスト云フモ被告人ノ人違ナル場合ニ於テハ治罪法第二百二十四條ヲ適用スヘキモノニアラサルヲ該條ノ法文ニ照ラシ明カナレハ只其人違ナルヲ明示セハ則チ足レリ以上ノ理由ナレハ豫審終結ノ言渡相當ナルニ付其故障ノ判決ヲ爲シタル會議局カ該言渡ヲ認可セシモ亦違法ト云フ可カラス
明治廿二年三月二日判決 大高平吉
(摘要) 同一ノ事件ニ付甲者ニ與ヘタル確定裁判ノ効力ハ共犯ニアラサル乙者ニ對シ其効チ及ホス可キモノニアラス

抑治罪法第四百條第二項全第二百廿四條ニ定メタル確定裁判ヲ經タル時ハ免訴ヲ言渡ス可シトアルハ同一ノ被告人カ同一ノ事件ニ付確定裁判ノアリタル時ヲ指稱スルモノニシテ他人ニ對スル確定裁判ノ効力ヲ及ホスノ律意ニアラサルナリ今原判文ヲ審閱スルニ被告カ自首シタル所爲ハ云々榊原五郎カ申立調書既決犯表等ニ因レハ明治廿年十一月十二日四日市治安裁判所ニ開ク安濃津輕罪裁判所カ與ヘタル裁判ノ同一事件ニシテ已ニ其全体ニ付失火アリトノ確定裁判アル以上ハ云々トアリテ其確定裁判タルヤ他人即チ榊原五郎ニ對スル裁判ニシテ本案被告平吉ニ對スル確定裁判ニアラサレハ其効力ノ本件ニ及ハサルコト勿論ナルニ原裁判所カ其他人ニ對スル確定裁判ヲ以テ本件ニ及ホシ更ニ審判スルノ限ニアラストシテ受理シタル公訴ニ付何等ノ判決ヲモ與ヘス直ニ免訴スト言渡シタル

ハ不法越權ノ裁判ニシテ即チ治罪法第四百十條第十一項ニ該當シ破毀ノ原由アル者トス

〔參照〕 舊治罪法

第二百二十四條

豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ

爲シ且被告人拘留ヲ受ケタル時ハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

- 一 犯罪ノ證據充分ナラサル時
 - 二 被告事件罪ト爲ラサル時
 - 三 公訴ノ期滿免除ト爲リタル時
 - 四 確定裁判ヲ經タル時
 - 五 大赦アリタル時
 - 六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スル時
- 本條ノ場合ニ於テ被害者ハ民事裁判所ニ非サレハ要償ノ訴ヲ爲スコト得ス

第六十六條

被告事件違警罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ且被告人拘留ヲ受ケタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

釋放ノ言渡トハ如何ナルモノナリヤ

(疑義) 釋放ノ言渡トハ如何ナルモノナリヤ
(説明) 釋放トハ單純ニ被告人ノ身体ノ拘束ヲ釋クモノニシテ其性質放免ニ同シ唯免訴無罪ノ場合ニ放免ノ語ヲ用ヒ罪ナキニアラサルモ被告人ヲ拘留スヘカラサル場合ニ釋放ノ語ヲ用フルノ差アルノミ違警罪被告人ハ元ト未決拘留スヘカラヌ故ニ之ヲ釋放ト云ヒタルナリ

[參照] 舊治罪法

第二百二十五條 被告事件違警罪ナリト思料シタル時ハ違警罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲シ且被告人拘留ヲ受ケタル時ハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

第六十七條

被告事件裁判所構成法第十六條第二號

ニ記載シタル輕罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ其他ノ輕罪ナリト思料シタルトキハ其裁判所ノ輕罪公判ニ付スルノ言渡ヲ爲ス可シ
被告人拘留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金ノ刑ニ該ルモノト思料シタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

禁錮ノ刑ニ該ル可キモノト思料シタルトキハ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲スコトヲ得若シ被告人未ダ拘留ヲ受ケザルトキハ令狀ヲ發スルコトヲ得

未決拘留ノ必要如何

(疑義) 未決拘留ノ必要ナル所以如何

(説明) 未決拘留ハ實ニ左ノ數項ノ必要アルニ基キタル者ナリ
第一 未決拘留ハ刑罰權ノ效用ヲシテ確實ナラシメンカ爲メノモノナリ今假リニ未決拘留ノ制ナキ者トセン乎被告人ハ刑

ノ時效ニ至ルマテハ毎ニ蹤跡ヲ隠蔽スルナラシメ其犯罪ノ重大ナルニ隨テ更ニ甚シキモノアル可シ苟クモ如斯ナレハ凡ソ刑罰ハ其名アリテ實ナキモノニ至ルモ亦知ルヘカラサレハナリ

第二 未決拘留ハ被告人カ豫審ノ處分ヲ妨害スルヲ防キ又ハ證人ニ賄ハスニ賄賂ノ餌ヲ以テシ僞證ノ供述ヲ爲サシメント圖リ若クハ罪證ヲ湮滅セントスルヲ防クカ爲メナリ若シ被告人チシテ是等豫審處分ヲ妨害スルニ放任スルトキハ事實發見ヲ望ムモ亦難シト云フ可シ

第三 未決拘留ハ豫審處分ノ爲メ便利ヲ得セシメントスルニ在リ蓋シ未決監ハ必ス裁判所ノ近傍ニ設置セラル、モノナルカ故ニ豫審判事ニ於テ或ハ訊問シ或ハ證人參考人等ト對質セシメント欲スルニ當リ直チニ出廷セシムルコトヲ得ヘキ便宜アルヲ以テナリ

未決拘留ノ性質
如何ニ其目的

〔疑義〕 未決拘留ノ性質及ヒ目的ハ那邊ニアル乎

〔説明〕 未決拘留トハ刑ノ言渡未タ確定セサルニ方テ被告人ヲ監倉ニ留置スルノ處分ヲ謂フ故ニ止ターノ豫備ノ處分タルニ過キスト雖モ確定判決アルマテハ被告人ヲ視ル無罪ヲ以テセサルヘカラサルノ原則アルニ拘ハラヌ其身体ヲ拘束スルハ純理ノ容レサル所ナリ然レモ必要已ムヲ得サルノ處分ナレハ決シ之ヲ用ヘサルヲ得ヘキモノニアラサルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二百二十六條 被告事件輕罪ナリト思料シタル時ハ輕罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲ス可シ

被告人拘留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタル時ハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

禁錮ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタル時ハ保釋ヲ許シ又ハ

責付ヲ爲スヲ得

若シ被告人未タ勾留ヲ受ケサル時ハ令狀ヲ發スルヲ得

〔同〕 裁判所構成法

第十六條 區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有

ス

第二 本刑五十圓以下ノ罰金ヲ附加シ若ハ附加セサル二月

以下ノ禁錮又ハ單ニ百圓以下ノ罰金ニ該ル輕罪

第六十八條

被告事件重罪ナリト思料シタルトキハ

其裁判所ノ重罪公判ニ付スル言渡ヲ爲ス可シ若シ保

釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲シタルトキハ其言渡ヲ取消シ

被告人未タ拘留ヲ受ケサルトキハ令狀ヲ發ス可シ

保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲シタルトキハ其言渡ヲ取消スモノハ如何ナル理由ニ因ル乎

〔疑義〕 本條保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲シタルトキ其言渡ヲ取消

〔說明〕 重罪公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキ其保釋又ハ責付

ヲ取消スモノハ其事件重大ナルカ爲メ被告人逃亡シテ遂ニ之

ヲ得ル能ハサルニ至ルヲ恐レテナリ

〔疑義〕 被告事件ヲ重罪公判ニ移スノ言渡ヲ爲シタルトキ必ス

拘留狀ヲ發セサルヘカラサルハ如何ナル必要アルニ因ル乎

〔說明〕 重罪公判ニ付スルノ言渡ヲ爲シタルトキ被告人未タ拘

留ヲ受ケサルモノナルトキハ必ス令狀ヲ發セシムルモノハ抑

々重罪ノ被告人ハ常ニ兇悍ニ非サレハ則チ奸譎ノ徒タル可ク

縱令ヒ然ラサルモ重罪公判ニ移スノ言渡ヲ受ケタル時ハ一層

逃亡ノ恐アルコト勿論ニシテ而カモ社會ノ公安ヲ害ス可キノ

危險モ亦隨チ大ナル可キニ由ルヲ以テナリ

〔疑義〕 重罪公判ニ移サレタルモノハ縱ヒ減輕シテ輕罪違警罪

ニ降り若クハ無罪免訴ニ歸ス可キ場合ト雖モ尙ホ保釋ヲ許シ

被告事件ヲ重罪公判ニ移スルノ言渡ヲ爲シタルトキ必ス拘留狀ヲ發セサルヘカラサルハ如何ナル理由ニ因ル乎

重罪公判ニ移サレタルモノハ縱ヒ減輕シテ輕罪違警罪ニ降り若クハ無罪免訴ニ歸ス可キ場合ト雖モ尙ホ保釋ヲ許シ

保釋ヲ許シ
又ハ責付ヲ爲
カ

病氣療養ノ必
要ハ被告人ニ
保釋ヲ許シ又
ハ責付ヲ爲ス
ノ理由トスル
ヲ得ルカ

責付ヲ爲シ得サルモノナリヤ

(説明) 被告事件重罪ノ場合ト雖モ減刑シテ輕罪若クハ違警罪ニ該ル時ハ保釋又ハ責付ヲ爲シ得ヘキモノトス

(疑義) 重罪ノ被告人辨論前精神錯亂シタルニ付公判ヲ中止シタルニ爾來該囚病勢日々増加シ爲ニ特別ノ看護者ヲ附スルモ獄中ニ在テハ尙ホ更ニ心思ヲ慰スル者ナク隨テ快氣ノ期モ無覺束旨司獄官吏ヨリ通知シ越シタリトセハ此場合ニ於テ保管者ニ不取締ナキ者ト認ムルトキハ療養ノ爲メ親戚ニ責付シ妻子等ノ看護ヲ受ケサシムレハ或ハ大ニ全癒ノ微効ヲ來タスノ一助ニモ可成乎果シテ然ラハ自然官民ノ便宜大ナラン然レモ本條ニ若シ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲シタル時ハ其言渡ヲ取消ス可シトアルヲ以テ見レハ重罪囚ノ責付ハ爲シ得サルモノ、如シト雖モ其儘在獄セシムル片ハ却テ病勢ヲ増スノ外無之ノ

ミナラス重罪被告人ニモ事情憫諒ノ者アルハ同一ニ付或ハ責付若クハ保釋ヲ爲シ得可キヤ

(説明) 重罪被告人公判中精神錯亂シ若クハ重病ニ罹リタル場合ニ於テハ之ヲ保釋責付シ其妻子等ヲ看護療養セシムルハ或ハ實際ニ適スルカ如クナルモ本條ヲ以テ一切保釋責付ヲ許サ、ルヲト定メタル上ハ復タ之ヲ奈何トモスルヲ能ハサルナリ之レヲ以テ其儘監倉ニ留置スヘキナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二百二十七條 被告事件重罪ナリト思料シタル時ハ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲ス可シ若シ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲シタル時ハ其言渡ヲ取消ス可シ

重罪裁判所ニ移スノ言渡書ニハ控訴裁判所檢事長ノ指揮アルマテ豫審ヲ爲シタル裁判所ノ監倉ニ被告人ヲ留置ス

第六十九條

可キコトヲ記載ス可シ

第六十九條 豫審終結ノ決定ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ付ス可シ

管轄違ノ言渡ヲ爲スニハ其原由ヲ明示シ若シ被告人ヲ拘留ス可キトキハ其理由ヲ明示ス可シ

免訴ノ言渡ヲ爲スニハ被告事件罪ト爲ラサルコト公訴受理ス可カラサルコト及ヒ其原由又犯罪ノ證據十分ナラサルトキハ其旨ヲ明示ス可シ

區裁判所ニ移ス言渡又ハ其裁判所ノ公判ニ付スル言渡ヲ爲スニハ犯罪ノ性質模樣證據ノ十分ナルコト及ヒ其罪ヲ罰ス可キ法律ノ正條ヲ明示ス可シ

豫審終結ノ決定ニ事實及法律ニ依リ其理由ヲ付ス可キコトヲ如何ナルトキ

(疑義) 豫審終結ノ決定ニハ事實及法律ニ依リ其理由ヲ付ス可キコトヲ如何ナルコトナリヤ又敢テ其法律ノ正條ヲ明示スルヲ要セ

ナルカ而シテ法律ノ正條ヲ明示ス可キコトヲ如何ナルトキ

サルハ如何ナル理由ニ因ル乎

(説明) 豫審終結ノ決定ニ事實及ヒ法律ニ依リ之レカ理由ヲ付スヘキモノトハ例ヘハ被告人罪ヲ犯ストキ精神錯亂シタルノ事實又ハ正當防衛ノ所爲ニ出タルノ事實又ハ法律ニ罰ス可キ正條ナキノ事實ニ因リ被告事件ノ罪ト爲ラサル事若クハ公訴時効ノ期間經過シ又タハ大赦アリタルノ事實ニ因リ公訴ノ受理ス可カラサルモノナル事等ノ原由ヲ示シ併セテ法律ノ理由ヲ付スルヲ謂フナリ而シテ此場合ニ別ニ法律ノ正條ヲ記載スルニ及ハサルモノハ前述ノ原由ハ元ト法律ニ於テ其所爲ヲ犯罪ト看做サシメス又ハ公訴權ヲ消滅セシムルノ原由タルヲ以テ別ニ法律ノ正條ヲ記載スルノ要ナケレナリ是レ本條第四項ノ場合ニハ其公判ニ移スノ言渡又ハ區裁判所ニ移スノ言渡ニハ其罪ヲ罰スヘキ法律ノ正條ヲ明示スヘシト規定シ第一項ニ

犯罪ノ性質ハ如何又犯罪ノ模様トハ如何ナルカ

ハ法律ノ正條ヲ明示スベシトノ語ナキ所以ナリ

(疑義) 本條第四項犯罪ノ性質トハ如何犯罪ノ模様トハ如何ナルモノナリヤ

(説明) 本項ニ所謂犯罪ノ性質トハ彼國事犯常事犯等ノ性質ヲ言ヘルニ非ラス即チ竊盜タリ詐欺取財タリ若クハ謀殺タリ過失殺タルノ性質ヲ云フ又模様トハ加重減輕等ノ情狀ヲ云フモノタリ但酌量減輕ノ模様ノ如キハ特ニ刑ノ言渡ヲ爲ス裁判官其人ノ所見如何ニ在テ存スルノモナレハ固ヨリ此中ニ包含セサルナリ

(疑義) 豫審ニ於テ其事件ヲ管轄裁判所ニ移スノ言渡確定シタルトキノ効果如何

(説明) 此言渡アリタルトキハ重罪輕罪若クハ違輕罪ノ裁判所ヲシテ其事件ヲ受理セシムルノ効力ヲ生ス然レモ此言渡ノ効

豫審ニ於テ其事件ヲ管轄裁判所ニ移スノ言渡確定シタルトキノ効果如何ナルカ

力ハ其後チ公判ニ於テ爲ス可キ裁判ニ毫モ勢力ヲ及ホス可キ者ニ非ス故ニ公判判事ハ其事件ヲ送致シタル豫審判事ノ意見如何ニ拘ラズ自ラ認ムル所ニ依リテ其裁判ヲ言渡ス可シ例ハ豫審判事ハ其事件ヲ以テ輕罪ト爲シ之ヲ輕罪裁判所ニ移シタルモ輕罪裁判所ニ於テ之ヲ重罪ト認ムル時ハ乃チ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可キナリ元來豫審判事ノ職務タル其事件ノ公判ニ移ス可キ者ナリヤ否ヤヲ審査スルニ在ルヲ以テ其言渡ハ只公判判事ヲシテ之ヲ受理セシムルノ効力ヲ生スルノミ去レハ其言渡ノ一旦確定シタル時ハ檢事ハ其事件ヲ送致スル裁判所ヲシテ之ヲ受理セシメサラントスルモ得ヘカラス又他ノ裁判所ヲシテ之ヲ受理セシメントスルモ亦得ヘカラスト雖モ公判判事ニ於テ之ヲ受理シタル以上ハ縱令ヒ如何ナル理由ニ因リ如何ナル言渡ヲ爲スモ總テ其判事ノ權内ニ在ルモノトス

豫審終結ノ際其公訴ノ目的タル重罪或ハ輕罪ハ証憑充
クハ罪ハ免訴ニ歸シテ獨リ違警罪ニ該
由アリテ免訴ニ歸シテ獨リ違警罪ニ該
ニ歸シテ免訴ニ歸シテ獨リ違警罪ニ該
違警罪ノミテ免訴ニ歸シテ獨リ違警罪ニ該
決判ニ付スル
ノ言渡ヲ爲ス
カ又違警罪ノ
カ又違警罪ノ
カ又違警罪ノ
カ又違警罪ノ
カ又違警罪ノ

豫審終結ノ際其公訴ノ目的タル重罪或ハ輕罪ハ証憑充
クハ罪ハ免訴ニ歸シテ獨リ違警罪ニ該
由アリテ免訴ニ歸シテ獨リ違警罪ニ該
ニ歸シテ免訴ニ歸シテ獨リ違警罪ニ該
違警罪ノミテ免訴ニ歸シテ獨リ違警罪ニ該
決判ニ付スル
ノ言渡ヲ爲ス
カ又違警罪ノ
カ又違警罪ノ
カ又違警罪ノ
カ又違警罪ノ
カ又違警罪ノ

(疑義) 豫審終結ノ際、其公訴ノ目的タル重罪或ハ輕罪ハ証憑充
分ナラサルカ又ハ他ノ事由アリテ免訴ニ歸シテ獨リ違警罪ニ該
ルヘキ事實ノミ殘リタルハ其終結ハ警察署ノ即決裁判ニ移
スノ言渡ヲ爲スヘキモノナリヤ又ハ違警罪裁判所ヘ移スノ言
渡ヲ爲スヘキモノナリヤ果シテ違警罪裁判所ヘ移スノ言渡ヲ
爲スヘキモノナリトセハ違警罪裁判所ニ於テハ即決裁判ヲ經
タルモノニアラサルモ之ト同シク受理スヘキカ又ハ上級裁判
所ヨリ移サレタル事件ト等シク之ヲ受理スヘキモノナリヤ
(説明) 豫審ヲ經タル事件ハ固ト正式ニ從ヒ公訴ノ起リタルモ
ノニ係ルヲ以テ即決裁判ニ付スヘキ限ニ在ラス因テ本段ノ如
キハ本條ニ從ヒ違警罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲スヘキ者トス
(疑義) 豫審判事起訴ヲ受タル際、違警罪ナルノ証憑明白ナルハ
ハ直ニ違警罪裁判所ニ移スノ言渡ヲナスヲ得ヘキヤ又一旦被

ルモ一旦被告
上ニテアサレ
バ之ヲ違警罪
裁判所ヘ移ス
ノ言渡ヲ爲ス
カ

告人ヲ喚問シタル后ニアラサレハ豫審終結ノ言渡ヲ爲ス
得サルモノ乎

(説明) 一應ノ取調ヲモ爲サシテ豫審ヲ遂ケタルモノト爲ス
ヘカラサルノミナラス檢事ハ始メ送致シタル書類ノミノ送致
ヲ受クルニ至リ從テ本法第六十一條ノ規定ニ從ヒ其終結處
分ニ付意見ヲ付スルヲ能ハサルヘケレハナリ

適例

明治十九年三月三十日判決 東京府平民 藤井三郎

(摘要) 豫審終結ノ言渡ニ証憑ヲ掲ケサルモ敢テ不當ニアラス
治罪法第二百二十八條第四項ニ違警罪裁判所輕罪裁判所又ハ
重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲スニハ犯罪ノ性質摸樣証憑ノ充
分ナルヲ及ヒ其罪ヲ罰ス可キ法律ノ正條ヲ明示スヘシトアリ
テ豫審終結ノ言渡ニハ犯罪ノ証憑充分ナルヲ示スヲ以テ足

レリトシ一々其証憑ノ種類及ヒ取捨スル處ノ理由ヲ明示ス可
シト云フニアラス故ニ會議局ニ於テ豫審判事カ証憑充分ナル
トテ明示スル上ハ越權ノ處分ニアラサルモノトシ之ヲ認可シ
タルハ相當ノ判決ナリトス

〔參照〕 舊治罪法

第二百二十八條 豫審終結ノ言渡ニハ事實及ヒ法律ニ依リ
其理由ヲ付ス可シ

管轄ニ非サルノ言渡ヲ爲スニハ其理由ヲ明示シ若シ被告
人ヲ拘留ス可キ時ハ其理由ヲ明示ス可シ
免訴ノ言渡ヲ爲スニハ被告事件罪ト爲ラサルヲ公訴受理
ス可カラサルヲ及ヒ其理由又犯罪ノ證據充分ナラサル時
ハ其旨ヲ明示ス可シ

違警罪裁判所輕罪裁判所又ハ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ

爲スニハ犯罪ノ性質摸樣證據ノ充分ナルヲ及ヒ其罪ヲ罰
ス可キ法律ノ正條ヲ明示ス可シ

第七十條

第七十條 前條ノ決定ニハ第七十六條ノ規定ニ從ヒ
被告人ノ氏名等ヲ明示ス可シ

被告人ノ氏名
ヲ明示セサル
ハカラサル故
如何

〔疑義〕 本條ノ被告人ノ氏名ヲ明示ス可シト規定シタルモノハ
如何ナル理由ニ因ル乎

〔說明〕 凡ソ裁判ハ特別ノ場合ヲ除クノ外其訴訟ニ關係セシ者
ヨリ以外ノ者ニ其効力ヲ及ホスヘカラス故ニ人違ノ愛ナカラ
シメンカ爲メ被告人ノ氏名年齢等ヲ明示セサルヘカラサルモ
ノナリ之レ本條ノ規定アル所以ナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二百二十九條 前條ノ言渡書ニハ第三百三十條ノ規則ニ從
ヒ被告人ノ氏名等ヲ明示ス可シ

第七十一條 豫審終結ノ決定ノ正本ハ速ニ檢事及ヒ被告人ニ送達ス可シ

〔參照〕 舊治罪法

第二百三十條 書記ハ速ニ豫審ノ言渡書ノ謄本ヲ檢事民事原告人及ヒ被告人ニ送達ス可シ但是等ノ者ハ第二百四十六條以下ノ規則ニ從ヒ其言渡ニ對シ故障ヲ爲スコトヲ得
〔注意〕 舊治罪法ニ於テハ豫審終結ノ言渡ハ其謄本ヲ檢事民事原告人及ヒ被告人ニ送達スヘキモノトシタルモ本法ニハ決定ノ正本ヲ送達スヘキモノトセリ

舊治罪法ハ終結ノ言渡書ハ民事原告人ニモ送達セシメタルモ本法ニ於テハ民事原告人ニハ送達ヲ要セサルモノトセリ
本法ニ於テハ此豫審中ノ故障及ヒ豫審終結ノ言渡ニ對スル故障ヲ廢シ同上ノ言渡ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキヲ決定メ

タリ

〔參照〕 舊治罪法

第二百三十一條 被告人ヲ逮捕スルコト能ハサル場合ニ於テ重罪裁判所又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ニ付キ輕罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲シタル時ハ其旨ヲ言渡書ニ記載ス可シ但シ被告人ハ現ニ勾留ヲ受クルニ非サレハ其言渡ニ對シ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

〔本法ニ於テ該第二百三十一條ヲ削除シタルハ該條タル全ク不用ナルニ由ル〕

第二百三十二條 前條ノ場合ニ於テ檢事又ハ民事原告人ハ假ニ被告人ノ財産ヲ差押フ可キヲ民事裁判所ニ請求スルヲ得

〔該第二百三十二條ヲ本法ニ於テ削除シタルハ該條ノ規定

タル甚タ不當ナル事柄ナルノミナラス該條ノ事ニ付テハ
實際種々ノ困難ヲ醸成ス可キコトアルカ故ナリ

第二百三十三條 豫審終結ノ言渡ヲ爲シタル時ハ豫審判事

ヨリ速ニ其旨ヲ裁判所長ニ報告ス可シ

又十五日毎ニ未決ノ豫審事件ニ付キ簡略ナル報告書ヲ差
出ス可シ

(該條ヲ本法ニ於テ削除シタルハ該條ノ事柄タル處務細則
ニ定ムルハ格別法律ノ規定ヲ要セサルニ因ルモノナリ)

(舊治罪法第二百三十四條乃至第二百六十條中ニ規定セシ
忌避回避ノコトハ第二編第二章除斥ノ章ニ移シ他ニ概シ
テ第五編上訴ノ編ニ移セリ(條文ハ煩多ニ付掲載ヲ略ス)

第七十二條

第七十二條 檢事ハ重罪公判ニ付スル決定又ハ免訴
若クハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

被告人ハ重罪公判ニ付スル決定ニ對シ抗告ヲ爲スコ

トヲ得

抗告ヲ爲ス場
合ニ制限ヲ加
ヘタル理由ハ
如何

(疑義) 本條ニ於テ斯ク抗告ヲ爲ス場合ヲ制限シタルハ如何ナ
ル理由アルニ因ル乎

(説明) 是レ他ナシ若シ毎ニ抗告ヲ許ストキハ姦智佞巧ノ徒之
ヲ奇貨トシテ徒ラニ抗告ヲ爲シ竊ニ證據ノ湮滅若クハ逃亡ヲ
計畫スルノ虞ナキヲ期スヘカラサレハナリ之レ本條ノ制限ア
ル所以ナリ

(疑義) 檢事ハ原告官ナルニモ係ハラス重罪公判ニ付スル決定
又ハ免訴若クハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得ルモ
ノトシタル理由如何

(説明) 檢事ハ公訴ノ原告官ナリト雖モ亦公益ヲ保護スルノ任
アル者ナレハ豫審ヲ遅延セシメンカ爲メ徒ラニ抗告ヲ爲スカ

檢事ニ重罪公
判ニ付スル決
定又ハ免訴若
クハ管轄違ノ
決定ニ對シ抗
告ヲ爲スコト
ヲ得ル理由ハ
如何

被告人ハ重罪
公判ニ付スル
決定ニ對シテ
抗告ヲ爲スル
ノミテ得ルハ
如何

若キ憂ナシ故ニ重罪公判ニ付スル決定又ハ免訴若クハ管轄違
ノ決定ニ對シ自己ノ意見ニ反スルトキハ總テ抗告ヲ爲スヲ許
シタルモノナリ

〔疑義〕本條第二項被告人ハ重罪公判ニ付スル決定ニ對シテノ
ミ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキモノトシタルハ如何ナル理由ニ因
ル乎

〔説明〕夫レ重罪事件ノ如キハ其事重ク重罪公判ニ付セラル、
ノ一事既ニ人ノ名譽ヲ害スル大ナルヲ以テ豫審ニ於テ充分鄭
重ヲ極メサルヘカラス之レ本條第二項ニ於テ重罪公判ニ移ス
ノ決定アリタルトキハ其決定ニ對シ直チニ抗告ヲ爲スヲ許シ
タル所以ナリ

第七十三條

第七十三條 重罪公判ニ付スル場合ニ於テ被告人ニ
送達ス可キ決定ニハ其決定ニ對シ抗告ヲ爲ズヲ得ヘ

キコト及ヒ其期間ヲ記載ス可シ其記載ナキトキハ更
ニ通常ノ規定ニ從ヒ決定ノ送達アルマテ抗告期間ノ
經過ヲ停止ス

本條ニ於テ抗告ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載セ
サルトキ其期間ノ經過ヲ停止セシムルモノハ是レ重罪公
判ニ付スル事件ノ如キハ事重大ナルヲ以テ知テ而シテ抗
告ヲ爲サルモノニアラサレハ其權ヲ失ハシメサル趣旨
ニ出タルモノトス

第七十四條

第七十四條 豫審終結ノ決定ハ抗告ノ期間内又抗告
アリタルトキハ其決定アルマテ執行ヲ停止ス但保釋
責付ヲ取消ス決定ハ其執行ヲ停止セス

〔疑義〕豫審終結ノ決定ハ抗告ノ期間内又抗告アリタルトキハ
其決定アルマテ其執行ヲ停止スルハ如何ナル理由ニ因ル乎

豫審終結ノ決
定ヲ執行スル
場合ニ停止ス
ルハ何ゾ

保釋責付ノ言
渡ヲ取消ス決
定ハ何故ニ其
執行ヲ停止セ
サルカ

(説明) 夫レ抗告アリタルトキハ抗告裁判所ハ其豫審終結ノ決
定ヲ覆審スルノ權アルヲ以テ其決定アルマテ其處分ヲ停止セ
シメサルトキハ若シ其後抗告裁判所ニテ其豫審終結ヲ覆シタ
ルトキ原豫審ノ決定ハ自然無効ニ屬スルコトアルカ故ニ其時
ノ徒勞ナカラシメンカ爲メ斯ク執行ヲ停止セシムル所以ナリ
(疑義) 本條但以下即チ保釋責付ノ言渡ヲ取消スノ決定ハ何故
ニ其執行ヲ停止セシメサル乎

(説明) 本條但以下ノ規定ヲ設ケタルハ他ナシ例ヘハ豫審判事
其被告人ハ逃亡ノ恐アルモノト思料シ此處分ヲ施シタルモノ
ナルニ若シ抗告アリタルカ爲メ其執行ヲ停止セサル可カラス
トスルトキハ被告人逃亡シテ爾後再ヒ之ヲ逮捕スルノ必要ヲ
感シタルニ及ヒ事既ニ晚ク亦容易ニ之レヲ逮捕スルコト能ハ
サルノ慮アルヲ以テナリ

新ナル證據ト
ハ如何ナルモ
ノナルカ

第百七十五條 豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其

決定確定シタルトキハ罪名ノ變更アルモ同一ノ事件
ニ付キ再ヒ訴ヲ受クルコトナカル可シ但新ナル證據
アルトキハ此限ニ在ラス

新ナル證據アルトキハ檢事ヨリ之ヲ其裁判所ニ差出
シ裁判所ニ於テハ其訴ヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可
シ

(疑義) 本條ノ新ナル證據トハ如何ナルモノナリヤ

(説明) 新ナル證據トハ佛國治罪法第二百四十七條ノ其例ヲ示
ス如ク未タ審判ニ付セラレサルモノニシテ其微弱ナリト認め
タル所ノ證據ヲ確然ナラシメ又ハ所爲ニ關スル事實ヲ發見ス
ルニ有益ノ新ナル敷演ヲ與フヘキ性質ヲ有スル證人ノ陳述、證
據物調書ノ如キモノヲ云フナリ

豫審免訴ノ言
ハ確定セル
ハ効果如何

(疑義) 豫審免訴ノ言渡確定シタルトキノ効果如何
(説明) 此言渡アリタル時ハ縱令ヒ新ナル罪名ヲ付スルト雖モ
此罪名ノ變更ノミヲ以テ同一事件ニ付キ再ヒ公訴ヲ起スヲ得
ス之レ單ニ罪名ヲ變更スルカ如キハ毫モ其事實ニ變更ヲ來サ
レハナリ

豫審免訴ノ言
ハ確定セル
ハ新証據ノ
出テタルニ
ラサレバ再
テ爲スヲ許
セサルハ如何
ナル故ゾ

(疑義) 豫審免訴ノ言渡確定シタルモ新ナル証憑ノ發見スルニ
非サレハ再ヒ其起訴ヲ許スヘキ者ニアラストシタル所以如何
(説明) 夫レ再ヒ公訴ヲ起サンカ爲メニハ必ス新ナル証憑ノ現
出スルヲ要スルモノトシタルハ蓋シ免訴ノ言渡アリタルモ
其言渡ヲ受ケタル者ノ所爲ハ之ヲ犯罪ト看做スヲ得サルヲ以
テ原則トス則チ豫審ニ於テ一事件ヲ受理スル時ハ公判ニ於テ
受理セル如ク其事件ノ全體ニ付キ刑法上ノ關係如何ヲ審査ス
ヘキ者ナレハナリ然レモ其審査ヲ爲スヤ唯其事件ニ關シテ當

新ナル証據ト
ハ事實上ノ証
據モ法律上ノ
證據モ共ニ包
含スルカ

時現出シタル証憑ノミニ據リ之ヲ爲ス者ナレハ後ニ新ナル證
憑ノ現出スル時ハ大ニ其事實ノ狀況ヲ變シ以前ノ証憑ニ依テ
無罪ト爲スヘキモノモ或ハ新ニ現出シタル証憑ニ照セハ有罪
ト爲サル可カラサルコトアル可シ故ニ此新ナル証憑ノ現出シ
タル場合ニ於テハ先ツ本條第二項ノ規定ニ循ヒ檢事ヨリ其證
憑ヲ其裁判所ニ呈出シ裁判所ヨリ起訴ヲ許スヘキ判決ヲ得テ
始テ再度ノ公訴ヲ起スヲ得ヘキ者トス
(疑義) 本條第二項ニハ單ニ新ナル証憑アル時ハ云々トアルニ
止マリ事實上ノ証據ト法律上ノ証據トノ區別ナキ以上ハ何レ
ノ証據タリトモ新規ノ証據アレハ尙ホ同一事件ニ付キ再訴シ
得ヘキモノナリヤ
(説明) 抑モ証據トハ事實ニ關スルモノニシテ法律ノ証據アル
ヘキ道理ナケレハ豫審判事法律ヲ誤解シ有罪者ニ對シ免訴ノ

言渡ヲ爲シ其言渡確定シタル時ハ裁判官ノ誤謬ヲ以テ法律ノ新証トナシ檢事再訴シ得可カラサルモノト信ス例ハ爰ニ豫審判事輕罪事件ヲ受理シ未タ犯罪ノ時日ヨリ三年ヲ經過セサルニ既ニ公訴ノ時效ヲ得タルモノト誤認シ免訴シタルカ如キ他日未タ一年ヲ經過セサル事實ノ新証ヲ發見セハ該言渡ノ確定後ト雖モ檢事再ヒ起訴ノ手續ヲ爲シ得ヘキモ之レニ反シ裁判官輕罪公訴時效ノ期間ヲ二年ナリト誤解シ免訴ノ言渡ヲ爲シ確定シタルカ如キ裁判官カ法律ノ見解ヲ誤リシ一事ヲ以テ法律ノ新証ト爲シ檢事再訴ノ請求アルモ其裁判所ハ其請求ヲ許容スヘキモノニアラサルハ勿論ナルヘシ何トナレハ裁判官言渡ハ元ト無上ノ權力アルモノナレハ豫審終結言渡確定後ハ事實ノ新証アル場合ノ外其効力ヲ動カスヲ得サルヘク又公判言渡確定後ハ裁判ノ誤謬ヲ救正スル方法ハ唯被告人ノ利益ノ

新ナル證憑ハ
爲スヲ得ル
カ否ヤニ就テ
ノ疑問

爲メ再審ノ訴又ハ非常上告アルノミ而シテ上例ノ如キ其裁判ノ錯誤タルコトハ最モ著シク從テ檢事ニ再訴ヲ許容スル片ハ實際法律ノ活用其宜シキヲ得ヘキカ如シト雖モ又一面ヨリ考フレハ法律ノ誤解ヲ以テ新証トナシ起訴ヲ許ス片ハ其言渡ハ確定ノ期ナク自然言渡ノ信用モ鞏固ヲ致スヲ能ハス遂ニ公私ノ不利益トナル可シ故ニ專ラ法律ニ根基セシ言渡ハ新証ノ生スヘキ道理ナケレハ裁判官ノ失誤ヲ證明シテ確定ノ効力ヲ左右シ得可カラサルヤ當然ノコト云ハサルヘカラス之レヲ以テ法律ノ誤解ヲ以テ新証アルモノトナシ本條第二項ノ再訴ヲ許ス可カラサルナリ

(疑義) 曩キニ甲吉ナル者竊盜被告事件ニ付豫審ニ於テ証憑不充分トシテ免訴ノ言渡ヲ爲シ確定ノ后檢事ニ於テハ甲吉ハ却テ乙ニト通謀シテ該竊盜事件ヲ犯シタルモノニテアリントノ

確証ヲ得タリ依テ本條ニ從ヒ檢事ハ其新ナル證憑ニヨリ起訴ノ許否ヲ求ムルニ當リ左ノ二論アリ何レヲ以テ至當トスヘキヤ

甲論ニ曰ク 甲吉ニ對スル言渡ハ甲吉ニ對シ効力ヲ有スルモノニシテ乙ニハ假令共犯者ナルモ個ハ後ニ發見スル處ノモノナレハ直チニ起訴シ得ヘキニ付甲吉一名ニ對シ起訴ノ許否ヲ求ムルヲ至當ナリト

乙論ニ曰ク 最初豫審ニ起訴シタル被告人ハ一名ナルモ元ト盜罪事件トシテ起訴シタルモノナレハ他ノ一名モ其事件中ニ包含スルモノニシテ即チ甲吉ノ言渡ハ其事件ニ對シ効力ヲ有スルモノニシテ即チ甲吉ノ言渡ハ其事件ニ對シ効力ヲ有スルモノナルヲ以テ甲吉乙ニ對シ起訴ノ許否ヲ求ムルヲ至當ナリトス

(説明) 凡ソ裁判言渡ハ其之ヲ受ケタル者ニ對シテ効力アルモノニシテ他ノ共犯者ニモ其効力ヲ及ホスモノニアラス依テ甲吉ヲ豫審ニ於テ免訴ノ言渡ヲ受クルト雖モ其言渡ノ効力ヲ乙ニモ及ホス者ニアラサレハ甲論其當ヲ得タルモノトス

適例

明治十九年五月十日判決 福岡縣士族 山田宗三郎

(摘要)豫審ニ於テ數罪中一ノ官印偽造罪ヲ免訴シ他ノ罪ニ依リ公判ニ移シタルニ公判ニ於テハ右免訴セシ官印偽造罪ヲ附帶犯トシテ處斷セシハ不當ナリ

治罪法第二百六十一條ニ豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其言渡確定シタル時ハ罪名ノ變更アルモ同一ノ事件ニ付更ニ訴ヲ受クルコトナカル可シ但シ新ナル證憑アル時ハ此限ニアラス新ナル證憑アルハ檢事ヨリ之ヲ會議局ニ差出シ會議局ニ

於テ其起訴ヲ許スヘキヤ否ヲ判決スヘシトアリテ縱令附帶犯罪ナリトスルモ更ニ起訴アリタル時ニアラサレハ裁判ヲ爲スヲ得サルハ言ヲ待タサルナリ本訴官印偽造ノ所爲ニ付一件書類ヲ閱スルニ此所爲ニ對シテハ原豫審廷ニ於テ免訴ノ言渡アリ已ニ其言渡ノ確定シタルモノナルヲハ其終結言渡但書ニ依リ明カナレモ更ニ起訴アリタルヲナシ然レハ原裁判官ハ治罪法第二百七十六條ニ依リ裁判ヲ爲スヲ得サルモノナルニ輒スク之ヲ審理判決シタルハ則チ越權ノ處分アル不法ノ裁判ニシテ此點ニ對スル上告及ヒ附帶上告趣旨代人ノ辯明本院檢事ノ意見ハ皆其當ヲ得タルモノトス

明治十九年五月廿六日判決

廣島縣平民 田中慎吾外一名

(摘要)豫審ニ於テ免訴ノ確定裁判アリタル事件ニ對シ公判々事カ刑ノ言渡ヲシタルハ違法ナリ

治罪法第二百六十一條ノ精神タル假令附帶事件ト雖モ豫審ニ於テ免訴ノ言渡ヲ受ケ其言渡確定シタル場合ニ於テハ新ナル證據ヲ發見シ會議局ノ認可ヲ經ルニアラサレハ更ニ起訴スヘカラサルモノニ付之レカ裁判ヲ爲スノ權ナキハ多言ヲ要セスシテ明瞭ナリトス然ルニ原裁判所カ本件被告等ニ於テ免訴ノ言渡ヲ受ケタルニモ拘ハラヌ附帶犯罪トシテ之レカ裁判ヲ爲シタルハ原檢察官上告論旨ノ如ク越權ノ處分ヲ免レサル不法ノ裁判ナリトス依テ治罪法第四百三十一條ノ規則ニ從ヒ上告ニ係ル部分ヲ破毀スルモノナリ

明治廿一年十一月十日判決

群馬縣士族 宮部襄外四名

(摘要)疑キニ豫審ニ於テ免訴ノ言渡ヲ受ケ確定シタルニ檢事ヨリ會議局ニ對スル起訴認可ノ請求ニヨリ會議局ノ之ヲ新ナル證據ト認メ豫審ニ付シタル片ハ其新ナル證據ニアラストノ論

告ハ事實點ニ屬ス

新ナル證憑アル場合ニ於ケル起訴ハ一事再理ノ原則ニ戻ラス
治罪法第二百六十一條ニ豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ
其言渡確定シタル片ハ罪名ノ變更アルモ同一ノ事件ニ付更ニ
訴ヲ受クルコトナカルヘシトアレド新タル證憑ヲ發見シタル
片ハ罪名ノ變更有無ニ拘ハラズ會議局ノ判決ヲ經テ起訴シ得
ヘキモノナルコトハ其第二項ニ依テ明カナレハ此場合ニ於テ一
事再理ハ法律ノ許ス所ナリ然レハ則チ豫審免訴ノ言渡ヲ受ケ
其言渡確定シタルモノニ對シ再訴ヲ許スト否トハ特リ會議局
ノ判決ニ一任シ該判決ハ確定ノ効力ヲ有スルコト論ヲ待タル
所ナルヲ以テ本件再訴ハ之ニ基キ正當ノ手續ヲ踐行シタルモ
ノナルコト見ルニ足ル而シテ第一ノ豫審終結ト同一ニシテ僅
カニ差違アルハ犯罪ノ場所ノミニテ新タル證憑ヲササルヲ

以テ之ニ起因スル公訴ハ棄却スヘキモノナリト論疏スル所ア
レド本院ニ於テハ本件再訴ハ正當ノ手續ヲ踐行シタルモノナ
ルヤ否ヤノ點ニ至テハ之ニ對シ監査ヲ爲スヘキモ其新ナル證
憑ナルヤ否ヤハ探證及事實ノ論點ニ屬シ己ニ豫審ニ於テ新タ
ナル證憑ト認メ豫審終結ノ言渡ヲ爲シタル上ハ之ニ依リ監査
スヘキ限リニ非ラサルナリ故ニ原裁判所カ公訴受理スヘカラ
サルノ申立ヲ棄却シタル點ニ對シ論疏スルモ上告適法ノ原由
ト爲ヌヲ得ヌ(以下略之)

〔參照〕 舊治罪法

第二百六十一條 豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其言
渡確定シタル時ハ罪名ノ變更アルモ同一ノ事件ニ付更ニ
訴ヲ受クルコトナカル可シ但新ナル證憑アル時ハ此限ニ在
ラス

新ナル證憑アル時ハ檢事ヨリ之ヲ會議局ヘ差出シ會議局ニ於テハ其起訴ヲ許ス可キヤ否ヲ判決ス可シ

(注意) 舊治罪法ニ於テハ新證アリタルトキノ再訴ハ會議局ニ爲スヘキモノトシタルモ本法ニハ會議局ナルモノ、稱テ廢シ其裁判所ニ爲スヘキモノトセリ

公判

第四編 公判

第一章 通則

第六十七條

第七十六條 公判ハ判事檢事裁判所書記出廷シテ之

ヲ爲スモノトス

公判トハ如何

(疑義) 公判トハ如何

(說明) 證憑ヲ審窮稽査シ裁判ヲナス處分ヲ謂フ

公判ヲ公行セサルモカラスル故ハ如何

(疑義) 公判ハ之ヲ公行セサルヘカラスル理由那邊ニ在ル乎

公判廷ニ檢事ヲ立會ハシムル利害如何

(疑義) 公判廷ニ檢事ヲ立會ハシムルノ得失如何

(說明) 公判ノ手續都テ之ヲ公行セルモノハ夫レ公判ハ犯罪ノ成立不成立及ヒ責任ノ有無ヲ裁斷スル所ニシテ苟クモ之ヲ公行セザラン平人其公平無私ノ處分ヲ詳ニスルニ由ナケン則チ其處分ヲ詳ニセサルニ因リ其間ニ狐疑ヲ懷クハ蓋シ人ノ通情ナリ今然ラサルモ裁判官モ亦或ハ私情ニ絆サレ或ハ寬猛ヲ妄リニスルノ弊ナキヲ保ス可カラス果シテ如斯ナレハ則チ法律ノ効ナク罰罰ノ力ナシ何ソ法律ト刑罰ト共ニ尊嚴ヲ有テリト謂フ可ケン之レ公判ハ之ヲ公行スヘキモノトシタル所以ナリ

(說明) 訴訟ハ原被同等ノ地位ニ居ルヲ要ス然ルニ檢事ヲ設ケタルノ制ニ依レハ即チ此原被同等ノ地位ヲ保有スル能ハス原告人ハ威權アルノ官吏ナリ被告人ハ平素ノ私人ナリ豈亦其運

動ニ異ナルナシト曰フヲ得ン然レモ此制タル實ニ不止得ニ出タルモノナレハ管之ヲ匡濟スルノ法ヲ撰マサルヘカラス而シテ其之ヲ匡濟スルノ法ハ被告人ノ權利ヲ重シ又其代言人ハ法官ニ對スルノ尊敬ト對手人ニ對スルノ不羈トヲ調和シ檢事ハ辯護權ノ貴重ナルヲ忘レス可及的其權利ヲ保護スルノ策ヲ執ルヲ要ス我刑事訴訟法ハ克ク此法ヲ盡シタルヲ以テ其得失相償フヲ得ヘキナリ

〔參照〕 舊治罪法

第四編 公判

第壹章 通則

第二百六十二條 訴訟事件ハ書記局ノ簿冊ニ登記シタル順序ニ從ヒ之ヲ公判ニ附スヘシ
 裁判所長ハ未決勾留ノ日數ヲ減縮スル爲メ職權ヲ以テ其

順序ヲ變更スルヲ得

又重要ナル事由ノ爲メ檢察官其他訴訟關係人ノ請求アリタル時モ亦順序ヲ變更スルヲ得

〔本法ニ於テ該第二百六十二條ヲ削除シタルハ該條ノ事件分配ノ如キハ別ニ規則ヲ設ケラルヘキモノナルカ故ナリ〕

第二百六十三條 重罪輕罪違警罪ノ訊問辨論及裁判言渡ハ之ヲ公行ス否ヲサル時ハ其言渡ノ効ナカル可シ

第二百六十四條 被告事件公安ヲ害シ又ハ猥褻ニ涉リ風俗ヲ害スルノ恐アル時ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訊問及辨論ノ傍聽ヲ禁スルヲ得其裁判言渡ヲ爲スニ當テハ傍聽ヲ許ス可シ

〔本法ニ於テ該第二百六十三條第二百六十四條ヲ削除シタルハ該條ノ事タル憲法ニ明文アルニ因ルモノナリ〕

第七十七條

被告人ハ公廷ニ於テ身体ノ拘束ヲ受ク

ルコトナシ但守卒ヲ置クコトアル可シ

公廷ニ於テ被
告人ノ身体ノ
拘束ヲ受クル
ト爲セル故ハ
如何

(疑義) 本條ニ於テ被告人ハ公廷ニ於テ身体ノ拘束ヲ受クルコトナシト規定シタルハ如何ナル理由ニ因ル乎

(説明) 被告人ノ出廷ハ辯護ハ一法ナリ然レトモ唯其出廷ノミニテハ未タ以テ充分ナリトモ必スヤ裁判所ニ於テ充分ニ辯護ヲ爲スヲ得セシメサルヘカラス於是乎公廷ニ於テハ其逃走ヲ防カンカ爲メ守卒ヲ置クコトアルヘント雖モ決シテ被告人ノ身体ヲ拘束シ其精神ノ自由ヲ箝制スルコトヲ爲サス之レ本條ノ設ケアル所以ナリ

被告人トハ如何

(疑義) 被告人トハ如何

(説明) 被告人トハ社會刑罰權ノ趣旨ニ因リ立法者カ制定シタル法律則チ禁止命令ニ違犯シタリトシテ裁判所ニ訴ヘラレタ

ルモノノ謂ナリ

被告人ハ豫審
ニ於テモ身
體ノ拘束ヲ受
クルコトナキカ

(疑義) 本條ニ被告人ハ公廷ニ於テ身体ノ拘束ヲ受ルコトナシトアリ其豫審中ニ在ツテハ如何

(説明) 豫審中ハ取締ノ爲メニハ緝縛ノ儘置クモ不可ナカルヘシ

(參照) 舊治罪法

第二百六十五條 被告人ハ公廷ニ於テ身体ノ拘束ヲ受クル

コトナシ但守卒ヲ置クコトアル可シ

禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人疾病アルニ非スシテ出廷ヲ肯セサル時ハ之ヲ引致スルコトヲ得若シ出廷シテ辯論スルコトヲ肯セサル時ハ對審トシテ裁判言渡ヲ爲ス可シ

(本法ニ於テハ該第二百六十五條第二項上段ハ本法第七十八條ニ下段ハ第八十二條ニ規定セリ)

第七十八條

第百七十八條 裁判所ニ於テハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スルコトヲ得

ルコトヲ得

區裁判所檢事ハ通常ノ起訴狀ヲ以テ地力ヲ求メ得ルカ又令狀請求書ヲ以テ拘引狀ヲ求メ得ルカ又令狀請求書ヲ以テ拘引狀ヲ求メ得ルカ又令狀請求書ヲ以テ拘引狀ヲ求メ得ルカ

(疑義) 從來各警察署ニ於テ非現行犯ノ犯人ヲ發見シタル場合ニ其被告人一定ノ住所ナク又ハ住所アルモ逃亡若クハ罪證湮滅ノ虞アツテ瞬時モ猶豫シ難キトキハ其犯人ヲ發見シタル巡查ハ直チニ其被告人ニ就キ一應疑團ノ點ヲ質問シ而シテ被告人ヲシテ其罪狀ヲ吐白スルカ又ハ吐白セサルモ他ノ證憑ニ據リ罪跡分明ナルトキハ被告人ノ肯諾ヲ得テ警察署分署ニ連レ行圓ヨリ捕細手直チニ警察署分署ニ告發シ警部ハ其告發ヲ受ケ更ニ被告人ニ對シ其犯罪事實ヲ聞糾シ罪狀ヲ吐白スルモノ、其被害事實ニ參照シ白狀ヲ確メ罪狀ヲ隱蔽スルモ他ノ證憑アツテ犯罪ヲ認メ得ヘキモノハ何レモ直チニ要領ノ調書ヲ作

リ而シテ被告人ト共ニ其事件ヲ一且歸宅セシムルハ管轄裁判所檢事ニ送致シ來リタルニ被告人ニ於テ裁判所へ連行クコトヲ肯セサルトキハ本法施行後ハ法律上警部ニ於テ之ヲ裁判所ニ引致スルノ職權ナキヲ以テ裁判所々在ノ地ハ其旨即時ニ遠隔ノ地ニ在テハ電信或ハ急飛脚ヲ以テ檢事ニ報知シ迅速ニ令狀勾引狀ノ發布ヲ請求シ來タリシ然ルニ本法ニ於テハ檢事モ亦非現行犯ノ犯人ニ對シ令狀ヲ發スル職權ナキヲ以テ自ラ令狀ヲ發スル能ハス然レモ此場合地方裁判所及甲號支部ニ在テハ豫審アルヲ以テ檢事ハ一應其事件ヲ檢案シ其請求ヲ相當ト認ムレハ直チニ豫審ヲ請求シ且至急令狀勾引狀ノ發付ヲ求メ急飛ナレハ直チニ令狀ヲ之ニ交付シ電信ナレハ請求セル警察署分署へ向ケ令狀ヲ發送セシムルニ付敢テ甚シキ差支ヲモ見サレハ區裁判所ニ在テハ豫審ナキヲ以テ前記手續ヲ爲ス能ハ

ス爲メニ斯ル緊急ノ場合ニ際シ警察署分署ノ求メ付ノ拘引狀發付ニ應スヘキ道ナシ之ヲ地方裁判所又ハ甲號支部ノ檢事ニ移送セシムルカ其管轄事件ニアラサルナリ假令移送スヘキモノトスルモ緩急ノ用ニ應セサルヲ如何セン去リナカテ令狀ヲ發付スヘキ道ナキヲ以テ其請求ヲ謝絶センカ警察官ハ手ヲ束テテ犯人ノ逃亡ヲ觀望スルノ外ナキナリ抑モ檢事タル其現ニ犯人アルヲ認知シナカラ其之レニ處スルノ道ナシト言フテ以テ其逃亡ヲ傍觀坐視シテ可ナランヤ因テ區裁判所ニ在テハ前述ノ場合ニ於テハ區裁判所檢事前記管内各警察署分署ヨリ此現行犯ノ犯罪ニ付キ令狀(勾引狀)發付ノ請求ヲ受ケタル場合一應事件ヲ檢案シ其請求ヲ適當ト認メタルトキハ晝間ト夜間トヲ問ハス何時ニテモ通常ノ起訴狀ヲ以テ直チニ裁判所ニ公判ヲ求メ其起訴狀ノ末尾ニハ本書類ノ外及證據物件等ハ後ヨリ送致ス可シ

ト書シ又別ニ令狀請求書ヲ以テ勾引狀發付ノ請求ヲ區裁判所判事ニ就テ爲シ得ヘキヤ

(説明) 本法ニ據レハ豫審ノ部ニ在テハ第七十一條ニ豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀ヲ受ケタル被告人其日時ニ出廷セザルトキハ拘引狀ヲ發スルコトヲ得ト定メ又第七十五條ニ拘留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノト思料スルニ非サルハ之ヲ發スルコトヲ得ス但被告人逃亡シタル場合ニ於テハ其訊問ヲ爲サスシテ之ヲ發スルコトヲ得ト定メ以テ豫審判事カ被告人ニ對シ拘引狀又ハ拘留狀ヲ發スルコトヲ得ヘキ通則ヲ規定シ第七十二條ニ被告人定マリタル住所アラサルトキ若クハ罪狀ヲ湮滅シ又ハ逃亡スル恐アルトキ等ノ場合ニ豫審判事又ハ受託判事ハ直チニ拘引狀ヲ發スルコトヲ得ヘキコトヲ示シタリ而シテ公判ノ部ニ在テハ第七十八條ニ

裁判所ニ於テハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ拘引狀又ハ拘留狀ヲ發スルコトヲ得ト規定シタルニ依リ公判判事ハ被告人ニ對シ拘引狀ヲ發セントスルトキハ全法中豫審ノ部ニ規定シタル各條項ニ據リ處分シ得ヘキハ論テ埃タサル所ナリ然ルニ勾留狀ニ付テハ豫審判事ハ被告人ヲ訊問シタル後ニ非サレハ之ヲ發スルコトヲ得サルノ規程ナレハ公判々事モ亦タ被告人訊問後ニ非サレハ勾留狀ヲ發スルコトヲ得サルヤノ疑ナキ能ハスト雖モ第七十八條ニハ廣ク何時ニテモ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スルコトヲ得ト定メ第七十一條第七十三條第七十五條ノ如ク勾引狀又ハ勾留狀ヲ發シ得ヘキ場合ヲ限定セサルヲ以テ公判々事ハ被告人訊問前ト雖モ勾留狀ヲ發スルモ差支ナシ依テ本疑義ノ如キ區裁判所檢察警察官ヨリ非現行犯ニ付キ勾引狀發付ノ請求ヲ受ケタル場合若クハ該被

呼出狀ヲ受ケ
タル被告人カ
分娩ヲ理由ト
シテ出頭ヲ拒
ムルハ之ヲ引
致スルカ

告人ノ送致ヲ受ケ被告人禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ニシテ且逃走又ハ証憑湮滅ノ恐アルカ若クハ被告人ヲ拘留スルノ必要アル場合ニ於テハ檢察ハ勾引狀若クハ勾留狀發付ノ請求書ヲ作り之ヲ起訴狀ニ添付シ區裁判所判事ニ差出スハ差支ナキモノトス

(疑義) 爰ニ懷胎分娩ノ婦女アリ禁錮以上ニ該ルヘキ罪ヲ犯シ檢察之ヲ公訴シ裁判所ニ於テ公判ニ付スヘキ爲メ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發シタリ然ルニ被告ハ分娩ヲ名トシテ出頭ヲ拒ム時ハ本條ニ據リ之ヲ引致シ得可キヤ

(説明) 此ノ場合ニ於テハ其公訴ヲ受ケタル裁判所ハ醫師ニ命シ分娩後幾日間ヲ經過スレハ身体健康ニ復スルヤ否ヲ鑑定セシメ其鑑定ニ信據ノ公判ヲ開廷スヘシ此ノ日時ヲ經過スルモ尙ホ分娩ヲ名トシテ出頭ヲ肯サル時ハ本條ニ據リ引致スルヲ

得ヘシ

(注意) 本條ハ舊治罪法第二百六十五條第二項上段ニ恰當セリ
該條ハ前條參照ノ部ニ揭示ス就テ見ルベシ而シテ舊治罪法ハ
同條ニ於テ疾病アルニ非スレテ出廷ヲ肯セス云々ト規定シタ
ルモ本法ニ於テハ此文字ヲ削除シタリ

本法ニ於テハ裁判所ハ勾引狀勾留狀ヲ發スルヲ得ルコトヲ定
メタリ

第七十九條

被告人ハ辯論ノ爲メ辯護人ヲ用ユルコ

トヲ得

辯護人ハ裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ
但裁判所ノ允許ヲ得タルトキハ辯護士ニ非サル者ト
雖モ辯護人ト爲スコトヲ得

辯護權ノ必要
如何

(疑義) 辯護權ノ必要ナル所以如何

何

(説明) 辯護權ハ吾人天賦ノモノニシテ法ニ之ヲ特書スルヲ要
セサルモノナリ故ニ若シ被告人ニ辯護權ナク充分ニ之ヲ行
テ得サラシメハ裁判モ裁判ナラス唯苛虐殘忍ノ所分タルノミ
蓋シ辯護權ハ實ニ被告人ノ權利タルノミナラス亦社會ノ權利
ナリ寧ロ社會ニ在テ最モ貴重ナル權利ナリトス何トナレハ無
辜ヲ罪スルハ德義最モ高キ裁判官ハ勿論社會ノ不幸ハ寧ロ被
刑人ノ不幸ヨリモ其深キヲ知レハナリ故ニ刑事ノ訴訟ト民事
ノ訴訟トヲ混スルノ謬見ハ力メテ之ヲ排斥セサルヘカラス其
目的裁判ノ誤謬ヲ豫防スルニ在ルノ權利殊ニ辯護權ハ民事ノ
如ク原被相反スルノ權利ヲ有スルモノト臆斷スヘカラスナル
リ之レ此權ハ實ニ被告人ノミナラス又社會ニ取テモ實ニ必要
ナルカ故ニ又辯護權ハ被告人之ヲ拋棄スルヲ得サルヲ以テ原
則ト爲ス然レモ其緊要少キモノニ至テハ之ヲ被告人ニ任放シ

辯論トハ如何ナルカ

辯護人裁判所
中ヨリ選任ス
ルハ當レルカ
所謂ル裁判所
トハ如何

敢テ強制セサルナリ

(疑義) 辯論トハ如何

(説明) 辯論トハ被告事件ニ付キ原被双方各自ノ目的ヲ達セン
カ爲メニ爲ス所ノ攻撃辯護ノ供述ヲ云フ

(疑義) 本條辯護人ハ裁判所々屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可
シト規定シタルハ果シテ其當ヲ得タルノ規定ナル乎又裁判所
々屬ノ辯護士トハ如何

(説明) 辯護人ハ其事件ヲ審判スル裁判所々屬ノ辯護士中ヨリ
之ヲ選任ス可シト規定セリト雖モ抑々辯護人ヲ選任スルノ事
タル之ヲ大ニシテ生命之ヲ小ニスルモ仍ホ身体名譽若クハ財
産ニ至大至重ノ關係ヲ有スル訴訟即チ公訴ニ付キ已レノ權利
ヲ揮擢シ身体財産ノ安固ヲ計ラントスルニ在ルヲ以テ其所在
ノ如何ヲ問ハス已レノ最モ信ヲ措クモノヲ撰任セサルヲ得ス

然ルニ本條ニ於テ其裁判所々屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ撰任ス可
シト制限シタルハ果シテ何等ノ理由ニ職由スルカ疑訝ニ耐ヘ
サルナリ蓋シ東京大坂ノ如キ土地ニ在テハ格別僻遠代言人員
ノ甚タ多カラサル地ニ在テハ學識ト經驗トニ富ミ尙ホ且剛毅
眞實ノ人ヲ得ルニ難キ場合ナキニアラサル可ケレハ寧ロ之ヲ
制限セサルノ愈レルニ若カサルナリ但シ法律ハ此制限ヲ爲シ
タル後直チニ裁判所ノ允許ヲ得ルトキハ辯護士ニ非サルモノ
ト雖モ辯護人ト爲スコトヲ許シタルヲ以テ之ヲ觀レハ其裁判
所ノ所屬ニ非サル辯護士ト雖モ裁判所ノ允許ヲ得テ之ヲ撰任
スルコトヲ得ルカ如シ而シテ裁判所ニ於テモ亦容易ニ之レカ
允許ヲ與フルコトニ注意スルトキハ庶幾クハ實際ニ支障ナカ
ル可キ歟唯タ一ハ直チニ撰任ヲ爲シ得ルモ一ハ裁判所ノ允許
ヲ受クルノ手續ヲ要スルノ別アルノミ而シテ裁判所々屬ノ辯

護士トハ即チ大審院及ヒ各裁判所々在地ノ組合ニ加入シタル
免許代理人ヲ指稱シタルモノナリ(明治十四年司法省甲第八號
布達所屬代理人規則參看)

〔參照〕 舊治罪法

第二百六十六條 被告人ハ辯論ノ爲メ辯護人ヲ用フルヲ得

辯護人ハ裁判所々屬ノ代理人中ヨリ之ヲ選任ス可シ但裁
判所ノ允許ヲ得タル時ハ代理人ニ非サル者ト雖モ辯護人
ト爲スヲ得

〔同〕 明治十四年十二月二日

司法省甲第八號布達

大審院諸裁判所々屬代理人規則別紙之通相定候條此旨布
達候事

所屬代理人規則

第一條 治罪法中所屬代理人ト稱スルハ大審院及ヒ裁
判所所在ノ地ニ住居スル免許代理人ヲ云フ

第二條 裁判官ノ職權ヲ以テ選任シタル代理人辯護人
ハ正當ノ事由ヲ證明スルニアラサレハ之ヲ辞スルヲ
得ヌ

第三條 代言又ハ辯護受任中代言免許滿期ニ至リ引續
營業セス又ハ廢業スト雖モ該事件終結ニ至ルマテ其
代言辯護ヲ擔當ス可シ

第四條 代言又ハ辯護受任中ハ他ノ訴訟事件ヲ以テ其
任ヲ闕クヲ得ヌ

第五條 裁判官ノ職權ヲ以テ代理人辯護人ヲ選任シタ
ル場合ニ於テモ其謝金ハ被告人之ヲ擔當ス可シ

第百八十條

總テ謝金ニ付テハ出訴スルコトヲ許サス

第百八十條 辯護人ハ裁判所ニ於テ訴訟記録ヲ閱讀シ

且之ヲ抄寫スルコトヲ得

辯護人ハ裁判所ニ於テ訴訟記録ヲ閱讀シ且之ヲ抄寫スルコトヲ得ト爲セルハ如何ナル故カ

(疑義) 本條辯護人ハ裁判所ニ於テ訴訟記録ヲ閱讀シ且ツ之ヲ抄寫スルコトヲ得ト規定シタルモノハ如何ナル要アルニ因ル乎

(說明) 辯護人カ裁判所ニ於テ一切ノ訴訟記録ヲ閱讀又ハ抄寫スルコトヲ許シタルモノハ其事件辯護ノ用意ヲ爲サシムルニ在リ則チ豫審ニ於テ蒐集シタル證據ノ結果ノ書ニ形ハレタルモノヲ閱覽セシメテ以テ辯護ノ勉メテ公平ナランコトヲ期スルニ外ナラサルナリ

第百八十一條

第百八十一條 被告人ノ法律上代理人ハ其補佐人ト爲リ辨論ニ與カルコトヲ得

第百八十二條

第百八十二條 被告人出廷シテ辨論スルコトヲ肯セサルトキハ對席トシテ裁判ヲ爲ス可シ

被告人審問ヲ妨ケ又ハ不當ノ行狀ヲ爲シ裁判長ヨリ退廷又ハ勾留ヲ命セラレタルトキ亦同シ若シ辨論二日ニ渉ルトキハ更ニ被告人ヲ出廷セシム可シ

(疑義) 本條第一項被告人出頭シテ辨論スルコトヲ肯セサルトキハ對席トシテ裁判ヲ爲ス可シト規定シタル理由如何 (說明) 夫レ言論ハ自由ナリ他ヨリ之ヲ強ユルヲ得ス故ニ若シ被告人出廷シテ辨論ヲ肯セサルトキハ其儘ニテ裁判ヲ下シ且之ヲ對席裁判トシテ故障ヲ許サス是レ被告人自ラ求メタル所

被告人カ出頭シテ辨論スルコトヲ肯セザルトキハ對席トシテ裁判ヲ爲スベシト爲セル故ハ如何

ノ過ナルノミナラス若シ之ヲ對席裁判ト爲サ、ルトキハ往々故ヲニ辯論ヲ肯セスシテ故障ヲ爲シ訴訟延滞ノ弊アルニ至レハナリ

(疑義) 被告人審問ヲ妨ケ又ハ不當ノ行狀ヲ爲シタルトキ之ニ返廷又ハ勾留ヲ命スルハ獨リ裁判長ニ限ルモノハ如何ナル理由ニ因ル乎

(說明) 裁判長ハ審査辯論ヲ整理シ且公廷内ノ秩序威嚴ヲ保維スルノ職務アルモノナレハ乃チ諸般ノ取締ノ爲メ被告人審問ヲ妨ケ又ハ不當ノ行狀ヲ爲シタルトキ之ニ退廷又ハ勾留ヲ命スル所以ナリ

(疑義) 本條第二項辯論二日ニ涉ルトキハ更ニ被告人ヲ出頭セシムルハ如何ナル理由ニ因ル乎

(說明) 辯論當日局ヲ結ハスシテ二日以上ニ涉ルトキハ被告人

被告人が審問
ヲ妨ケ又ハ不
當ノ行狀ヲ爲
セルキニ之レ
ヲ退廷又ハ勾
留ヲ命ズルハ
得ルモノハ判
長ニ限ルハ何
ゾ

辯論ノ二日ニ
亘レバ更ニ
被告人ヲ出
頭セシムル
ハ如何ナル
理由ニ因ル
乎

被告人ニ退廷
ヲ命ゼシハ
辯護人ノ辯護
ヲ許ササル
モノナルカ

ハ其間自ラ悔悟スルコトアルヘク苟クモ悔悟シテ辯論ノ妨礙ヲ爲サ、ルトキハ其辯論ノ權利ヲ永久ニ剝奪ス可キノ理由ナク又必要ナシ是レ本項末段ノ規定アル所以ナリ

(疑義) 本條被告人ヲ退廷又ハ勾留ヲ命セシハ辯護人ヲ用ユルコトヲモ許サ、ル歟

(說明) 對席判決トシテ辯護人ヲ用ユルコトヲ許スヘシ本條第二項ニアル如ク引續キ辯論ヲ爲ス場合ニ於テハ被告人ヲシテ辯護人ヲ用フルノ權ヲ停ムヘカラサル勿論ナリ

(參照) 舊治罪法

第二百六十七條 被告人公廷ニ於テ暴行又ハ喧噪ヲ爲シ辯論ヲ妨礙スル時ハ裁判長ヨリ再度告戒ヲ爲シ仍ホ之ニ從ハサル時ハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ被告人ヲ退廷セシメ若クハ勾留スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ對審トシテ引續キ辯論及ヒ裁判言渡ヲ爲スコトヲ得

若シ辯論二日ニ渉ル時ハ更ニ被告人ヲ出廷セシム可シ

(注意) 本條第一項ハ舊治罪法第二百六十五條第二項末段ニ規定セシモノナリ

第百八十三條

第百八十三條 被告人精神錯亂又ハ疾病ニ因リ出頭ス

ルコト能ハサルトキハ痊癒ニ至ルマテ辯論ヲ停止ス

但罰金以下ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人代人ヲ

差出シタルトキハ此限ニ在ラス

辯論ニ取掛リタル後被告人精神錯亂シタルトキハ其

痊癒ノ後新ニ辯論ヲ爲ス可シ其他ノ疾病ニ罹ルトキ

ハ痊癒ノ後前ニ停止シタルヨリ以後ノ手續ヲ爲ス可

シ但五日間辯論ヲ停止シ又ハ檢事其他訴訟關係人ノ

請求アリタルトキハ新ニ辯論ヲ爲ス可シ

若シ被告事件及ヒ法律ノ適用ニ付キ既ニ辯論ヲ終リ

タルトキハ其痊癒ノ後更ニ取調ヲ爲スコトナク裁判

ヲ爲ス可シ

本條ノ起ル所以如何

(疑義) 本條ノ因テ起リタル所以如何

(説明) 被告人ノ充分ニ辯解ヲ爲サント欲セハ必スヤ其精神ノ

自由ヲ具ヘサルヘカラス故ニ若シ被告人精神錯亂シ又ハ疾病

ニ罹リ辯論等ヲ爲ス能ハサルトキハ必ス審判ヲ停止シ其痊癒

ヲ待タサルヘカラサルモノナリ又被告人精神錯亂シタルトキ

ハ記憶ヲ喪失ス故ニ痊癒ノ後必ス訊問辯論ヲ新ニセサルヘカ

ラスト雖モ其他ノ疾病ニ罹リタルハ五日間審理ヲ停止シ又

ハ訴訟關係人ノ請求アルハニアラサレハ其訊問辯論ヲ新ニス

ルヲ要セス之レ日子未タ少ナケレハ其記憶ニ關セサルヲ以テ

被告人ノ精神錯亂ハ公訴權ノ執行ヲ停止スルカ

ナリ

(疑義) 被告人ノ精神錯亂ハ公訴權ノ執行ヲ停止スルニ足ル乎
 (説明) 學者或ハ曰被告人ノ精神錯亂シタル場合ハ以テ公訴權ノ執行停止(即チ中止)ノ場合ト爲スヘシ是レ非ナリ抑々被告人ノ精神錯亂(犯罪ノ後之ヲ發シタルモノト假想セサル可カラサルコト勿論ナリ何者然ラサレハ其所爲ハ元來罪ト爲ラサルナリ)ハ本條ノ精神ニ於ケルカ如ク單ニ辯論即チ公判ノ手續及ヒ豫審ニ於ケル被告人訊問ヲ停止ス可キノミニシテ敢テ公訴權ノ執行ヲ停止ス可キモノニ非サルナリ去レハ雷ニ檢事及ヒ被害者ニ於テ其被告人ニ對シ時效中斷ヲ目的トシテ起訴ノ手續ヲ爲スコトヲ得可キノミナラス豫審判事ハ其被告事件ニ關スル證據ヲ蒐集シ總テ豫審ノ處分ヲ行フコトヲ得可ク檢事ハ其必要ナリトスル處分ニ付キ隨時豫審判事ニ請求ヲ爲スコトヲ

本條ノ場合ニ於テハ其共犯者ハ如何ニスルカ

得可シト言ハサルヘカラス蓋シ其然ル所以ノモノハ他ナシ此等ノ處分ハ元來社會ト被害者及ヒ被告人トニ利益アリテ敢テ被告人辯護ノ權ニ傷害ナキニ由ル而シテ豫審ノ處分ハ單ニ有罪ノ證據ヲ蒐集スルニアラスシテ被告人ノ利益ト爲ル證據ヲモ亦同時ニ之ヲ蒐集スルモノナレハナリ
 (疑義) 本條ノ場合ニ於テ其共犯者ハ如何ニ處分スヘキヤ
 (説明) 共犯人ノ中一名又ハ數名精神錯亂シ若クハ疾病ニ罹リ出頭スル能ハスト雖モ固ヨリ其出頭シタル者ニ付テハ仍ホ對席判決ヲ爲スヘキハ勿論ナリトス

(參照) 舊治罪法

第二百六十八條 被告人精神錯亂又ハ疾病ニ因リ出廷スル
 一能ハサル時ハ痊癒ニ至ルマテ辯論ヲ停止ス
 辯論ニ取掛リタル後被告人精神錯亂シタル時ハ其痊癒ノ

後新ニ辯論ヲ爲ス可シ其他ノ疾病ニ罹ル時ハ痊愈ノ後前ニ停止シタルヨリ以後ノ手續ヲ爲ス可シ但五日間辯論ヲ停止シ又ハ檢察官其他訴訟關係人ノ請求アリタル時ハ新ニ辯論ヲ爲ス可シ

若シ被告事件及ヒ法律ノ適用ニ付キ既ニ辯論ヲ終リタル時ハ其痊愈ノ後更ニ取調ヲ爲ストナク裁判言渡ヲ爲ス可シ

第二百六十九條 (ハ本法第二百二十七條ニ移ツセリ)

第二百七十條 闕席シタル被告人ニ付テハ辯護人ヲ用ユルヲ許サス但其親屬故舊ハ被告人ノ出廷スルヲ能ハサルノ事故ヲ證明スルヲ得

裁判所ニ於テ其事由ヲ正當ナリトスル時ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ裁判ヲ延期スルヲ得

第二百七十一條 被告人中ノ一名又ハ數名出廷セスト雖モ出廷シタル者ニ付テハ通常ノ規則ニ從ヒ對審裁判ヲ爲ス可シ

(該第二百七十條第二百七十一條ヲ本法ニ於テ削除シタルハ是等ノ條文ハ全ク不用ナルニ因ル)

第二百七十二條 裁判長ハ公廷ニ於テ諸般ノ取締ノ爲メ相當ノ處置ヲ爲ス可シ

稱誹讚謗其他辯論ヲ妨礙スル者アル時ハ之ヲ制止シ又ハ退廷セシムルヲ得

第二百七十三條 公廷ニ於テ輕罪違警罪ヲ犯シタル者アル時ハ其身分ノ如何ニ拘ハラス裁判長ノ命令ニ因リ之ヲ取押へ檢察官ノ意見ヲ聽キ直チニ裁判ヲ爲シ又ハ次ノ公判ニ付スルノ言渡ヲ爲ス可シ

書記ハ犯罪ノ事件及ヒ裁判長ノ處分ニ付キ即時ニ調書ヲ作ル可シ

第二百七十四條 前條ノ場合ニ於テ違警罪裁判所ニテハ違警罪ニ付キ終審ノ裁判ヲ爲シ輕罪ニ付テ始審ノ裁判ヲ爲ス可シ

輕罪裁判所其他上等ノ裁判所ニテハ輕罪ニ付キ終審ノ裁判ヲ爲ス可シ

第二百七十五條 公廷ニ於テ重罪ヲ犯シタル者アル時ハ裁判長被告人及ヒ證人ヲ訊問シ調書ヲ作り裁判所ニ於テ檢察官ノ意見ヲ聽キ通常ノ規則ニ從ヒ裁判スル爲メ豫審判事ニ送付スルノ言渡ヲ爲ス可シ

(本法ニ於テ以上舊治罪法第二百七十二條第二百七十三條第二百七十四條第二百七十五條ヲ消除シタルハ該條ニ規

定セル事柄ノ如キハ裁判所構成法ノ明文若クハ精神ニ依リ處分ス可ク此數條規定ノ如クスルハ不當ナルヲ以テナリ

(注意) 本法ニ於テハ被告人精神錯亂又ハ疾病ニ因リ出頭スルコト能ハサル場合ト雖モ罰金以下ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人代人ヲ差出シタルトキハ被告人ノ痊癒ヲ待タズ辯論ヲ爲スコトヲ得ヘキモノトセリ
本法ニ於テハ舊治罪法ニ規定セシ公廷内犯罪ニ對スル特別ノ處分法ヲ廢シタリ

第百八十四條

第百八十四條 裁判所ニ於テハ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ裁判ヲ爲ス可カラズ但辯論ニ因リ發見シタル附帶ノ犯罪ニ付テハ此限ニ在ラス
若シ附帶ノ犯罪ニ付キ豫審ヲ必要ナリトスルトキハ

訴ヲ受ケサル
事件ニ付テモ
爲スナリサレ
ルハ如何

本按ノ辯論ヲ停止スルコトヲ得

(疑義) 裁判所ニ於テハ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ裁判ヲ下タス
ヲ得サル理由如何

(説明) 夫レ不告不理ハ法律ノ原則ナリ故ニ裁判所ニ於テハ認
求ナクシテ裁判ヲ爲ス可カラサルヤ敢テ辯明ヲ要セサル所ナ
リ裁判所ハ認求者アリテ然後裁判スルノ權利ト義務トヲ生ス
ルモ自ラ訴訟ヲ提起ス可キモノニ非サレハナリ之レ本條ニ於
テ裁判所ハ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ裁判ヲ爲ス可カラスト規
定シタル所以ナリ

附帶ノ犯罪ニ
訴ヲ受ケサル
事件ニ付テモ
裁判ヲ爲スナ
リサレハ如何

(疑義) 本條ニ於テ其附帶犯罪ナルキハ訴ヲ受ケサルモ其裁判
所併セテ之ヲ管轄スルヲ得ヘキモノトシタルハ何ソヤ
(説明) 附帶犯罪ハ彼此關係ヲ有スルモノナルカ故ニ同一ノ裁
判所ヲシテ併セテ之ヲ管轄セシムルトキハ事實發見ニ頗ル便

辯論中ニ發見
セル上級ノ犯
罪ハ上級ノ裁
判所ノ管轄ニ
屬スベキモノ
ナルコトヲ其
裁判所ニ於テ
併セテ裁判ス
ルヲ得ルカ

益ヲ與フル所以ナリ

(疑義) 辯論中發見シタル附帶ノ事件上級裁判所ノ管轄ニ屬ス
ルモノナリト雖モ尙ホ併セテ審判スルヲ得ヘキ乎

(説明) 辯論中發見シタル附帶事件ニシテ併セテ裁判スルヲ得
ヘキモノハ其裁判所ノ管轄若クハ下級ノ裁判所ノ管轄ニ屬ス
ルモノタルコトヲ要ス故ニ例ヘハ輕罪ノ公判ニ於テ其受理シ
タル輕罪事件ノ辯論中之ニ附帶スル重罪事件ヲ發見シタルト
キハ此重罪事件ニ付テハ裁判ヲ爲スコトヲ得サルナリ即チ此
場合ニ於テハ判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス
(疑義) 輕罪裁判所ニ於テ輕罪裁判ノ辯論中附帶シタル重罪事
件ヲ發見シ又ハ違警罪裁判所ニ於テ違警罪事件ノ辯論中附帶
シタル輕罪事件ヲ發見シ其被告人同一ナルキハ其辯論中發見
シタル事件ニ付テハ管轄違ノ言渡ヲ爲スハ勿論ナリト雖モ其

辯論中ニ發見
セル上級ノ犯
罪ハ上級ノ裁
判所ノ管轄ニ
屬スベキモノ
ナルコトヲ其
裁判所ニ於テ
併セテ裁判ス
ルヲ得ルカ

他ノ管轄權アル事件ハ之ヲ如何ニスベキヤ

附帶ノ裁判トハ如何

附帶ノ犯罪ニ付キ豫審ヲ必要トスルハ如何ナル場合ナルカ

初メ受理シタル輕罪又ハ違警罪事件ニ付テハ如何スヘキヤ

(說明) 曰ク其初メ受理シタル輕罪又ハ違警罪ノ事件ニ付テモ亦之ヲ管轄スルコトヲ得ス乃チ管轄違ノ言渡ヲ爲サ、ル可ラス蓋シ附帶ノ犯罪ハ之ヲ別ツコトヲ得サル者ナルヲ以テ同時ニ同一ノ被告人ニ對シ起訴ノ手續アリタル場合ニ限ラス其辯論中發見シタル場合ト雖モ亦同一ノ論決ヲ爲サ、ル可ラス即チ此場合ニ於テハ其上級ノ裁判所併セテ之ヲ管轄スヘキ者トス

(疑義) 附帶ノ裁判トハ如何

(說明) 附帶ノ裁判トハ本條即チ被告事件ニ附帶シ若クハ關係シテ發生シタル事項ニ付テノ裁判ヲ云フ

(疑義) 本條第二項附帶ノ犯罪ニ付キ豫審ヲ必要トスルトキトハ如何ナル場合ナリヤ

(說明) 夫レ附帶事件ノ發見シタルトキハ其事件ノ重罪ナルコト

トアリ又輕罪ナルコトアリ故ニ其事件輕罪ナルトキハ必スシモ豫審ヲ要セスト雖モ重罪ハ必ス豫審ヲ要スルモノナルカ故ニ重罪ヲ發見シタルトキハ必ス判事一名ヲシテ豫審ヲ爲サシメ輕罪ナルトキハ其輕重難易ニ從ヒ或ハ豫審ヲ命シ其公判ニ着手スヘキナリ之レ本條第二項ニ於テ附帶ノ犯罪ニ付キ豫審ヲ必要トスルトキ云々ト規定シタル所以ナリ

適例

明治十九年三月卅一日判決 秋田縣平民 村上覺俊

(摘要) 公判々事附帶犯罪者ヲ發見シタル場合ニ於テ自ラ豫審ヲ爲シ又其心証ニ供シタル物件ニ付辯解ヲ爲サシメサルハ俱ニ不法ナリ

上告ニ因リ一件書類ヲ按スルニ村上覺俊カ被告事件ノ審理中後藤恭輔ノ贓物故買犯罪アルヲ發見シ豫審ヲ必要ト爲スニ於

テハ之ヲ豫審判事ニ送付スヘキハ當然ナルニ公判々事自ラ豫審ヲ爲シタルハ越權ノ處分ナルノミナラス原裁判官カ斷罪ノ資料ニ供シタル小西市十郎ノ估計書ハ治罪法ニ所謂鑑定人ノ申立書ナレハ證據ノ一部ヲ占ムル者ナルヲ以テ之ヲ被告人ニ示シ辯論ヲ爲サシメサル可ラサルニ否ラスシテ原裁判官採テ以テ心証ニ供シタルハ上告論旨ノ如ク是亦越權ノ處分タルヲ免レサル即チ治罪法第四百十條第十一ニ適合セル原由アル不法ノ裁判ナリトス

明治十九年七月六日判決 埼玉縣平民 小谷野榮三郎外一名
 (摘要) 訴ヲ受ケサル事件ノ判決ヲ爲シ訴ヲ受ケタル事件ニ對シ判決ヲ爲サ、ルハ不法ナリトス
 上告旨趣ヲ審按シ訴訟書類ヲ查スルニ抑本案事件タル其豫審ヲ始メ明治十八年三月三十一日浦和輕罪裁判所カ爲シタル公

判ニ於テモ被告等相謀リ佐十郎カ吉田茂十郎ヨリ委任代人願書等三通ヲ預リ居タルヲ佐十郎ハ之ヲ茂十郎ニ返還シタルモ茂十郎カ渡シタル受取証ヲ作爲シタル点ニ對シタル被告事件ニシテ其委任狀云々ニ對シタルモノニ非ラス而ノ猶原公判始末書ヲ閱スルニ原檢察官ノ論述スル所ニ於ケルモ被告等カ變造セシ証書ハ茂十郎ノ申立ニ依ルモ佐十郎ヘ渡シ置キタル委任狀代人願等ヲ全人ヨリ受取候節ノ受取書ナルヲ明カナリ云々トアリテ即チ本按ノ主眼タル此點ニアル事明瞭ナルニ付原裁判所ニ於テハ宜ク該點ニ對シ相當ノ判定ヲ與フ可キニ其爰ニ出テス却テ被告ニ於テ預リタル委任狀ヲ以テ貸金證ニ變造セシ者ト看ルヘキ證據ナク云々ト斷了シタルハ訴ヲ受ケサル事件ニ就キ判決ヲ爲シ訴ヲ受ケタル事件ニ對シ判決ヲ與ヘサルモノニシテ治罪法第四百十條第七項ニ該當スル破毀ノ原由

アル失當ノ裁判ナリトス

明治廿二年十月九日判決 東京府平民 伴野新甫外二名

〔摘要〕附帶ノ事件トシテ取調ヲ爲スニハ必ス被告人ニ就キ取調ヲ爲スヲ要ス若シ其手續ヲ爲サレハ越權ナリ

治罪法第二百七十六條ニ裁判所ニ於テハ訴ヲ受ケサル事件ニ付裁判ヲ爲ス可カラス但辯論ニ因リ發見シタル附帶ノ事件及ヒ公廷内ノ犯罪ニ付テハ此限リニ在ラスト規定アリテ本件ニ附帶スル犯罪事件ヲ發見シタル片ハ裁判官ノ職權ヲ以テ裁判ヲ爲スヲ得ヘシト雖モ其之ヲ爲スハ一般ノ手續ニ從ヒ被告事件トシテ之カ取調ヲ爲シ被告人ニ辯解セシムヘキハ當然ナリ今上告第一論旨ニ付一件書類ヲ査スルニ金二千八百五十五圓ノ受取證書ヲ偽造行使シタリトノ事件ハ公訴狀中記載シタル所ナリ又公判始末書ヲ閱スルニ該受取書ハ本件ニ付一ノ證據

トシテ顯出シタルコトアルモ之ヲ以テ附帶事件トシテ取調ヲ爲シタル事蹟ナキノミナラス被告研次郎菊次郎ニ對シテハ何等ノ意見ヲ問フタルコトナシ然ラハ則チ被告人等ニ一ノ附帶事件ナルコトヲ知ラシメス且辯解モ爲サシメサル事件ニ對シ刑ノ言渡ヲ爲シタルモノニシテ治罪法第四百十條第十一項ニ該當シ破毀ノ原由アルモノトス

〔參照〕舊治罪法

第二百七十六條 裁判所ニ於テハ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ

裁判ヲ爲ス可カラス但辯論ニ因リ發見シタル附帶ノ事件及ヒ公廷内ノ犯罪ニ付テハ此限ニ在ラス

若シ附帶ノ事件ニ付キ豫審ヲ必要ナリトスル時ハ本案ノ裁判ヲ停止スルコトヲ得

第百八十五條 左ノ場合ニ於テハ附帶ノ犯罪ナリトス

附帶ノ犯罪トハ如何ナルモ
ハ如何ナルモ
ノナルカ

第一 同一ノ場合ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ
數罪ヲ犯シタルキ

第二 數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ
犯シタル時

第三 自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ又ハ
其罪ヲ免カル、爲メ他ノ罪ヲ犯シタルキ

(疑義) 附帶ノ犯罪トハ如何ナルモノヲ謂フヤ

(説明) 附帶ノ犯罪トハ二箇以上ノ罪互ニ密着セル關係ヲ有ス
ルモノヲ謂フ本條ノ規定ニ因レハ其因果ノ關係アルモノヲ以
テ第一トナシ通謀ニ成ルモノヲ以テ第二ト爲シ單ニ日時場所
ヲ同クスルモノヲ以テ第三ト爲セリ而シテ本條ニ定メタル所
ノモノハ其梗概ヲ示シタルノミ決シテ制限ヲ付シタルニアラ
サルナリ故ニ其他ノモノト雖互ニ密着セル關係ヲ有スルキ

附帶犯罪ト云
フヲ得ルカ
ノ疑問

ハ之ヲ以テ附帶犯罪ト爲スヘキナリ

(疑義) 本條ニ附帶ノ犯罪トハ詐欺取財ヲ爲スニ付テノ證書ノ
偽造變造度量衡ノ偽造ニ付テノ官印偽造ノ類ヲ云フ者ニシテ
一人ノ竊盜被告事件辨論中其事件ニ付キ正犯從犯アルヲ發
見シタル類ハ本條附帶ノ犯罪中ニハ入ラサルヘキ乎

(説明) 既ニ公訴アリタル被告事件辨論中共犯人タル正犯從犯
アルヲ發見シタル時ハ仮令其被告人ハ異ナリト雖其事件
ハ即同一ナルヲ以テ訴ヲ受ケサル事件ニハ非サルモノトス

(疑義) 玆ニ甲強盜財ヲ得乙者之ヲ故買シタリ然ルニ甲ハ重罪
ナルヲ以テ重罪公判ニ移ツシ乙者ハ輕罪ナルヲ以テ輕罪公判
ニ移ツスハ穩當ナルニ似タリト雖モ牽連分ツ可カラサル事件
多シ然ルニ之ヲ分別スルニハ書類騰寫ノ手數ヲ要スル容易ナ
ラス其大ナル事件ニ至テハ數十日ヲ費スモノアリ加之ナラス

甲強盜ノ贓物
ヲ乙者カ故買
セルハ如何ナル
場合ニ於テ其
各罪相牽連シ
居リ之ヲ分ツ
ニ於テハ此二
罪ハ之ヲ同一
裁判所ニ併合
シテ審理スル
ヲ得ルカ

分別シタル爲メ取調上繁雜ヲ生スルモノ又少シトセス右等ノ事件ハ連帶事件トシ合セテ重罪公判ニ送付スルモ差支ナキカ(説明)盜罪ト其盜贓ヲ故買スル罪ノ如キハ本條ニ掲ケタル附帶犯罪ノ場合ニ非スト雖モ本條ノ趣意タル畢竟數多ノ犯罪相牽連スル片ハ同一ノ裁判所ニ於テ台セテ之ヲ審理スルノ便益ヲ圖リタルモノナレハ其明文ハ僅カニ三項ノ場合ニ過キスト雖モ事件ノ相牽連シテ分離スルニ難キハ必スシモ此三個ノ場合ニ限ルヘキニ非サルヲ以テ本條ハ特ニ其重立タル場合ヲ示シタルモノト解釋シ本段疑義ノ如キモ亦實際同一ノ裁判所ニ於テ審理スルヲ便宜ナリトスル片ハ尙ホ本條ノ例ニ依ル可キモノトス

適例

明治廿二年十月廿二日判決

福岡縣平民 大場増太郎

(摘要)甲裁判所ノ管轄内ニ於テ犯シタル詐欺取財ノ贓金ナルヲ知テ乙裁判所管轄内ノ者カ之ヲ收受シタリト雖モ該詐欺取財罪ノ附帶犯ニアラス故ニ受贓罪ニ付テハ乙裁判所ヲ以テ其管轄トス

抑モ附帶犯ナルモノハ治罪法第三十九條ニ規定スルカ如ク數罪且ニ牽連スル等ノ場合ヲ云フモノトス今原判文ノ認ムル所ニヨレハ被告ノ所爲ハ贓物收受ノ罪トシテ大場彌藏カ詐欺取財ノ罪ト牽連スル所ナケレハ之ヲ附帶犯ト云フヲ得サルモノトス而シテ被告増太郎カ贓物ヲ收受シタルハ原裁判所ノ管轄内ニ屬スル事明瞭ナレハ原裁判所ニ於テ之ヲ管轄スヘキハ當然ナルニ大場彌藏カ詐欺取財罪ノ附帶犯ナリトシ管轄違ノ言渡ヲ爲シタルハ上告論旨ノ如ク不法ノ判決ナリトス

(參照) 舊治罪法

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ附帶ノ犯罪ナリトス

一 同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シタル時

二 數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シタル時

三 自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ又ハ其罪ヲ免カル、爲メ他ノ罪ヲ犯シタル時

〔注意〕 本條ハ舊治罪法ハ其第二編第一章第三十八條ニ規定シタルモノヲ茲ニ移ツシタルナリ

第百八十六條

第百八十六條 檢事及ヒ被告人ハ第一審第二審ヲ問ハス本按ノ判決アルマテ何時ニテモ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル申立ヲ爲スコトヲ得
裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄違又ハ公訴受理ス可

カラサル言渡ヲ爲スコトヲ得

管轄違又ハ公訴受理スベカラザル申立アルマテ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ許セルハ何ゾ

〔疑義〕 管轄違又ハ公訴受理スヘカラサルノ申立ハ本案ノ判決アルマテ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ許シタルハ如何ナル理由ニ因ル乎

〔説明〕 管轄違又ハ公訴受理スヘカラサルノ申立ハ其辨論中若クハ辨論終結後ニ拘ハラス終審裁判所ニ於テスルニ拘ラス本案ノ判決アルマテハ何時ニテモ同上ノ申立ヲ爲スコトヲ許シタル所以ハ設ヒ此申立ヲ爲スニ時期ヲ限リタルトテ其管轄違ノ場合及ヒ公訴受理ス可カラサル場合ニ於テ爲シタル本案ノ判決ハ到底上訴ニ依テ取消サル可キモノナルヲ以テ寧ロ何時ニテモ其申立ヲ許スノ愈レルニ若カストスルニ在ルモノナリ
〔疑義〕 本條ニハ本條ノ申立ハ檢事及ヒ被告人ニ限レルヲ以テ其民事原告人ハ此申立ヲ爲スコトヲ得サル乎

本條ノ申立ハ民事原告人之ヲ爲スコト能ハザルカ

(説明) 本條ニハ檢事及ヒ被告人ヲ明示シ言民事原告人ニ及ハス乃チ民事原告人ハ管轄違又ハ公訴受理ス可ラサルノ申立ヲ爲スコトヲ得サルカ如シト雖モ決シテ然ラサル可シ蓋シ民事原告人ヨリ公訴受理ス可カラサルノ申立ヲ爲シテ利益アル場合ハ實際稀有ナル可キコト勿論ナルモ例ヘハ公訴起リタル後被告人ノ死去セシヲ發見シタル場合等ノ如キ速ニ公訴受理ス可カラサルノ申立ヲ爲シ公訴ノ結局ヲ得テ更ニ被告人ノ相續人ニ係リ損害賠償ノ請求ヲ爲ストキハ徒ラニ無益ノ日子ト費用ヲ嵩加スルノ弊ヲ防クコトヲ得可キノ類實際之レナキニアラス如此場合ニ於テ其管轄違ノ申立ニ付テハ民事原告人ハ當初公訴ニ附帶シテ私訴ノ申立ヲ爲シタルト將タ告訴ト共ニ私訴ノ申立ヲ爲シタルトヲ問ハス又其公訴ハ檢事ノ起訴シタルモノナルトニ關セス齊シク管轄違ノ申立ヲ爲スコトヲ得ヘキ

本案ノ判決トハ如何

モノト決セサル可カラス何者此管轄違ノ申立ハ公ケノ秩序ニ關スルモノナルカ故ニ公ケノ秩序ニ關スルモノタラハ設ヒ民事原告人ハ其初メ自ラ好ンテ非管轄ノ裁判所ニ私訴ノ申立ヲ爲シタリトモ其隨意ニ非管轄ノ裁判所ニ私訴シタルノ故ヲ以テ最早管轄違ノ申立ヲ爲ス可キ權利ヲ拋棄シタル者ナリト看做スコトヲ得ス蓋シ公ケノ秩序ニ關スル事項ニ付テハ明瞭又ハ暗黙ニ其權利拋棄スルコトヲ得サルヲ以テ原則ト爲セハナリ以上論スルカ如クナルヲ以テ本條ノ申立ハ民事原告人モ亦之ヲ爲シ得ヘキモノトス最モ此民事原告人ニ付キ法ニ明文ナキハ偶々之ヲ脱漏シタルモノナルノミナラン

(疑義) 本案ノ判決トハ如何

(説明) 本案ノ判決トハ即チ其被告事件ヲ現ニ受理シタル裁判所カ被告事件其者即チ被告事件ノ本体ニ付キ爲ス所ノ判決ニ

適例

明治十九年十月二十二日判決 長野縣平民 武田健次郎

(摘要) 本案ノ裁判言渡ト事件受理セサルノ言渡トハ自ラ其性質ヲ異ニスルモノナレハ其判定ニ於ケルモ彼我混淆セサルヲ要ス

公訴私訴ヲ論セス本案ノ裁判言渡ト事件受理セサルノ言渡トハ自ラ其性質ヲ異ニセリ故ニ事件受理セサルノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テ本條ニ干涉シ其當否ヲ判定シ本條ノ裁判言渡ヲ爲ス場合ニ於テ事件受理セサルノ判定ヲ爲スカ如キ混淆ヲ致スハ法律ノ許サ、ル所ナリ本條上告ニ付扣訴判文ヲ觀ルニ然レモ以下扣訴人カ被扣訴人ニ對シ爲シタル告訴等ノ「ハ」遂ニ無實ニ歸シタルハナリト云フノ文詞ハ判決ノ長野輕罪裁判所カ明治十八年四月六日言渡シタル裁判ハ相當ナルヲ以テ之ヲ認可

スルモノナリト云フノ文詞ニ照應シ本案ニ付判定ヲ下シタルカ如ク然リ然レモ前段事實理由ヲ記スルニ方リ該私訴ノ金額ハ七圓六十四錢ニシテ云々始審裁判所ノ終審ノ金額ヲ超過シタルモノニ非サレハ扣訴スル「ハ」得サルハ勿論ナリトノ趣旨況ンヤノ語ヲ用非テ結末ヲ爲シタルヲ以テ之ヲ觀レハ其判定ノ精神ハ已ニ終審ノ裁判ヲ受タル事件ニシテ扣訴權ナキモノトシタルニ在ルカ如シ果シテ其精神此ニ在ルトスル乎扣訴裁判所ノ管理スヘキ事件ニ非サレハ本案ニ付辯明ヲ爲サス唯扣訴權ナシトノ理由ヲ付シ棄却ノ言渡ヲ爲スヘキハ相當ナルニ其玆ニ出テス本案ニ立入り判決ヲ下シタルハ則チ越權ノ處分ニ出テタル不法ノ裁判ナリトス

明治二十年九月十日判決 京都府士族 高橋正剛

(摘要) 管轄違ノ申立アルハ本案ノ裁判ヲ中止シ該申立ニ對シ

ス必言渡ヲ爲サ、ル可カラス
 抑裁判管轄ハ裁判構成ノ全体ニ關スル必用ノモノナレハ管轄
 違ノ申立アル片ハ必ス言渡ヲ爲サ、ル可カラサルヲハ治罪法
 第二百七十七條第二百七十八條ノ法意ニ依テ明白ナリ然ルニ
 今本案公判始末書ヲ閱スルニ公判中檢察官ヨリ管轄違ノ申立
 ヲ爲シタルニ原裁判所ハ之ニ對シ何等ノ言渡モ爲サズ直ニ本
 案ノ裁判ヲ言渡シタルハ上告論旨ノ如ク治罪法第四百十條第
 七項ニ該ル破毀ノ原由アル裁判ナリト判定ス

〔參照〕 舊治罪法

第二百七十七條 檢察官被告人及ヒ民事擔當人ハ始審終審
 ヲ問ハス本案ノ裁判言渡アルマテ何時ニテモ管轄違又ハ
 公訴受理ス可カラサルノ申立ヲ爲スヲ得
 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサ

第百八十七條

管轄違又ハ公
 訴受理ス可カ
 ラサル申立ヲ
 却下シタルハ
 本條ノ判決ハ
 如何ナル理由
 由ハト

ルノ言渡ヲ爲スヲ得

第百八十七條 裁判所ニ於テ前條ノ申立ヲ却下シタル
 トキハ本按ノ判決ヲ待タズ直ニ控訴又ハ上告ヲ爲
 スコトヲ得此場合ニ於テハ本按ノ辯論ヲ停止ス

〔疑義〕 本條裁判所ニ於テ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル申
 立ヲ却下シタルトキ本案ノ判決ヲ待タズ直ニ控訴又ハ上告
 ヲ爲スコトヲ得ヘキモノトシタルハ如何ナル理由ニ因ル乎
 〔説明〕 裁判所ニ於テ是等ノ申立ヲ不當ナリト認メ之ヲ却下ス
 ルノ言渡ヲ爲シタルトキハ是レ直接ニ其影響ヲ本案事件ニ及
 ボスノミナラス其裁判所ヲシテ管轄違タラシメンカ又其公訴
 ヲシテ受理スヘカラサルモノタラシメンカ何レモ其裁判所ノ
 審判ハ全ク無効ニ屬スルモノナリ之レ甚タ事ノ重大ナルモノ
 ナルヲ以テ之ニ對シテハ直ニ控訴又ハ上告ヲ爲スヲ許シタ

ルナリ

(參照) 舊治罪法

第二百七十八條 裁判所ニ於テ前條ノ申立ヲ棄却シタル時ハ本案ノ裁判言渡ヲ待タス直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スヲ得此場合ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停止ス

第二百七十九條 檢察官其他訴訟關係人ハ第二百三十七條ニ定メタル原由アル時ハ違警罪裁判所輕罪裁判所控訴裁判所又ハ重罪裁判所ノ裁判官及ヒ書記ニ對シ忌避ノ申立ヲ爲スヲ得

豫審ヲ爲シタル裁判官其公判ニ干預シ又ハ始審裁判ヲ爲シタル裁判官其終審裁判ニ干預シタル時亦同シ

第二百八十條 忌避ノ申立ハ本案ノ裁判言渡ニ至ルマテ何時ニテモ之ヲ爲スヲ得

忌避ノ申立アリタル時ハ本案ノ辯論ヲ停止ス

第二百八十一條 忌避又ハ回避ノ申立及ヒ其判決ヲ爲スニハ第二百三十八條ヨリ第二百四十五條マテニ定メタル規則ニ從フ

第二百八十二條 忌避又ハ回避ノ申立ヲ棄却シタル時ハ前ニ停止シタルヨリ以後ノ手續ニ取掛ル可シ但五日間辯論ヲ停止シタル時ハ新ニ辯論ヲ爲ス可シ

變災厄難ノ爲メ訴訟手續ヲ停止シタル時亦同シ

(以上舊治罪法第二百七十九條ヨリ第二百八十二條マテノ數條ヲ本編ニ掲ケサルハ是等數條ノ規定ハ本法第二編第二章除斥ノ部ニ移ツシタルヲ以テナリ)

第二百八十三條 公判ニ於テ用フ可キ證據ハ豫審ニ於テ用フ可キ證據ニ同シ

本法ニ於テ該第二百八十三條ヲ削除シタルハ該條ノ全ク不用ナルニ因ルナリ)

第二百八十四條 裁判長ハ檢察官其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ豫審中管轄官吏ノ作りタル調書及檢證書類ヲ朗讀セシムルヲ得

是等ノ書類ハ原被證人ノ陳述ト同一ノ效ヲ有ス

(本法ニ於テハ該第二百八十四條ニ規定セル事項ノ如キハ後ノ公判手續ノ章ニ明文アリ該條ノ不用ナルニ因リ茲ニ掲記セサルナリ)

第二百八十八條 調書ヲ作りタル司法警察官ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ證人トシテ之ヲ呼出スコトヲ得

〔參照〕舊治罪法

第二百八十八條

第二百八十五條 調書ヲ作りタル司法警察官ハ檢察官其他訴訟關係人ヨリ證人トシテ之ヲ呼出シ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ之ヲ呼出スコトヲ得
豫審判事ハ裁判所ノ職權ニ因リ又ハ檢察官其他訴訟關係人ヨリ其裁判所ノ允許ヲ得テ調書説明ノ爲メ之ヲ呼出スコトヲ得

(注意) 本法ニ於テハ舊治罪法第二百八十五條第二項ニ規定セシ豫審判事ヲ調書説明ノ爲メ呼出規定ヲ削除セリ

第二百八十九條

第二百八十九條 豫審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ更ニ之ヲ呼出スコトヲ得
豫審ニ於ケル證人ノ供述書又ハ鑑定人ノ鑑定書ハ更ニ其證人、鑑定人ヲ呼出サ、ルトキ證人、鑑定人呼出テ受ケ出頭セサルトキ又ハ豫審及ヒ公判ニ於ケル供述

鑑定ヲ比較ス可キトキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判長ノ職權ヲ以テ之ヲ朗讀セシムルコトヲ得

〔參照〕舊治罪法

第二百八十六條 豫審ニ於テ訊問シタル證人ハ更ニ之ヲ呼出スヲ得

豫審ニ於テ錄取シタル證人ノ陳述書ハ更ニ其證人ヲ呼出サ、ル時證人呼出ヲ受ケ出廷セサル時又ハ豫審及ヒ公判ニ於テノ陳述ヲ比較ス可キ時ハ檢察官其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判長ノ職權ヲ以テ之ヲ朗讀セシムルコトヲ得

第九十條

第九十條 第一百五條以下ノ規定ハ公判ノ證人ニ第百二十五條以下ノ規定ハ公判ノ鑑定人ニモ亦之ヲ準

用ス

第一百五條以下ハ證人訊問ノ手續ナリ第百三十五條以下ハ鑑定ニ付テノ手續ナリ

〔參照〕舊治罪法

第二百八十七條 第七十八條以下ノ規則ハ公判ノ證人ニモ亦之ヲ適用ス

第九十一條

第九十一條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ出頭スル能ハサルコトヲ疏明シタルトキハ裁判所ハ其部員一名ニ命シ又ハ區裁判所判事ニ囑託シ其所在ニ就テ之ヲ訊問セシムルコトヲ得

第九十二條

第九十二條 檢事、被告人及ヒ民事被告人ノ請求ニ因リ呼出ス證人ノ氏名目錄ハ開廷ヨリ一日前之ヲ各相手方ニ送達ス可シ

証人ノ氏名目録ヲ開廷ヨリ一日前ニ各相手方ヘ送達スルモト爲セ
ルハ如何

(疑義) 証人ノ氏名目録ハ開廷ヨリ一日前之ヲ各相手方ニ送達スルモノハ如何ナル要アル乎

(説明) 証人ノ氏名目録ハ開廷ヨリ一日前之ヲ各相手方ニ送達スルモノハ是レ其各對手人ニ於テハ或ハ其証人ノ若シ第二百二十三條第二百二十四條ニ恰當スルモノニハアラサル乎若クハ其請求シタルモノノ爲メ特ニ利益ナル供述ヲ爲スノ原由アルモノニハ非サル乎ヲ取調ヘ或ハ之ヲ忌避スルコトアル可ク又設ヒ之ヲ忌避スルニ至ラサルモ其攻撃辯護ノ用意ヲ爲スノ機充分ナラシメンコトヲ欲シテナリ

(注意) 檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ呼出ス証人ノ氏名目録ハ豫メ相手方ニ送達スルコトト爲シタルモノナリ

第九十三條

第九十三條 証人ハ互ニ言語ヲ接ス可カラス又供述

前辯論ニ立會フ可カラス己ニ供述ヲ爲シタル後ハ公

廷ニ留ル可シ但裁判長ヨリ退去ノ允許ヲ得タルトキ

ハ此限ニ在ラス

証人私ニ証廷ニ入リ込ミ他証人ノ供述ヲ聞キタルモノアリタルトキハ其証人ハ之ヲ正當ノ証人ト見做スヘカナル乎

(疑義) 証人私ニ証廷ニ入リ込ミ他証人ノ供述ヲ聞キタルモノアリタルトキハ其証人ハ之ヲ正當ノ証人ト見做スヘカナル乎

(説明) 本疑義ニ就テハ法律上格別ノ明文ナキヲ以テ別段ノ明文ナキ上ハ單ニ事實參考ノ爲メタルノミナラス之ヲ正當證人ト爲シテ訊問ス可キコト固ヨリ當然ナリトス何者格別ノ規定ナキトキハ則チ尋常他ノ証人タルヘキ者ト等シク之ヲ訊問セサルヘカラサルコト勿論ナレハナリ

(參照) 舊治罪法

第二百八十八條 証人ハ互ニ言語ヲ接ス可カラス又陳述前

辯論ニ立會フ可カラス

第二百八十九條 證人ハ左ノ順序ニ從ヒ訊問ス可シ

- 一 檢察官ノ請求ニ因リ呼出シタル證人
- 二 民事原告人ノ請求ニ因リ呼出シタル證人
- 三 被告人及ヒ民事擔當人ノ請求ニ因リ呼出シタル證人

第二百九十條 證人數名アル時ハ氏名目錄ノ順序ニ從ヒ之

ヲ訊問ス可シ但裁判長ハ證人ヲ呼出シタル者ノ意見ヲ聽キ其順序ヲ變更スルヲ得

(本法ニ於テ舊治罪法第二百八十九條ヲ削除シタルハ凡ソ訊問順序ハ裁判長ハ適宜之ヲ定ムベシ法律ヲ以テ拘束スルハ不當ナレハナリ)

第九十四條 證人及ヒ被告人ノ訊問ハ裁判長之ヲ爲スモノトス

第九十四條

陪席判事及ヒ檢事ハ裁判長ニ告ケ證人及ヒ被告人ヲ訊問スルコトヲ得
訴訟關係人ハ辯論ニ必要ナリトスル條件ヲ分明ナラシムル爲メ證人ヲ訊問ス可キコトヲ裁判長ニ求ムルヲ得

証人及ヒ被告人ノ訊問ハ裁判長ニ爲セル何ゾヤ

(疑義) 證人及ヒ被告人ノ訊問ハ裁判長之ヲ爲スモノト規定シタルハ如何ナル理由ニ因ル乎

(說明) 證人及ヒ被告人ノ訊問ハ裁判長之ヲ爲スモノト規定シタルハ裁判長ハ公判審理ノ指向者ナルヲ以テ獨リ此ノ權ヲ有スルモノナリ

(疑義) 本條第二項ノ陪席判事檢事ノ裁判長ニ向ヒ訊問スルヲ請ヒタル時ハ裁判長ハ之ヲ許否スルノ權アルヤ

(說明) 本條第二項ノ陪席判事檢事ノ裁判長ニ告クルトアルハ

陪席判事檢事等裁判長ニ訊問スルハ之ヲ許否スルノ權アルカ

陪席判事等
証人被告人等
ヲ訊問シ得ル
ニ拘ラズ訴訟
關係人ニ於テ
辯論ニ必要ナ
ル事項ヲ分明
ナラシムル爲
メ証人ノ訊問
ヲ爲スルヲ裁
判長ニ求ムル
ヲ得ルハ如何
爲セルハ如何

証人及ヒ被告人ヲ訊問ノ事ヲ告知スルニ止ルノミ固ヨリ裁判
長ニ許否ノ權アルニアラス然レトモ順序ヲ定ムルハ裁判長ノ
職權ナレハ時宜ニ依リ其訊問ヲ猶豫セシムルヲ得ルモノナ
リ

(疑義) 本條第二項陪席判事及ヒ檢事ハ裁判長ニ告ケ証人及ヒ
被告人ヲ訊問スルコトヲ得ルニモ係ハラス第三項ニ訴訟關係
人ハ辯論ニ必要ナリトスル事項ヲ分明ナラシムル爲メ証人ヲ
訊問ス可キコトヲ裁判長ニ求ムルコトヲ得ト規定シタルモノ
ハ如何ナル理由ニ因ル乎

(説明) 本條第二項陪席判事及ヒ檢事ハ裁判長ニ告ケテ直チニ
被告人ヲ訊問スルコトヲ得ルニモ係ハラス訴訟關係人等ハ其
辯論ニ必要アリト思惟スル事柄ニ付キ其訊問ヲ裁判長ニ請求
スルコトヲ得ルニ過キサルモノハ是レ訊問ノ條項錯雜シ審理

ノ順序其宜シキヲ失フノ恐アルヲ以テナリ檢事ノ如キハ一方
ヨリ見レハ畢竟訴訟關係人タルニ外ナラスト雖モ立法者ニ於
テハ敢テ前述ノ恐ナキモノト信シ特ニ自ラ訊問フルコトヲ許
シタルナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二百九十一條 証人及ヒ被告人ハ裁判長ニ非サレハ之ヲ
訊問スルコトヲ得ス

陪席判事及ヒ檢察官ハ裁判長ニ告ケ証人及ヒ被告人ヲ訊
問スルヲ得

訴訟關係人ハ辯論ニ必要ナリトスル條件ヲ分明ナラシム
ル爲メ証人ヲ訊問ス可キヲ裁判長ニ求ムルヲ得

第九十五條 証人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ故意
ニ出テ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタルトキ

第九十五條

第九十六條

其要ナクシテ却テ煩雜ナルニ付キ省略セシナリ

第九十六條 被告人聾者啞者又ハ國語ニ通セサル者

ナルトキハ第一百條第一條ノ規定ニ從フ

第一百條ハ通事ヲ命スヘキコトニシテ第一百一條ハ通事宣誓等ノコトナリ

〔參照〕 舊治罪法

第二百九十八條 被告人聾者啞者又ハ國語ニ通セサル者ナ

ル時ハ第五百五十六條第五百五十七條ノ規則ニ從フ

第二百九十九條 被告人數名アル時ハ裁判長其意見ヲ述ヘ

且ツ檢察官其他訴訟關係人ノ意見ヲ聽キ訊問ノ順序ヲ定ムヘシ

裁判長ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル片ハ職權ヲ以テ其順序ヲ變更スルヲ得

〔本法ニ於テ該第二百九十九條ヲ削除シタルハ某被告人訊問順序ノ如キハ裁判長ニ適宜之ヲ定ムヘシ法律ヲ以テ拘束スルハ不當ナレハナリ〕

第三百條 證憑調濟ノ後檢察官民事原告人被告人其辯護人

及ヒ民事擔當人ハ順次發言ス可シ

檢察官其他訴訟關係人ノ陳述ハ他ヨリ妨礙スルヲ得ス
檢察官其他訴訟關係人ハ迭ヒニ辯論ヲ爲スヲ得但辯論ノ最終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ發言セシム可シ

〔本法ニ於テ本編ニ該第三百條ヲ掲記セサルハ後ノ公判手續ノ章ニ規定アレハナリ〕

第三百一條 檢察官公訴ヲ拋棄スト雖モ裁判所ニ於テハ本

案ニ付キ相當ノ裁判ヲ爲ス可シ

〔本法ニ於テ該條ヲ削除シタルハ該條ノ事タル素ヨリ明文

第九十七條

ヲ要スルマテモナク當然裁判官ノ爲サヅルヘカラサルコトニシテ畢竟該條ノ不用ナルニ因ル

第九十七條 裁判所ニ於テ證人被告人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲スコトヲ得サル可シト思料シタルトキハ其證人ノ供述中被告人ヲ退廷セシムルコトヲ得但裁判長ハ證人供述ヲ終リタル後被告人ヲ入廷セシメ其供述シタル事項ヲ告知ス可シ

本條ノ規定ハ共同被告人ニモ亦之ヲ適用ス

(疑義) 本條證人ノ供述終リタルトキ被告人ヲ入廷セシメ其供述シタル事項ヲ告知セシムルハ如何ナル要アル乎

(說明) 證人ノ供述終リタルトキ被告人ヲ入廷セシメ其供述シタル事項ヲ告知セシムルモノハ其證人ノ供述ニ付テハ被告人ヲシテ十分ナル辯護ヲ爲サシメサル可カラサルヲ以テナリ故

證人ノ供述が終リタルニ被入廷セシメ其供述シタル事項ヲ告知セシムルハ如何

ニ又其證人ノ供述ニ對シ被告人ニ意見アルトキハ十分之ヲ申立テシメサルヘカラサルナリ

第九十八條

第九十八條 裁判長ハ各證憑ノ取調終リタル毎ニ被告ノ意見アリヤ否ヲ問ヒ且其利益ト爲ル可キ證憑ヲ差出スヲ得ヘキコトヲ告知ス可シ

適例

明治十九年四月廿七日判決 茨城縣平民 折本利八

(摘要) 証憑物件ヲ被告人ニ示シ辯解ヲ爲サシメスシテ心証ノ資料ニ供スルハ不法ナリ
抑探証法ノ原則タルヤ心証ノ資料タラシムル所ノ証憑ハ必ス被告人ニ辯解ヲ爲サシメ其反証ヲ掲ケシメタル上ニアラサレハ之ヲ探資スルヲ得サルモノニシテ殊ニ輕罪公判ノ場合ニ

在テハ治罪法第三百五十二條第三項ニ規定アツテ歷然タリト
 ス今原裁判言渡書ヲ閱スルニ(其証憑ハ貝塚五左工門ノ告訴狀
 當應豫審掛ニ於テ取集シタル新庄温純具塚甚五兵工菅澤藤一
 郎折本又四郎菅澤庄平菅澤權次郎折本茂平訊問調書戸長加閱
 次郎八ニ於テ右豫審掛ヘ送付セシ回答書類田伏分署ニ於テ取
 集シタル官吏ノ告發調書被告訊問調書云々)トアルヲ以テ此等
 ノ証憑ハ果シテ右ノ原則及ヒ規定ニ法リ被告人ニ自由ノ辨解
 ヲ爲サシメタル上心証ノ資料タラシメタルヤ否ナ之ヲ公判始
 末書ニ徵スルニ其中僅ニ具塚五左工門ノ告訴狀及ヒ貝塚甚五
 兵工菅澤藤一郎カ豫審調書ヲ朗讀辨解ナサシメタルモ他ノ証
 憑ニ至テハ總テ右等ノ手續ヲ踐行シタル事蹟アルヲ見サルナ
 リ果シテ然ラハ原裁判官ニ於テ被告人ニ辨解モナサシメサリ
 シ証憑ヲ直ニ資テ以テ心証ノ材料タラシメタルニ在ルヤ明駁

タリ右ハ代言人カ擴張趣旨ノ如ク越權ノ處分アル不法ノ裁判
 ナルヲ以テ破毀ノ原由アル者ト判定ス

明治十九年十二月七日 判決 廣島縣平民 住本保次郎

(摘要)公廷ニ於テ被告人ニ示シ辨解ナサシメサル証據ヲ採リテ
 斷罪ノ資料ト爲スハ違法ナリ

抑モ斷罪ノ資料トシテ判文ニ明示スヘキ証憑ハ細大トナク咸
 ナ公廷ニ於テ朗讀シ被告ニ辨解セシメサレハ遂ニ或ハ不測ノ
 害ヲ被告ニ歸與スルヲナキヲ保シ難シ此故ニ治罪法第三百五
 十二條等ノ設ケアル所以ナルニ今原則文ヲ閱スレハ其証憑ハ
 相當官吏ノ訊問調書及ヒ被告ノ白狀ニ據リテ充分ナリトスト
 明示シアレモ公判始末書ニ據ル片ハ未タ曾テ其調書ヲ朗讀シ
 以テ被告ニ辨解セシメシ實アルヲ見ス之レ則チ上告論旨ノ如
 ク乖法ノ處分ニシテ破毀ノ原由アル裁判ナリトス

第九十九條

第九十九條 辯論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽キ直チニ之ヲ裁判ス可シ

公判ノ手續トハ如何カ

(疑義) 公判ノ手續トハ如何

(説明) 本條ニ所謂公判ノ手續トハ重モニ審査ノ手續即チ證人訊問若クハ鑑定ノ手續又ハ同一ノ被告人ニ對スル二箇以上ノ事件ヲ附帶事件トシテ之ヲ併合シ若クハ分離スルノ手續其他此種ニ屬スル手續ヲ汎稱シタルモノナリ

(參照) 舊治罪法

第三百二條 辯論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタル時ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ意見ヲ聽キ直チニ之ヲ判決ス可シ但其判決ニ對スル控訴又ハ上告ハ本案ノ裁判言渡アリタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第二百條

(舊治罪法第三百三條ヲ本編ニ掲記セサルモノハ本法第一編第四條ノ修正ニテ盡セルヲ以テナリ而シテ該第三百三條第四條ノ參照ニアリ就テ見ル可シ)
(注意) 本條異議ノ申立アリタルトキノ裁判ハ本案ノ裁判言渡後ニ非サレハ之レカ上訴ヲ爲シ得サルモノナリ

第二百條 裁判所ニ於テハ公訴ノ判決ト同時ニ私訴ノ判決ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ取調未ダ十分ナラサルトキハ公訴ノ判決アリタル後其判決ヲ爲スコトヲ得

(疑義) 刑事裁判所ニ於テ公訴ニ付キ無罪免訴ノ言渡ヲ爲シタルトキハ私訴ニ付キ如何ナル言渡ヲ爲スヘキ乎
(説明) 刑事裁判所ニ於テ公訴ニ付キ無罪免訴ノ言渡ヲ爲シタル片ハ私訴ニ付キ如何ナル言渡ヲ爲スヘキ乎佛國ニ於テハ重罪

刑事裁判所ニ於テ公訴ニ付キ無罪免訴ノ言渡ヲ爲スル言渡如何ナル言渡ヲ爲スル言渡

セル後ニ被告
人カ死セルハ
其子孫ニ對シ
テ刑事裁判所
ニテ私訴ノ判
請求ヲ爲ス
得ルカ

死去シタル時ハ其子孫ニ對シ刑事裁判所ニ於テ私訴ノ裁判ヲ爲スコトヲ得ヘキヤ將タ之ヲ棄却スヘキヤ

(説明) 被告人死去シタル時ト雖モ其子孫ハ當然其被告人タルノ資格ヲ相續スル者ニ非ス依テ其子孫ニ向テ賠償返還ヲ要求セント欲セハ更ニ檢事裁判所ニ訴ヲ起サ、ルヘカラス

(參照) 舊治罪法

第三百六條 裁判所ニ於テハ公訴ノ裁判ト同時ニ私訴ノ裁判言渡ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ取調未タ充分ナラサル時ハ公訴ノ裁判アリタル後其裁判言渡ヲ爲スコトヲ得

第二百一條 被告人有罪ト爲リタルトキハ裁判所ノ職權ヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用ノ全部又ハ一分ヲ負擔ス可キ言渡ヲ爲ス可シ

第二百一條

有罪ト爲リタル
被告人ニ對シテ
訴訟費用ヲ負擔
セムルコトヲ爲
セルハ何ゾ

免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テ公訴ニ關スル訴訟費用ハ國庫之ヲ負擔ス
私訴ニ關スル訴訟費用ノ負擔ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

(疑義) 事件ハ被告人之ヲ作り從テ公訴起リ遂ニ有罪ト決シタルニモ係ハラズ其公訴ニ關スル訴訟費用ノ全部又ハ一分ヲ被告人ニ負擔セシムルモノトシタルハ何ソヤ

(説明) 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡アリタルトキハ公訴裁判費用ハ官固ヨリ之ヲ擔當シ其刑ノ言渡アリタルトキ裁判所ノ職權ヲ以テ公訴裁判費用ノ全部又ハ一分ヲ被告人ニ擔當スヘキノ言渡ヲ爲シ必シモ其全部ヲ擔當セシメサルモノハ是レ檢事ノ誤見ニ因リ無益ノ費用ヲ要シタルトキハ被告人ヲシテ其全部ヲ擔當セシムルハ甚タ不當ナレハナリ

〔參照〕 舊治罪法

第三百七條 被告人刑ノ言渡ヲ受ケタル時ハ裁判所ノ職權ヲ以テ公訴裁判費用ノ全部又ハ幾分ヲ擔當ス可キノ言渡ヲ爲ス可シ

免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テ公訴裁判費用ハ官ニテ之ヲ擔當ス可シ

私訴裁判費用ハ民事ノ規則ニ從ヒ敗訴シタル者之ヲ擔當ス可シ

第二百二條

第二百二條 被告人有罪ト爲リタルト否トヲ問ハス没収ニ係ラサル差押物ハ所有者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ爲ス可シ

没収ニ係ラサル差押物ノ還付ヲ爲ス者ニ付テノ疑問

〔疑義〕 裁判所ノ命令及ヒ言渡ノ執行ノ指揮ハ裁判所構成法第六條ニ依リ當然檢事ノ職權ニ屬セリ去レハ贓物若クハ證據品

書類物品ノ送達ヲ爲サシムル者ニ就テノ疑問

ヲ還付スル場合ニ在テハ公判又ハ豫審掛ノ主任書記ニテ其手續ヲ爲ス可キモノナル乎將タ檢事局書記ニテ之カ取扱ヲ爲ス可キ乎又各主任書記檢事ノ指揮ヲ受ケ處分スヘキヤ檢事ノ指揮ヲ受ケ處分スルトモ甚タ便宜ニシテ殊ニ贓物還給ノ如キニ至リテハ民事要償ノ一部ナレハ却テ檢事局ニ於テ直接ニ取扱ハサル方相當ノ様ナレモ右ハ何レヲ以テ注意ニ適シタルモノトスヘキヤ

〔說明〕 檢事ハ刑ノ執行官ナレハ贓物並證據品等ヲ還付スルニ各書記ヲ指揮シ錯雜ノ憂ナキ様便宜取扱ハ當然ノトトス

〔疑義〕 従前ハ執達吏規則第三條第一ニ書類物品ノ送付ハ本人ヲ召喚下付スルカ又ハ通運便ニ托スルカノ兩途ヲ取り居ルモ本法實施後ハ總テ執達吏ヲシテ送付セシムル者ナルヤ

〔說明〕 還給ノ言渡アリタル書類物品等ハ其言渡ヲ受ケタル者